

令和7年 第4回定例会

# 青木村議会会議録

令和7年12月4日 開会

令和7年12月12日 閉会

青木村議会

令和七年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録

令和七年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録

## 令和7年第4回青木村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月4日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○議案第1号の上程、説明	10
○議案第2号の上程、説明	11
○議案第3号の上程、説明	12
○議案第4号の上程、説明	14
○議案第5号の上程、説明	22
○議案第6号の上程、説明	22
○議案第7号の上程、説明	23
○陳情第1号の上程、説明	24
○陳情第2号の上程、説明	25
○散会の宣告	28

### 第 2 号 (12月9日)

○議事日程	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○事務局職員出席者	30
○開議の宣告	31

○議事日程の報告	3 1
○一般質問	3 1
塩澤敏樹君	3 1
松本淳英君	4 4
宮澤政美知君	5 7
松澤広海君	7 3
北澤久美子君	7 6
坂井弘君	8 5
宮入典子君	1 1 5
小林久美子君	1 2 1
○委員会付託	1 3 4
○散会の宣告	1 3 4

### 第 3 号 (12月12日)

○議事日程	1 3 7
○出席議員	1 3 7
○欠席議員	1 3 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 7
○事務局職員出席者	1 3 8
○開議の宣告	1 3 9
○議事日程の報告	1 3 9
○委員長審査報告	1 3 9
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 3 9
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 6 7
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 6 8
○議案第7号の質疑、討論、採決	1 6 9
○陳情第1号の質疑、討論、採決	1 6 9

○陳情第 2 号の質疑、討論、採決	1 7 2
○閉会の宣告	1 7 2
○署名議員	1 7 5

令和 7 年 1 2 月 4 日（木曜日）

（第 1 号）

## 令和7年第4回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和7年12月4日(木曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 上田地域広域連合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 4号 令和7年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 5号 令和7年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 6号 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 7号 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第10 陳情第 1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について
- 日程第11 陳情第 2号 「青木村太陽光発電設備の適正な設備及び維持管理に関する条例」の見直しを求める陳情書
- 日程第12 一般質問

---

### 出席議員(10名)

- |    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林久美子君 | 2番  | 松澤広海君  |
| 3番 | 北澤久美子君 | 4番  | 宮澤政美知君 |
| 5番 | 宮入典子君  | 6番  | 松本淳英君  |
| 7番 | 塩澤敏樹君  | 8番  | 平林幸一君  |
| 9番 | 坂井弘君   | 10番 | 金井とも子君 |

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	稲垣和美君	商工観光移住 課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 総務会計課長 兼防災危機 管理監	高柳則男君
建設農林課長	奈良本安秀君	教育次長兼 公民館長	小林宏記君
保育園長	成沢亮子君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道兼 推進監兼 上下水道係長	小林義昌君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 兼副防災危 機管理監	上原博信君	建設農林課 課長補佐兼 建設係長	横沢幸哉君
税務会計課 資産税係長	小山明之君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター長	早乙女 敦君
総務企画課 担当課長兼 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係長	金井大介君
住民福祉課 保健衛生係長	上原加代君	住民福祉課 住民福祉係長	津田直樹君
税務会計課 住民税係長	片山雅史君	総務企画課 庶務係長	増田佳樹君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	依田哲也君	代表監査委員	沓掛計三君

事務局職員出席者

事務局長 稲垣和美 事務局員 依田哲也

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（平林幸一君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第4回青木村議会定例会を開催します。

---

◎議事録署名議員の指名

○議長（平林幸一君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、4番、宮澤政美知議員、9番、坂井弘議員を指名します。

---

◎会期決定

○議長（平林幸一君） 日程第2、会期決定について議題にします。

お諮りします。

去る11月28日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日4日より16日までの13日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月16日までの13日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日4日開会、議案説明のみで散会といたします。5日金曜日は議案審査のため休会、6日、7日は休日のため休会、8日月曜日は議案審査のため休会、9日火曜日は一般質問と委員会付託を行います。10日水曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、11日木曜日は議案審査のため休会、12日金曜日は委員長報告・審議・採決、13日、14日は休日のため休会、15日月曜日は教育委員会休日のため休会、16日火曜日は審議・採決といたします。

---

### ◎村長挨拶

○議長（平林幸一君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第4回青木村村議会12月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様  
に御出席をいただきまして、ありがとうございます。日頃より皆さんには、村政の運営に御  
理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

10月21日に自由民主党の高市早苗総裁が、第104代首相に指名されました。日本の憲政史  
上初めて女性の首相が誕生したわけでございます。高市内閣の支持率は発足以来、歴代屈指  
の高水準を維持しております。高市首相は所信表明演説で「責任ある積極財政」で暮らしや  
未来への不安を希望に変え、強い経済をつくる決意を強調いたしました。

一般的には、積極財政は、財政支出を増やすことで消費や投資を喚起し、景気を支えられ  
る雇用創出につながる社会インフラ整備に予算を投じるなどのメリットがある一方、赤字財  
政の拡大につながりやすかったり、財政の健全化が遅れたりするデメリットもあると言われ  
ております。

高市首相が尊敬いたしますマーガレット・サッチャー元英首相のかつての発言は、「国家  
が支出を増やすには国民の貯蓄から借りるか増税しかない。公のお金などない。あるのは納  
税者のお金だけだ。」を引用いたしまして、為政者のみだりな財政拡大を心配するメディア  
の論説に対しまして、高市首相は、「国民の皆さんからお預かりしている大切なお金を有効  
に活用し、安全で安心して暮らせる日本をつくるのが今を生きる私たちの未来に対する責  
任だ。」と説明いたしました。地方行政からは、地域の活性化への期待も高まっております。

さて、今年も残すところあと僅かとなりました。国内の1年間の主な出来事を時系列で振  
り返ってみたいと思います。

1月に、埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生いたしました。

2月に、岩手県大船渡市で大規模山林火災が発生いたしました。

4月に、大阪・関西万国博覧会が開幕しました。

8月、九州地方で大雨災害が発生いたしました。

8月、太平洋戦争終戦から80年目の節目を迎えました。

10月、初の女性首相、高市内閣が発足いたしました。

昨年夏からの米不足により米価の高騰がありまして、3月には備蓄米の放出がございました。

春から熊の被害が相次ぎ、死亡者数は過去最多となりました。

また、青木村では、3月に国道143号青木峠バイパス関連工事が着工いたしました。

4月には、あおきネットワーク整備事業のあおきチャンネルが放送を開始いたしました。

4月には、青木村長選、村議会議員選挙が執行されました。

4月には、五島慶太の日に、慶太伝の立志編が発刊されました。

4月には、村民の憩いの場所であります「あおきカフェ」を月1回開催をいたしました。

9月、村内の女性が県内最高齢の者に決定いたしました。

10月、五島慶太未来創造館が入場者数3万人を達成いたしました。

など、主な出来事がございました。

今年度の大きなプロジェクトの1つであります「あおきネットワーク整備事業」につきましては、まず、あおきの電話の工事についてでございますが、現在約1,400の設置工事が完了しておりまして、工事の進捗状況は、85%程度になっております。年末までには、95%程度まで進む予定でございます。

総額11億円を超える村を挙げての青木村独自の情報インフラになります。ぜひ自宅、地域で広く活用いただきまして、便利で快適な情報環境を整えていただければと思います。

新しい仕組みでありますので、使い方教室を地区単位や団体の会合の席で小まめに実施してまいります。来年3月竣工に向けて、引き続き、関係者の御協力をいただき推進してまいります。

次に、青木村特産のタチアカネそばにつきましては、昨年は記録的な不作でありましたことから、収穫量の確保を目指し、今年度初めて春播き夏そばに挑戦をいたしました。

春播き夏そばと秋そばの2期作に取り組んだ結果、平年並みの収穫量が確保できました。増産により御協力をいただいた農家の皆さんに感謝を申し上げます。

令和の米騒動につきましては、いまだ銘柄米を中心とする価格高騰が収まりません。米の作柄は、7月下旬以降の高温・少雨の影響があったものの、作況の単収指数は103でありまして、平年を上回る作柄となりました。消費者が高騰する米価対策に苦心する一方、米農家は約10年ぶりに久々の笑顔が戻ってきた年でもございました。

今年、九州を除きます全国で相次ぐ熊による被害は、死亡者も出るなど大変大きな社会問

題となっております。

村では、早速初めての熊対策会議を開催するとともに、猟友会のアドバイスをいただき、対策を講じているところでございます。今議会では、小学校・中学校の子供たちに、熊よけの鈴を配付する予算を計上させていただきました。村内には、熊の目撃情報もありますことから、しっかり対処してまいります。

村内のガソリンスタンドのうち、1店舗が経営者の高齢化と後継者がいないことから、閉店の話まで出ておりましたが、村内の運輸・物流企業にお願いして、店舗を引き続き営業していただくことになりました。ガソリン等は村民の重要な社会インフラでありますので、安堵しているところでございます。

国内の経済動向につきましては、内閣府が11月26日に発表いたしました月例の経済報告によりますと、「景気は、アメリカの通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。」としております。

さて、予算編成の時期となりました。

国の令和8年度の予算では、歳出全般にわたりまして施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

なお、要求・要望につきましては、賃金や調達価格の上昇を踏まえまして行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しを踏まえ、経済・物価動向を適切に反映することとしているとのことでございます。

国力の衰退を招き過ぎないため、緊縮財政による責任ある積極財政へと舵を切った高市首相が策定いたしました総合経済対策、総額21.3兆円と物価高対策や減税に注力した大規模なものとなりました。

11月17日に内閣府から、今年度補正に関しまして、経済対策の策定指示を踏まえ、重点支援地方交付金の取扱いについて考え方が示されました。

これによりますと、生活者や中小企業・小規模事業者、農林水産業への支援など、地域の実情に合った物価対策について、可能な限り年内の予算化に向けた検討を前広に進めていくようにとの指示がございました。今後の国からの具体的な連絡を待ちまして、村としての具体的な検討に入っていきたいと考えております。

県では、予算編成方針のポイントを人口減少など時代の大転換期を迎える中、対話と競争に努め、県民の起点・現場重視で確かな暮らしを守り、豊かな社会をつくるとの強い意思を持ち、職員相互に協力して予算編成に当たるとしております。

主な項目につきましては、生産性の向上・人材確保等を通じた産業競争力の強化、そして、賃上げ促進・福祉的支援の充実等による家計可処分所得の向上、農地・人材等の総合的な改革による持続可能な農業の実現、病院の役割分担と連携強化による安全・安心な医療提供体制の構築です。

村でも、これから来年度の予算編成作業に入ります。

世界的に起きている紛争や気象変動、災害の頻発など私たちの生活に及ぼす影響も大きく、自分たちの自治体の問題は何か、保有している資源は何か、それを活用して財源にできないかなど考えていく必要がございます。

幸い青木村は、きれいな水や空気、山林、安全・安心な食材など、自然の恵み豊かな地域でございます。目の前の暮らしに対応しつつ、長期的な展望を見据え、自らの身は自ら守るという姿勢で戦略を描いてまいりたいと存じます。

物価高によります歳出の増加や義務的経費が増加している中、限られた財源をより効率的・効果的に配分するとともに、施策の忠実な推進を図り、元気で豊かな優しい村づくり、日本一住み続けたい村づくりに取り組んでまいります。

厳しい財政状況の中ではありますが、創意と工夫で最大の効果が得られるよう、役場職員の英知を結集してまいります。

次に、さきの9月から本日までの主な行事等について報告をさせていただきます。

9月8日、高齢者祝賀事業による訪問を行いました。今回、米寿40名、白寿3名、百歳3名、101歳2名、102歳3名、112歳1名の方々が御長寿のお祝いの日を迎えられました。

大正2年に生まれた112歳の宮澤たけ子さんは、長野県内最高齢者となりまして、県からのお祝いも贈呈されました。皆さんもこれからもお元気でお過ごしいただきたいと思っております。

9月26日、27日に「Sparkle（スパークル）～光輝くみんなの個性」をテーマに、中学校のこまゆみ祭が行われました。

ヒップホップダンスは、音楽に合わせたところ狭しと踊る生徒たちの迫力ある表現に圧倒されました。また、フリーフェスティバルでは、個々の生徒たちの個性を大切にしたい貴重な表現の場となっていて、新しい文化祭の在り方を見せてもらいました。

さらに、今年も中学3年生を中心に行われました義民太鼓がすばらしく、青木中学校の伝統がしっかり引き継がれました。今年の義民太鼓の活動の様子は、新聞にも特集記事として大きく取り上げられたところでございます。

10月4日、保育園の運動会が行われました。みんなが参加しやすい実施時間を考え、にぎ

やかに行われました。年長さんは、今年もお兄さん、お姉さんとしての役割をしっかりと果たしており、子供たちの成長の様子が分かりました。

10月10日、小学校の音楽会が行われました。高学年の難しい合奏には、全校の子供たちが手拍子を打って、リズムが取りやすいように応援するなど、子供たちの気持ちが一つになっていることが分かりました。そんな音楽会でした。ミッキーマウスが出たり、忍者が登場したり、工夫を凝らした音楽会になっておりました。

10月12日、村民体育祭が行われました。参加しやすい種目をみんなで考え、実施したところですが、大きな歓声が起き、盛り上がった運動会になりました。

終わった後の公民館主事さんたちの反省会では、「やってよかった。」「次回は、年代別のリレーを復活したい。」など積極的な意見が出されました。コロナ禍以降に地域のまとまりを強める事業が開催されたことは、大きな成果でございました。

11月4日、5日には、小学校の6年生が東京へ修学旅行に行ってきました。五島慶太翁の顕彰運動に取り組んできたことを受けまして、6年生が渋谷の東急を訪れるようになって4年目になります。

今年も子供たちは、青木村を宣伝しようとポスターや紹介ビデオを作成して発表をしてきたところがございます。子供たちが作成した全てのポスターは、来年3月まで渋谷駅に掲示していただけるとのことでございます。

今年で10回を迎えます温泉総選挙2025に、田沢温泉、沓掛温泉が初参加いたしました。湯治湯の流れをくみます、健康に資する温泉の郷がエントリーする、湯治ウェルネス部門におきまして、大勢の方に投票をいただきました。

沓掛温泉が全国3位、田沢温泉が同じく4位となりました。応援、御協力をいただいた皆さんに心から感謝を申し上げます。

第21回青木村産業祭・タチアカネ新そばまつりが11月15日、16日の2日間開催されました。初日にテレビの生中継、ラジオの公開放送が行われたこともありまして、たくさんの皆さんにお越しをいただき、タチアカネ新そばを用意いたしました各日の550食は早々に完売となりました。

恒例となりました青木カラオケバトルをはじめ青木の小学生、中学生が大勢参加するダンスサークルのパフォーマンスなど、各種ステージイベントや青木村内の各団体をはじめ、姉妹都市、友好都市からも会場内を埋め尽くすほどの出展をいただいたりなど大盛況のうちに幕を閉じました。

11月18日には、小学校で初めてお仕事ゼミが開催されました。村内の17の事業所に、小学生に分かりやすく、仕事の内容を紹介し体験できるように工夫したワークショップを開いていただきました。初めての試みではございましたが、子供たちには大好評でございまして、働き手不足が顕著になっている中、将来の自分の夢を持ってもらうためには大変大事な取組になりました。地域の事業所の皆さんに感謝をしたいと思います。

11月22日、上田東急R E I ホテルで開催されました公益財団法人千曲寮の解散に伴う記念式典にお招きをいただき、ありがとうございました。ありがたいことに、村への奨学基金といたしまして5,000万円を御寄附いただくことになりました。

この千曲寮は、五島慶太翁が中心となって、信州出身の若者たちが安心して生活を送り、勉学に努めるようにと設立されました。

翁は、自らが苦学した経験、そして教員として働いた経験から、このように着想いたしまして、実行に至ったものと思われまふ。大正7年の設立から107年の間に、多くの未来ある若者たちがここから巣立っていきました。

東京圏に残った皆さんも、ふるさと信州に帰った皆さんも、それぞれの場所で活躍されています。皆さんの深い絆があったからこそ、100年という長い年月を超えて存続してこられたと思います。

寄附金につきましては、青木村の若者たちが未来を大きく描くための奨学金として活用させていただきますと思います。

11月30日、「慶太伝ー立志編ー」著者の根本忠一先生を講師にお迎えいたしまして、五島慶太未来創造館開館5周年の記念企画といたしまして、「可能性を切り拓く未来へー五島慶太の生地青木村からの発信ー」と題した講演会を青木村文化会館で開催いたしました。

たとえ生きている時代は違っても、慶太翁の強烈なメッセージは私たちの心に響きます。先生には、慶太翁の真実の姿を伝えていただき、感謝申し上げます。

次に、今議会に上程いたしました令和7年度12月補正予算の概要について申し上げます。

一般会計（第3号）補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ3,987万1,000円を追加いたしまして、総額を34億1,547万6,000円といたします。

令和7年12月補正予算における一般会計の主な事業を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、1番の地方交付税は、これは村営バスの運行管理費、それから保育所の工事請負費に関する分でございます、590万円の増。

2番は、小・中学校のICT環境整備事業に160万円の増。

3 は、農業委員の報酬追加分で96万円の増。

4 番は、松くい虫の関連事業でございまして、310万円の増。

5 番は、青木運輸倉庫様より、100万円の御寄附をいただきました。

繰越金については、前年度からの繰越金といたしまして、2,531万円を増いたしました。

小・中学校のLED化工事に170万円を増いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

1 番の積立金でございしますが、これは五島慶太翁の顕彰事業の基金といたしまして、100万円を積み立てます。

2 番は、青木村地域公共交通計画の改定業務に244万2,000円。

3 番は、保育所の灯油配管の布設替え工事に594万円の増。

それから、農業委員会の報酬追加分として96万円の増。

農業振興費といたしまして、原地区の現地の測量等で132万円の増。同じく、水田営農推進機械施設等導入事業の補助金といたしまして1件58万6,000円の増。それから、松くい虫の関連事業といたしまして620万円の増。

8 番といたしまして、ガソリンスタンドの事業継承に係る施設の改修の補助といたしまして540万円の増。

9 番といたしまして、小学校のネットワークの改修工事の追加分といたしまして130万円の増。

10番、中学校、同じくネットワークの改修工事の追加分といたしまして130万円の増でございます。それから、外灯のLED化に132万円の増でございます。

以上、補正予算の内容について説明をさせていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（平林幸一君） 村長の挨拶が終わりました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第3、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和7年12月4日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページをお願いいたします。

一部改正概要の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

令和7年人事院勧告（国）及び県人事委員会勧告に基づき、国、県が実施する給与制度の見直しを踏まえ、当村においても民間の給与水準との均衡を維持しつつ実施するものでございます。

給料表は、令和7年4月より遡って県の給料表を適用し、期末勤勉手当については、年間支給月数を4.60月分から4.65月へ0.05月分引き上げるものでございます。

定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末勤勉手当の年間支給月数を2.40月から2.45月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

また、令和8年度からの支給分については平準化し、6月、12月支給ともに、一般職員にあっては2.325月とし、定年前再任用短時間職員にあっては1.225月とするものでございます。

詳細は、下段の表のとおりでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げます。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第4、議案第2号 青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、御説明申し上げます。

議案第2号 青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例（案）。

令和7年12月4日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページを御覧ください。

青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、提出理由を

概要説明により説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第3項の規定により「地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて地方公共団体が指定するものに、当該施設の管理を行わせることができる。」としています。

キャンプ場の管理について、平成10年度より村直営で行ってきましたが、利用者の多様化するニーズに効果的かつ効率的に対応するため、併せて住民サービスと利用者満足度の向上を目的とし、指定管理者制度を導入できるよう、本議会で条例の全部改正をお願いするものです。

特に関心が集まる使用料について、説明させていただきます。

1、条例第6条の2項、使用料について。

別表の使用料は、社会情勢や近隣同種施設の使用料を考慮し、上限額と提案させていただきます。使用料については、この範囲内で指定管理者からの申請により村長が承認することになります。

2、宿泊棟の使用料について。

宿泊棟、1棟1夜5万円はひととき高額に感じられると思いますが、ここでは今までの利用実績から1棟当たりの最大使用料金を上限額としましたので、現状と変わりはありません。算出根拠は記載のとおりです。

3として、周辺のキャンプ場使用料金を参考におつけしました。

以上、青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第3号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第5、議案第3号 上田地域広域連合規約の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第3号について御説明申し上げます。  
議案第3号 上田地域広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項、本文の規定により、上田地域広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

令和7年12月4日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

提案の趣旨でございます。現在上田地域広域連合が計画する資源循環型施設につきましては、清浄園用地を建設地として決定し、現在は事業者選定の手続に着手しております。今後、建設に向けて予算化を進めるに当たり、広域連合規約において、関係市町村負担金の負担割合を新たに定める必要がございます。

このため、上田地域広域連合から関係市町村に対しまして、広域連合規約の変更について、地方自治法の規定に基づく協議依頼がありましたことから、提案をさせていただくものでございます。

広域連合規約の変更内容について申し上げます。

別表中ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務に、(4)統合クリーンセンター(資源循環型施設)を追加し、関係市町村の負担割合を定めるとともに、備考についても所要の改正を行うものでございます。

まず、建設費につきましては、上田市、東御市、青木村、長和町の関係市町村、全てが均等割10%、ごみの投入量割90%による負担といたします。

次に、管理運営費につきましては、投入量割100%による負担といたします。

最後に、統合クリーンセンター建設に伴う地域振興事業を行う上田市に対する補助に要する経費につきましては、施設の受入れ市町村である上田市が実施する周辺整備や地元要望といった地域振興事業に対しまして、広域連合が行う補助に要する経費について、上田市を除く、東御市、青木村、長和町が建設費と同じ割合で負担するものでございます。

統合クリーンセンター(資源循環型施設)に関する負担割合につきましては、ごみ処理広域化計画の検討のとおり、全ての市町村が施設統合による受益を享受することから、建設費に均等割を組み入れ、建設費及び管理、運営費ともに、主としてごみの投入量に応じた算定とすることで、関係市町村のごみの減量化への動機づけとしております。

別表の備考につきましては、負担割合の算定年度等について追加する所要の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この規約は令和8年2月1日から施行したいというもので

ございます。

以上、議案第3号について御説明を申し上げます。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第6、議案第4号 令和7年度青木村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、総務企画課長より説明をいただき、歳出については、教育長、各担当課長よりお願いをします。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第4号について御説明申し上げます。令和7年度青木村一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度青木村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,987万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,547万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債補正第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月4日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、起債の目的、脱炭素化推進事業債、限度額、補正後1,780万円とするものでございます。小・中学校の照明、LED化工事の事業費が確定したため、170万円の借入増となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

7ページ、8ページを御覧ください。

2、歳入について御説明申し上げます。

款10、項1、目1 地方交付税は956万7,000円を追加し、13億7,726万7,000円とするもので、普通交付税並びに特別交付税が見込みより増でございます。

款12分担金及び負担金、項2 負担金、目3 衛生費負担金は62万7,000円を減額し、972万

9,000円とするもの。

目4 土木費負担金は261万6,000円を追加し、2,204万1,000円とするもので、上下水道の職員の人件費に係る負担金が人事院勧告等により伴い増減となったものでございます。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金は24万5,000円を追加し、452万6,000円とするもので、節1 社会福祉費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

目5 教育費国庫補助金は160万円を追加し、487万1,000円とするもので、学校情報機器活用支援整備費補助金は、GIGAスクール構想支援体制整備に係る学校のネットワーク改修工事を行うための補助金でございます。

続きまして、款15 県支出金、項2 県補助金、目3 農林水産業費県補助金は406万円を追加し、8,382万7,000円とするもので、節1 農業費補助金96万円は、農地利用最適化交付金として農業委員16名の報酬を上乗せするものでございます。

節2 林業費補助金310万円は、松林健全化推進事業（伐倒駆除）に係る追加要望200立方メートル分の補助金でございます。

続いて、款17、項1 寄附金、目1 一般寄附金は100万円を追加し、1,470万2,000円とするもので、このほど青木運輸倉庫株式会社様より、五島慶太翁顕彰事業の運営資金として100万円の御寄附をいただきましたことから補正をお願いするものでございます。

続いて、款18 繰入金、項1、目1 基金繰入金は560万円を減額し、3億6,717万1,000円とするもので、情報通信ネットワーク等高機能化促進事業に係る人件費分について、見込みにより減でございます。

続いて、款19、項1、目1 繰越金は2,531万円を追加し、2億162万7,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続きまして、款21、項1 村債、目2 脱炭素化推進事業債は、170万円を追加し、1,780万円とするもので、小・中学校の照明をLED化する工事に係る起債でございます。

続いて、9ページ、10ページを御覧ください。

3、歳出につきましては、担当ごとに御説明申し上げます。

なお、節1 報酬から節4 共済費までは、異動及び人事院勧告等に伴う人件費の補正となりますので、説明は省略させていただきます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は490万8,000円を追加し、2億5,150万4,000円とするもので、11、12ページへまいりまして、節12

委託料13万2,000円は、子ども・子育て支援金制度に対応した人事給与システムの改修費用として計上いたしました。

目5財産管理費は100万円を追加し、1億3,752万円とするもので、節24積立金は、青木運輸倉庫株式会社様からいただいた寄附金100万円を五島慶太翁顕彰事業基金として積み立てるものでございます。

目6企画費は89万円を減額し、5,158万3,000円とするもの。

目8情報通信サービス事業費は560万円を減額し、3,647万7,000円とするもので、いずれも人件費に係る補正でございます。

13ページ、14ページへまいりまして、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は249万5,000円を追加し、2,957万2,000円とするもので、節12委託料、244万2,000円は、地域公共交通計画改定に伴う評価検証業務委託料として計上いたしました。

39ページ以降につきましては、給与費明細書をおつけしてありますが、今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第4号 令和7年度一般会計補正予算（第3号）につきまして、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（平林幸一君） 続いて、高柳税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、税務会計課関係の補正予算について御説明申し上げます。

11、12ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費19万6,000円を追加し、2,263万3,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等、節4共済費について人事異動及び人事院勧告による補正を行うものです。

次に、13、14ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、項3徴税費、目1税務総務費64万6,000円を追加し、2,849万4,000円とするもので、節1報酬は、実績により見込みより減、節2給料、節3職員手当等。

15、16ページにまいりまして、節4共済費の人件費については、人事異動及び人事院勧告による補正。

節8旅費は、実績により見込みより増とするものです。

以上、税務会計課関係の補正予算について御説明申し上げます。

○議長（平林幸一君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

15、16ページをお願いいたします。

款2総務費、項4住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費を257万9,000円減額し、3,278万7,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等、節4共済費の減は、人事異動及び人事院勧告による補正でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を22万8,000円減額し、7,228万9,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等。

17、18ページをお願いいたします。

節4共済費は、人事異動及び人事院勧告による補正でございます。

目2障害者福祉費を7万8,000円追加し、1億5,150万7,000円とするもので、節12委託料7万8,000円の増は、福祉医療システム改修費の増でございます。

目3老人福祉費を323万5,000円追加し、2億8,402万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金241万4,000円の増は、長野県後期高齢者医療広域連合負担金の増でございます。

節27繰出金82万1,000円の増は、介護保険特別会計への繰出金の増によるものでございます。

目4地域包括支援センター費を762万9,000円追加し、3,384万2,000円とするもので、節1報酬、節2給料、節3職員手当等。

19、20ページをお願いいたします。

節4共済費、節8旅費は、人事異動及び人事院勧告による補正でございます。

21、22ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費を194万7,000円減額し、7,058万9,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、人事異動及び人事院勧告による補正でございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、建設農林課関係の歳出について、御説明を申し上げます。

建設農林課関係における節2給料から節4共済費までは、人事異動及び人事院勧告等によ

るものでございますので、説明を省略させていただきます。

21ページをお願いいたします。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費は62万7,000円を減額し、8,469万5,000円とするもので、節1報酬90万円の減は、パートタイムからフルタイムへの任用形態の変更に伴うものでございます。

23ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は103万3,000円を追加し、699万7,000円とするもので、節1報酬96万円は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の農地利用の最適化活動等に対して国から交付される農地利用最適化交付金を、活動報酬として交付するものでございます。

節8旅費5万3,000円は、農業委員の研修会等への出席に係る旅費が見込みより増。節18負担金補助及び交付金2万円についても、旅費同様研修会等への出席に係るものでございます。

続きまして、目2農業総務費は79万2,000円を追加し、3,218万2,000円とするもので、節1報酬30万6,000円の減は、パートタイムの会計年度任用職員の報酬が実績により見込みより減少したものでございます。

25ページをお願いいたします。

目3農業振興費は190万6,000円を追加し、5,465万6,000円とするもので、節12委託料132万円は、下奈良本原地籍の圃場の一部を整備することに伴う用地測量等に係る経費でございます。

節18負担金補助及び交付金58万6,000円は、水田営農推進機械施設等導入補助金で、新たに1件申請があり、米の乾燥機購入に係る補助金でございます。

続きまして、目8国土調査費は149万1,000円を追加し、1,999万3,000円とするもので、内容は人勸等に係る人件費の補正でございます。

続きまして、項2林業費、目2林業振興費は620万円を追加し、1億2,759万5,000円とするもので、節12委託料620万円は、松くい虫防除対策の伐倒駆除に係る費用で、さらなる実施に向け、県費補助事業委託料、松林健全化推進事業で200立方メートル分を計上するものでございます。

飛びまして、29ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は167万1,000円を追加し、3,309万3,000

円とするもので、節1報酬256万9,000円の減は、パートタイムからフルタイムへの任用形態への変更に伴うものでございます。

31ページをお願いいたします。

節8旅費の2万4,000円の減についても、任用形態の変更に伴うものでございます。

節18負担金補助及び交付金34万円は、県河川協会及び治水砂防協会への負担金が前年度実施されました県事業が増加したことにより、見込みより増加したものでございます。

続きまして、目2公共下水道費は261万6,000円を追加し、1億5,062万9,000円とするもので、節1報酬90万円の減は、パートタイムからフルタイムへの任用形態の変更に伴うものでございます。

続いて、33ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目2道路新設改良費は23万1,000円を追加し、1,874万6,000円とするもので、内容は、人事院勧告等に係る人件費の補正でございます。

以上、建設農林課関係の歳出に係る補正予算について御説明を申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

職員の給与関係、人件費等につきましては、人事異動等によるものですので、説明を省略させていただきます。

27ページ、28ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は578万8,000円を追加し、4,096万9,000円をお願いするもので、節18負担金補助及び交付金、002補助金、032青木村燃料供給事業支援補助金540万円は、村内ガソリンスタンドの1つ、望岳小林油店の事業継承に向けて対応年数が超え、更新が必要となった施設設備について、その費用の2分の1を補助するもので、灯油等の配達、運搬用車両の購入費用補助金として485万円、加えて燃料化価格の店頭表示版、プライスボードの購入費用補助金として55万円、合計540万円を計上させていただきました。

続きまして、033青木村販い創出プロジェクト補助金は38万8,000円とし、JA青木店に地域住民が買物ついでに集い、交流や憩いの場となることを狙い整備するもので、健康器具の設置について要望があることから、自動の血圧計や体重計の購入費用に16万8,000円、椅子や机などの購入費用に22万円を計上させていただきました。

以上、商工観光移住課関係の補正予算について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園について、御説明いたします。

19ページから20ページをお願いいたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目4 保育所費412万3,000円を増額して、1億9,893万7,000円とするものです。

節1 報酬から節4 共済費の181万7,000円の減については、人事異動及び人事院勧告等によるものでございます。

節14 工事請負費、003 村単事業工事請負費、001 保育所施設工事の594万円の増は、灯油漏れ原因の配管工事一式になるものでございます。

3月以降、灯油漏れ箇所の確認をお願いをしておりましたが、当初灯油タンク本体からの漏れではないかと予測しておりましたが、調査の結果、建物の床下配管からの漏れであることが判明いたしました。漏れの場所が床下全域となり、掘り返すことが大変困難であることから園舎の周辺に新たに配管し、各クラスへの灯油供給を行う工事となっております。

なお、灯油配管に関しましては、消防法の関係もあり、消防立会いの中で進められているところでございます。

以上、保育園関係の補正予算について御説明申し上げます。

○議長（平林幸一君） 続いて、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係について、お願いします。

19ページをお開きください。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目5 児童福祉施設費でございますが、31万7,000円を増額して、2,556万9,000円といたしました。

主な理由は、人管等による人件費の増減でございます。

次に、33ページをお願いします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費ですが、37万8,000円を増額して、3,701万5,000円といたしました。

節2 給料、節3 職員手当、節4 共済費の増減で、これも主に人勧等による増減でございます。

続いて、35ページ、目3 教育指導費ですが、171万8,000円を増額して、4,426万1,000円といたしました。

節1報酬、節8旅費の増ですが、これは今お願いしているスクールソーシャルワーカーへの相談件数が予定よりも多くなったために、増額するものであります。難しい事案にも、積極的に関わっていただいているため大変にありがたい存在です。

節10需用費の増ですが、これは連日のように報道されている熊対策のため、小学生と中学生全員に熊対策用の鈴を購入するものです。生徒たちの安全を第一に考えました。

続いて、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、46万円を増額して、1億991万6,000円といたしました。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費、節8旅費の増減は、人勧等による増減と人件費等が見込みより増または減になったことによります。

節14工事請負費の増は、ネットワークの改修工事追加分になります。補正の財源として、国からの補助があることから今年度ネットワーク環境をしっかりと整えようと考えました。

次に、項3中学校費、目1学校管理費ですが、301万2,000円を増額して、9,904万1,000円といたしました。小学校と同じく節1報酬、節3職員手当等、節4共済費では、人勧等による増減と人件費等が見込みより増または減になったものであります。

38ページの節14工事請負費の増は、ネットワーク環境を整えるための工事費と外灯や誘導灯のLED化工事分の増になります。国からの補助や起債ができることから実施するものであります。

項4社会教育費、目3文化会館費は、5,000円の増になっております。

節1報酬が減になり、節12委託料が増になっております。これは文化会館の管理人が1名辞めたためシルバー人材センターに委託して、新たな管理人を雇用したことによります。

目6美術館費、節7図書館費の報酬、職員手当等の増減は人勧等による増減と人件費等が見込みより増または減になったことによります。

項5保健体育費、目2体育施設費ですが、53万5,000円を増額して、1,909万9,000円といたしました。これは、前回の議会で体育館周辺環境整備について御指摘をいただき、改めて優先順位を考えたところ、国旗掲揚塔の台座が破損しており、危険回避を第一に考え、撤去作業を行う計画で、今回の補正をお願いするものであります。

教育費は、以上でございます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第7、議案第5号 令和7年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

議案第5号 令和7年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,813万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1その他一般会計繰入金を82万1,000円追加し、3,088万2,000円とするもので、節1事務費等繰入金82万1,000円の増は、一般会計からの事務費等繰入金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3、歳出。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を82万1,000円追加し、387万3,000円とするもので、節12委託料49万3,000円の増は、介護保険システム改修による増。

節13使用料及び賃借料17万1,000円の増は、パソコンソフトの使用料。

節17備品購入費15万7,000円の増は、パソコン購入費でございます。

以上、令和7年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第8、議案第6号 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 議案第6号について、御説明申し上げます。

令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度青木村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用62万7,000円を減額し、1億6,925万1,000円とするものです。

令和7年12月4日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算内訳書、収益的支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節31負担金62万7,000円の減につきましては、人事異動及び人勧等に伴う人件費について見込みより減となったものでございます。

以上、議案第6号について御説明を申し上げます。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて日程第9、議案第7号 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、議案第7号について、御説明申し上げます。

令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支

出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用261万6,000円を追加し、2億70万8,000円とするものです。

令和7年12月4日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算内訳書、収益的支出、款1下水道事業費用、項1営業費用、目3総係費、節31負担金261万6,000円の増につきましては、人事異動及び人勸等に伴う人件費についての見込みにより増となったものでございます。

以上、議案第7号について御説明を申し上げます。

---

#### ◎陳情第1号の上げ、説明

○議長（平林幸一君） 日程第10、陳情第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書についてを議題とし、稲垣事務局長より説明をお願いいたします。

稲垣局長。

○事務局長（稲垣和美君） それでは、陳情第1号につきまして、陳情書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

2025年11月5日、青木村議会議長、平林幸一様。

陳情者、長野市県町593R i n k s 593、3階、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子。

長野市県町593R i n k s 593、3階、長野県社会保障推進協議会代表委員、宮沢裕夫、佐野達夫、細尾俊彦、小林吟子、松丸道男、北沢忠。

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書。

陳情趣旨。

国による医療費削減政策が推しすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がらず、昨今の物価上昇に対応していません。また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足につながっています。救急の受け入れや入院の受け入

れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きています。お産ができる病院がない市町村も全国で1,042市町村を超えています。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業がすすみ、深刻な経営危機に陥っています。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言えます。日本医師会・6病院団体（日本病院会・全日本病院会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなります」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らしました。このままでは医療機関がなくなり、医療にかかれない地域が全国でさらに広がるのが強く懸念されます。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを2021年に打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であり、長野県医労連の加盟する日本医労連の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）に留まり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%（平均額18,629円）に遠く及びません。

私たちは、政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出いただけるよう陳情いたします。

陳情項目。

一、2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒して介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。すべての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること。また、当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上でございます。

---

#### ◎陳情第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第11、陳情第2号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」の見直しを求める陳情書についてを議題とし、稲垣事務局長より説明をお願いします。

○事務局長（稲垣和美君） それでは、陳情第2号について、陳情書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」の見直しを求める陳情書。

令和7年11月21日、青木村議会議長、平林幸一殿。

陳情者、青木村村松2016、沓掛忠人。

添付資料①から⑥につきましては、後ほど、各自お目通しをお願いいたします。

裏面をお願いいたします。

### 1、陳情の要旨

青木村は、令和4年4月、良好な自然環境の保全を目的として、青木村独自の条例を制定しました。その後、長野県では、令和6年4月より、脱炭素社会の実現と県民の安全確保を目的に県下での統一性を持つ長野県太陽光発電設備条例を施行しました。

青木村条例第9条に定める「50m以内の地権者2/3以上の同意」規定は、長野県下で最も厳しく実際の運用上も大きな負担となっています。この同意の取得や説明対応は、住民説明会を通じて、丁寧に行なうことで十分な理解を得ることが可能であり、条例上の過剰な要件は不要と考えます。

条例制定をしても住民意見を踏まえて誠実な対応により村の自然環境保全は可能です。青木村条例を長野県条例に準拠する形で見直されることを三度陳情いたします。

### 二、長野県条例との主な相違点

適用対象、青木村、全ての野立て太陽光設備、長野県10kw以上野立て設備、環境保全は50kw以上。

同意取付け、青木村、50m範囲地権者2/3以上長野県、努力目標。

説明会案内、青木村、200m範囲内の地権者等、長野県、200m範囲内住民等自治会の回覧板でも。

案件事例。設置時の同意者、署名数につきましては、下記表のとおりでございます。

①隣地の同意者は、近年相続や世帯分離などが進行して、村外者が多くなり難しい現状です。

②案件事例は、上田市境で上田市地籍は適用除外。仮に村内地籍では該当地権者数は約2倍です。

### 三、陳情理由

#### ①太陽光発電設備設置は

イ 地球温暖化防止と脱炭素社会実現のために、再生可能エネルギーの導入は不可欠です。

ロ 営農地は、売電と農業収入の両立により、農家後継者の育成が可能となる有効な施策です。

ハ 青木村の税収は、現状の田・畑・山林に比べて、固定資産税等は数倍～数十倍に増えます。

ニ 高齢化が進む中、所有地での維持管理の負担を軽減し、荒廃化を防ぎ新たな資産活用です。

#### ②現行条例の課題（異常性・公平性）

イ 50m以内2/3以上隣地同意の規定は、県内では富士見町のみで極めて厳しい要件です。

ロ 他の建造物（住宅・工場・畜舎など）の設置は、同様の規定がなく公平性を欠いています。

ハ 太陽光設備のみを過度に制限は、合理性や法的均等を欠き、自由な資産活用を妨げます。

#### ③条例制定の経緯と課題事例

イ 条例は、ふるさと公園隣接地の太陽光発電計画への対応で、急遽制定された経緯があります。

ロ 村長は、新農業委員任命後の退席時に「農業委員としての判断と共に、景観や地域の声など総合的判断を」と発言しました。（農地法上の許可判断には、景観や地域の声は含まない）

ハ 懇談会で耐久年数と撤去費に関する誤った情報が流布され、村民の誤解を招いています。（パワコンは15～20年、パネルは20～30年の耐久。撤去資金は売上金一部を強制的に積立へ）

ニ 所有地の維持負担を軽減し、少しでも有効活用による収入の確保を目指す多くの村民達に厳しい現行条例により有利な固定価格買取期間中の設置を逃して、大きな損害を与えました。

#### 四、結びに。

現行条例による過度に厳しい規定は、地域活性化や村民の資産活用を妨げる。

今後は、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進すべきです。

村会議員の皆さん、二元代表制の立場から現行条例の妥当性を再検討して、村民の利益や要望を踏まえ、時代に即した見直しを強く陳情いたします。

以上でございます。

---

◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時21分

令和 7 年 1 2 月 9 日（火曜日）

（第 2 号）

令和7年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和7年12月9日(火曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	小林久美子君	2番	松澤広海君
3番	北澤久美子君	4番	宮澤政美知君
5番	宮入典子君	6番	松本淳英君
7番	塩澤敏樹君	8番	平林幸一君
9番	坂井弘君	10番	金井とも子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	杳掛英明君
参事兼 総務企画課長	稲垣和美君	商工観光移住 課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	高柳則男君
建設農林課長	奈良本安秀君	教育次長兼 公民館長	小林宏記君
保育園長	成沢亮子君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道兼 推進監兼 上下水道係長	小林義昌君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長 兼副防災危機 管理監	上原博信君	建設農林課 課長補佐兼 建設係長	横沢幸哉君
税務会計課 資産税係長	小山明之君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター長	早乙女 敦君

総務企画課 担当課長兼 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係長	金井大介君
住民福祉課 保健衛生係長	上原加代君	住民福祉課 住民福祉係長	津田直樹君
税務会計課 住民税係長	片山雅史君	総務企画課 庶務係長	増田佳樹君
教育委員会 教育係長	奈良本いづみ君	商工観光 住光課 商工観光移住係長	宮澤俊博君
総務企画課 課長補佐 総務係長	依田哲也君	代表監査委員	沓掛計三君

事務局職員出席者

事務局長	稲垣和美	事務局員	依田哲也
------	------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の一般質問には村民の皆様の傍聴をいただいております。青木中学校の生徒の皆さんの傍聴もいただいております。

本日は、令和7年第4回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。8人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

---

◎一般質問

○議長（平林幸一君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式、一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は必ず議長の指名を受けてから発言をしてください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

それでは、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

---

◇ 塩澤敏樹君

○議長（平林幸一君） 7番、塩澤敏樹議員。

〔7番 塩澤敏樹君 登壇〕

○7番（塩澤敏樹君） おはようございます。

議席番号7番、塩澤敏樹です。

通告書に従いまして、一問一答にて質問させていただきますので、御答弁よろしくお願いたします。

議会が始まりました12月4日から明日までは、この1週間、第77回人権週間であります。明日は特に世界人権デーになっておりますが、それを含めて全国各地では多数のイベントが実施されていることと思います。

そこで、今年も人権についての質問をさせていただきます。

先月9日、県は人権尊重の理念や重要性を県民と共有するための条例のたたき台を県人権政策審議会で示しました。同意なく、性的指向や性自認を暴露されるアウトティングを人権侵害行為として禁止するのが特徴です。包括的な人権尊重条例に明記されるのは、都道府県で全国初となります。県民の意見公募を経て、早ければ来年2月の県議会定例会に条例案を提出するようです。

条例は、県人権尊重の社会づくり条例、仮称であります。たたき台では人権や国籍、性的指向といった13の属性を上げ、不当な差別やいじめ、アウトティング、誹謗中傷などを禁じています。罰則を定めない理念条例となります。県による相談体制の整備に加え、インターネット上の誹謗中傷への対応について、人権侵害情報などの削除に向けた必要な措置を講じることを盛り込んでいます。

県によると、人権尊重を目的とした条例は今年4月時点で、全国20都道府県で制定されているようであります。今、SNS等をめぐるトラブルやヘイトスピーチ、人権をめぐる問題が深刻化する中で、県が人権保障に関する総合的、包括的な条例を制定しようとしていることは大変意義あるものだと認識しています。コロナ禍で、人権に関する問題やSNS上での誹謗中傷などを念頭に人権問題が多様化、複雑化しているとして、新しい人権条例の推進を進めています。

さて、青木村には平成7年、1995年に制定された青木村差別撤廃と人権擁護に関する条例があります。県内のほとんどの市町村ではこの頃、平成6年から平成10年ぐらいの間に制定されているのが主なようではありますが、コロナ禍では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う医療従事者への偏見や差別がありました。また、ヘイトスピーチや性的マイノリティーの人権など、人権問題は多様化しています。

また、これらの人権問題が重複することで被害が深刻化する複合差別も生じる中、インターネットの普及に伴い、人権に関する課題はますます複雑化しています。多様化、複雑化す

る人権問題に対して、さらなる人権意識の醸成が必要と考え、あらゆる人権侵害を許さないという青木村の姿勢を明確に示し、村と村民、事業者が一体となって、一人一人の人権が尊重される村づくりを推進することが大切と考えます。

そこで、人権尊重の村づくりを大切に考え、今の時代に応じた条例の見直しを提案しますが、お考えをお伺いします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

青木村差別撤廃と人権擁護に関する条例は、日本国憲法の基本的人権の規定等を踏まえ、差別の撤廃と人権擁護を図るための村の責務、村民の責務、役割、基本的施策等を定めているものであり、現在の村の基本的政策の方針は条例に規定されているとおりでございます。

確かに制定から30年ほど経過しておりますが、村の基本的な方針を規定している条例であることから、現在、多様な社会の状況にも対応できるものと考えておるところでございます。一方、県では今まで人権尊重を推進するための長野県人権政策推進基本方針を定め、人権教育啓発、人権相談支援等の施策を進めてまいりました。

現在、県で検討を行っております（仮称）長野県人権尊重の社会づくり条例の内容は、骨子案によりますと、先ほど議員御質問のとおりでございますけれども、県の責務、県民の責務、事業者の責務、市町村との協働、相談支援体制、人権侵害行為の禁止、インターネット上で誹謗中傷等の防止等、多様な内容になってございます。

県条例で規定する内容は、基本的に全県に効力を及ぼすものであり、青木村においても効力が及ぶものであることから、現在、今すぐに村の条例を変更することは考えておりませんが、現在策定中の県条例の内容及び県条例施行後の他市町村の動向等を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

村の条例を読ませていただきますと、それぞれ何かあったときに委員会が立ち上がって、それぞれ活動するようなことが主に書かれているかと思うので、できれば、何かあったときに相談体制をどのようにするとか、村はどのように動くというような内容を含めて、また検討していただきたいと思っております。

そこで、県条例ができて、他市町村も動いたら、青木村として条例をつくり直すというこ

とでよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 県条例の内容等をよく精査させていただきまして、他の市町村等の動向も踏まえまして、その後につきましては、そのときにまた検討させていただきたいと思いますので、他市町村が条例を改正したからといって、すぐに青木村が追従するということではございません。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 他市町村に追従することなく、青木村として今の時代に合った人権施策に対する条例を最初につくることが大切だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、現在の村の青木村差別撤廃と人権擁護に関する条例につきましては、年数は経過しておりますけれども、現在の多様な社会状況に対応できるものと一応考えてございます。

ですので、県の新しい長野県人権尊重の社会づくり条例、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、基本的に効力は全県に及ぶものでございます。当然、県条例の内容も青木村に効力を及ぼすものでございますので、県条例の内容はそのまま青木村の施策にも当然影響してまいりますので、それをもってすぐに青木村の条例を変更しなければならないかどうかにつきましては、県条例の施行後、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 県は県として動く方向があり、村は村として動く方向があるかと思えます。また、ぜひとも県の条例ができてから、ほかの市町村より率先して人権を大切にする村づくりを目指し、条例改正、今に合った改正をしていただきたいと要望して、この質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、全ての人が互いに尊重し合い、安心して暮らせる社会の実現は自治体にとって最も基本的な使命の一つであります。しかしながら、現代社会においてもなおSNS上での誹謗中傷、職場や学校におけるハラスメント、性の多様性に関する偏見、外国人や障害のある方への差別的な言動など、人権を侵害する行為は後を絶ちません。

こうした中で、行政が果たすべき役割の一つが人権啓発であります。村民一人一人が自らの言動を振り返り、相手を思い合える心を育むための取組を計画的かつ継続的に推進するこ

とが求められています。

そこで、本村の人権啓発事業の現状についてお伺いします。

村は毎年、人権週間に合わせた講演会や広報紙を通じた啓発を実施していると承知しています。しかし、参加者層が限られていたり、SNSなど新しい媒体を通じた啓発が十分でなかったりなど、課題もあるのではないのでしょうか。

そこで、現在、村が実施している主な人権啓発の取組内容とその実績についてお伺いします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

現在、村で実施しております主な人権啓発の取組といたしましては、例えば人権擁護委員さんの職務内容の紹介ですとか人権相談会の案内等の広報紙への掲載、人権擁護委員さんによります「心配ごと相談会」の開催、また、人権講演会、夏祭り等、イベント時におけます人権啓発グッズの配布等を行っております。

また、12月4日から10日までの人権週間の期間に合わせましては、広報車による村内の巡回、人権相談会の開催、また、人権に関するチラシの全戸配布等の啓発活動も行っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 今、これまで取り組んでこられた内容を御答弁いただきましたが、その中での課題だとか今後の改善の方向性等がありましたら、お伺いしたいと思います、お願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

住民の皆様に対する人権啓発活動は、誰もが安心して暮らすことができる社会づくりのために大切な取組でございます。人権の大切さは多くの方が理解していることだと思いますが、それを実際の行動につなげてもらうことが重要であると認識しております。

現在の人権活動の重点目標は、「「誰か」のことじゃない」をキャッチコピーとしております。人権問題の解決には一人一人が人権問題、いじめや虐待、インターネット上での人権侵害、障害のある方、外国人、性的マイノリティーの方に対する多様な人権問題を自分以外の誰かのことではなく、自分自身のこととして捉え、お互いの人権を尊重し合うことが大切

であるということ認識することが必要でございます。

長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）の制定は、そのための契機になるものと考えております。全ての方に響くような即効性のある啓発活動はなかなか難しい面もありますが、地道に一步一步、今まで行ってきた啓発活動を継続して行っていくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 今までのことを同じように繰り返していくという活動ということでお聞きしましたが、人権意識の醸成には講演会などの一過性のイベントだけではなく、日常生活に根差した継続的な働きかけが重要だと考えています。そのときだけやるのではなく、ふだんからの働きかけというものが大変重要だと思います。特に若い世代への教育的アプローチが不可欠となっているかと思えます。

そこで伺います。

学校教育や社会教育の場で人権啓発はどのように位置づけ、推進しているのかお伺いします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では11月になかよし旬間を位置づけまして、人権について考える機会を設けております。旬間中にはキラピカの空を各教室で作成し、友達のよさを伝え合う場を設けたり、なかよし読書で学年をまたいで交流を深めたりしました。

また、3、4年生はなかよし標語をつくって、友達への配慮について学びました。土曜参観日には親子参加型の講演会を行いまして、決めつけや思い込みが偏見につながり、差別を生むこと、自分を振り返り、自分を変える勇気の大切さを親子で共有することもできました。また、職員の人権意識の向上についても職員会議や研修会を通して実施しております。

中学校では1学期の初めに、学校は安心して学ぶことができる場であることを伝え、困ったことがあったら周りの大人にSOSを出してほしいと伝えております。相談先については、年度当初にどこに相談するか紹介をしています。また、生徒手帳にも記載されておりますし、保健室の前にも掲示してあります。生徒たちから直接相談できるリンクというフォームがあります。

さらに、教育相談月間も設けております。また、5月、11月に人権学習月間があり、互いの人権を尊重するように指導を重ねております。今年は人権講演会で「いつかの言葉が希望

になる 私と母が話していたこと」という題で行い、生徒の皆さんは命の大切さや支え合いについて考えを深めております。

もう一つの社会教育のほうですけれども、昨年は11月に東信教育事務所の指導主事を講師に人権の基本的な考え方に加え、ジェンダー平等の問題、インターネット上での人権侵害といった現代社会が抱える課題について講演をいただきました。今年も12月14日に東信教育事務所から講師をお招きし、ジェンダー平等、男女共同参画、外国人の人権について御講演をいただく予定でおります。

このように12月の人権週間を一つの啓発機関と捉え、人権を多様な視点から取り上げ、大切さを再確認する機会として実践を継続していきたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

学校では計画的に人権についての教育、啓発等が行われている。毎年されているかと思えます。子供たちもそれに応じた学習が進んでいますが、先ほどの親子講演会の中で話があったように親も一緒に子供がする。中学なんか特にそうだと思うんですが、学校で習ったことと家庭で教えることが違うこともあるんじゃないか、自分もやってきた中で感じています。

ですから、中学校も親子で聞く人権講演会だとか、親の皆さんにも学校での取組等を通知するような内容をぜひとも出していただき、親子で共に共通理解できるような、そういう内容にしていただきたいとずっと自分も思ってきたんですが、お願いしたいと思います。学校でこれがと言われても、家に帰ってそうじゃないんだと言われることがあったりするわけですが、そういうことのないようによくお願いしたいと思います。

地域においても、講演会等に来られる方というのは、先ほど言ったとおり限られてしまったり、いろいろ決まっているんじゃないかということで、社会啓発という仕組みをもう少し地域の方たちにできるようなことを考えていただければと思っているところであります。よろしくお願いたします。

人権啓発は行政だけではなく、地域社会全体で取り組むことが必要だと考えています。地域の人権擁護委員や福祉、企業などが連携し、村民が主体的に参加できる仕組みをつくっていくことが大切ではないでしょうか。

そこで、地域団体や人権擁護委員さんとの連携体制はどのようになっていますか。また、企業、自治会、ボランティア団体などと連携した啓発活動の具体的な取組や今後の展開についてお伺いします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

人権擁護委員の皆様とは、年間を通じまして人権相談会や各種啓発活動等を通じて連携を図っております。また、多文化共生の面から、村祭りにおける外国人の方と村民との交流、村の産業祭における村内の外国人の方の出店で地域の方との交流も図っております。

また、3年に一度になりますけれども、小学校で花を育てることで、命の貴さを実感してもらい、その中で優しさや思いやりの心を身につけてもらう人権の花運動や、次世代を担う中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た経験に基づく作文を書いてもらい、それを通じて人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうための人権作文コンテスト等も行っております。

今後につきましても地域等と連携をしながら、人権啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 多くの団体や企業さんと一緒になって人権啓発を連携していただければと考えます。横のつながりを大切にして、先ほど言った外国人の方が働いているところとかいろいろありますので、そういうところと一緒に地域の方たちに啓発をしていただければと考えますので、よろしく願いいたします。

次に、人権尊重の姿勢は村民に対する職員一人一人の意識から始まると思います。行政職員自身が人権を正しく理解し、常に相手の立場に立った対応を心がけることが啓発の一步であります。先ほどの答弁の中でも職員の研修というのがありますが、そこで伺います。

職員を対象とした人権研修をどのように実施されているのかお伺いします。また、管理職を含め、職員の人権意識を高めるための今後の取組について、具体的な方針についてお伺いします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それではお答え申し上げます。

役場では、毎週月曜日、業務開始前の全職員参加の朝礼におきまして、毎回テーマを決めて、冊子等を配付しながら職員が読み合わせをし、説明する職員研修を計10回程度に分けて実施をしております。

人権に関する研修につきましては、冊子、東京都が令和6年度に作成をしました「みんなの人権 人権問題の解決のために」、こちらを活用いたしました。また、日頃からその冊子

を手に取って理解を深めるよう指導をしているところでございます。

今後につきましては、管理職を含めた全職員に対しまして県の出前講座活用の検討、また、上田地域定住自立圏での職員研修をテーマに人権に関することを提案し、また、その際には積極的に参加するよう促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

先ほど言ったとおり人権がいろいろ多様化してきていますので、いろんなことがなってきますので職員の皆さんも大変勉強することが多くなると思います。職員の皆さん、やることがたくさんになって申し訳ないんですが、また地域の皆さんのためにもいろんな問題があるということ意識をいただいて、それに対応できるような取組をこれからもお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

その中の一つとして、以前質問したときに、差別事象に対するマニュアルをつくっていただき、それについて各部署に配置しているという御答弁をいただきました。職員一人一人が人権意識をより強く、一層高め、差別事象の発生に適切に対処し、差別の解消につなげていけるようマニュアルが効果的に活用されることを期待しています。

ただ、部署が替わることによって、そこでその資料が置き去りになってしまっていて、新しい方がその対応マニュアルに目を通さない、そのままになっているということが上田市でもありました、自分のところでも。そういうことのないよう確認をそれぞれお願いしたいと思っております。

そこでもう一つ、今回はカスタマーハラスメントの防止のための包括的な措置義務についてはいまだ法制化がされておらず、ある機関の調査によると、地方公共団体におけるカスタマーハラスメント発生事例は職場全体の4分の3にも上がり、ハラスメントを受けた職員の3分の2が強いストレスを受けたという結果となっています。

正当な苦情、クレームについては真摯に対応すべきですが、カスタマーハラスメントの発生は、職場における効率的な業務遂行に著しく支障を与えるだけでなく、被害に遭った職員の心身の健康を損なうおそれがあるなど、年々深刻な社会問題として取り上げられており、それゆえ組織的に発生の防止に努め、万が一発生した場合には画一的なルールに基づき、毅然たる対応をすることが重要とされています。

国でも今年、カスハラに対する義務化がされて、来年の10月1日には施行されるようにな

っています、対応については。この間の新聞でも愛媛県の実浜町でしたか、住民の方が役場にカスハラをしていて、住民の方に400万円の損害賠償の請求をしたところ、住民の方が謝罪し、和解したというような記事もありました。ということで、全国でどこでどのようなことが起こるか分かりません。

そこで、役場ではカスタマーハラスメントの対応についてのマニュアルは作成されているのか、まずお伺いします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 村では独自では作成しておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、他の自治体の接遇マニュアルを活用しまして、職員に配付をし、朝礼の時間を使って読み合わせをしながら、カスタマーハラスメント対応についても理解を深める研修を行っているところでございます。また、クレーム対応事案については複数人で対応するよう日頃から指導をしているところでございます。

また、職員のメンタルヘルスに関してでございますけれども、毎年1回、全ての正規職員とフルタイムの会計年度任用職員に対しまして、職員の心理的負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックを実施しているところでございます。

また、毎月1回、契約している産業医に来庁していただきまして、そのストレスチェックの結果も踏まえていただいた中で、御本人が希望すれば面談していただく機会を提供し、職員のメンタルヘルスに配慮した取組を行っているところでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ぜひとも対応した職員の方が本当に心身ともに疲れてしまったり病気になったりすることのないよう、職場全体で考え、取り組んでいただきたいと思いますところであります。どっちにしろ来年の10月1日から義務化されていくんだと思うんですが、対応については、またそこでもよろしくお願いいたします。

カスハラから職員を守りつつ、村民へのサービス向上を図ることが求められています。継続可能な行政運営を目指す上で、カスハラ対策は避けて通れない重要な課題になってきているのではないのでしょうか。カスハラは個人の対応力だけでは限界があり、組織内の情報共有と連携が不可欠です。法的手段の検討やメンタルヘルスケアの重要性を踏まえた総合的な対処が求められ、対策強化が一層必要と考えます。

カスハラ予防と対応のためには、組織的な対応マニュアルの作成と周知はもちろん、外部

機関と連携した職員研修の実施も大切だと考えていますので、また引き続きよろしくお願ひいたします。

人権は人間が人間らしく生きるための権利であります。決して特別な問題ではなく、日常の思い合いと相互理解の延長線上にあると考えています。村民一人一人が互いの違いを認め、尊重し合う社会を実現するために、行政としても引き続き積極的な啓発と支援を行っていただき、人権尊重の村づくりをお願いします。

また、これから行われる長期振興計画の中にも人権に関するところでは、人権教育というのが載っているだけでありますが、そこに人権尊重の村の姿勢をぜひとも載せていただきたいと要望し、人権についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、村民憲章についてお伺いします。

村民憲章は1980年、昭和55年に制定されました。先日、運動会のパンフレットのところに村民憲章が載っていてとか先ほどの長期振興計画にも載っていたりするわけです。いろんなところに載っています。

自分もそれをしっかり意識して見たことはないわけでありまして、先ほど教育長さんが言われた人権の講演会の後、校長講話があり、そこで校長先生がこの村民憲章を取り上げていただきまして、説明していただきました。

そのときに参加された保護者の皆さんに、「村民憲章知っていますか」と言ったところ、誰も手を挙げませんでした。地域の方はほとんど村民憲章についての意識がないのかな、今となってはそういう感じがします。とても大切なことが書かれている、発足当時の思いが書かれています。当時の皆さんの村に対する思いが感じられる文章ではあります。

そこで、村としてこの村民憲章をパンフレットや冊子に載せて啓発しているんだろうと思いますが、村民のどの程度が理解、認識していると把握されているのか、まずお伺いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村民憲章についての御質問をいただきました。

その前に、中学生の諸君、よく今日は来ていただきました。授業あるいは探究とかそういうものを含めて、この場を生かしていただければと思っております。これが自分の人生の進路にも大きく影響するかと思いますが、一つお話ししたいのは、災害総合援助協定を結んでおります秋田県の大館市の市長は28歳です。みんなも頑張ってください。

さて、答弁でございますけれども、村民憲章は昭和55年1月1日に制定されたところでございます。これは議会の代表の皆さん、教育委員会、農業委員会、それから今の民生児童委

員の方々、JA、森林組合、商工会、老人クラブ、今の女団連の皆様、そして、消防団、青年団、学識経験者、こういった方々の代表によりまして審査委員会が構成されまして、そこで検討、審査し、決定したものでございます。

内容は前文と5か条から構成されておりまして、誰にも理解ができて、今、御質問の中にありましたように全ての村民の方が同意できる、  
を持てる、そういうものになっているかと思っております。

私事ではありますが、私もしばらくの間、離れておりましたけれども、村に帰ってきて改めて役場の玄関に貼られております村民憲章を見て、青木村の歴史とか文化とか村民の思い、そういったことを強く当時の方が思ってたんだなというふうに思っております。

どのくらい理解しているかということでもありますけれども、御質問にありましたように、特に外から来られた方々にはなかなかなじみのないことかと思っておりますけれども、あくまでこういったことを村を愛する気持ちあるいはふるさとを愛する気持ち、あるいは外へ出てふるさとのことを思うときのことに、こういったことを活用していきたいというふうに思っております。

本当に私は前文と、それぞれの章から成りますこの文章は、村民の心のよりどころであるというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） つくられた当時の皆さんの村に対する思いが大変詰まったものだと読ませていただいています。そのときに議長さんが寄せている文章なども広報あおきに載っていて、村民でこれを守っていきましょうという思いを強く感じるものでありますが、そこでお聞きしたいんですが、どうして多くの方がこれを理解、認識されていないのかについてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私どもも、今、塩澤議員から質問がありましたようなことで、その都度、年に数回は村民の各層の皆さんに目に触れるようなことは行っておりますけれども、これがなければ生きていけないとか、これがなければ水が出ないとかということではないものですから、その辺はもう少し私どもも努力のことが必要かなというふうにも思っております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） それでは村として、子供から高齢者までが自然に憲章の理念に触れら

れるような啓発方法を今後どのように検討されているのかお伺いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） どういうふうに目に触れられるか、あるいは情報、テレビも出てきましたので、あらゆるチャンスを使って今までの経過とか思いとか、これからのことについてPRしてまいります。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 私もそう思います。せっかくこのようなすてきなものがあると思っていますので、啓発には、生徒さんも全然知らない、小学校で校長先生が取り上げられて、こういうものがあるということが分かったと思うんですね。そういう人がいてくれれば、そこでできると思うので、啓発活動に学校や地域行事と連携した取組というものを何か考えていただきたいと。

また、例えばこれに関連した作文だとか標語だとか、人権作文とか人権標語などをつくるのと同じような感じでできないでしょうか。また、人権憲章の日なども制定して、それに合わせて村内で人権憲章を皆様が意識する日などを設けるのも一つではないかなと考えていますので、よろしく願いいたします。

さて、村民憲章は制定当時の村の理念、理想を示したものでありますが、社会情勢が大きく変化する中で、現在の村民の意識や価値観にどの程度合致しているのか検証が必要ではないかと考えています。今後、若い世代や移住者の意見を取り入れた見直しの機会を設けるお考えはあるのかお伺いします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 今般、改めまして村民憲章を読み返してみますと、前文と5か条につきましては、現代にも十分通ずる、現在の村民意識や価値観からそれることがない重要で根本的なことを定めた内容であるというふうに認識をしておりますので、この憲章について検証、見直しを検討する必要はないものと考えてございます。

先ほど村長からの答弁にありましてとおり、諸先輩方が村民参加をもって深思熟慮の末に生み出し、制定した憲章でございますので、尊崇の念を持って後世に受け継いでいくものであるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ですからこそ、村民の皆さんに周知、理解、啓発ができるような取組

をこれからもお願いしたいと要望します。特に村民憲章は村民が心をつなげて、よりよい村を築くための原点であるかと思えます。制定当時の精神を今の時代に併せて伝えていくことが大切だと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、自分の人権に関すること、村民憲章に関することの質問を終わらせていただきます。

皆さん、御答弁ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 7番、塩澤議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（平林幸一君） 続いて、6番、松本淳英議員の登壇をお願いします。

松本議員。

〔6番 松本淳英君 登壇〕

○6番（松本淳英君） 議席番号6番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして3点質問させていただきます。一問一答にてお願いいたします。まず最初に、ツキノワグマ対応について質問いたします。

本年は北海道、東北を中心に熊の目撃、農作物被害、さらには人的被害も増加しており、熊の出没は大きな社会問題となっております。長野県においても善光寺周辺の市街地での出没が確認されており、連日、熊に関するニュースを聞かない日がない状態が続いております。当村においても山間部を中心に出没情報が寄せられていると承知しております。

最初に、今年度に入り、どの程度の熊の出没件数が発生しているのか、詳しくお伺いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それではお答え申し上げます。

住民の皆様方から村へ通報された件数は合計5件ございまして、今年度6月、7月、9月、10月、11月にそれぞれ1件ずつございました。目撃された場所の内訳については、山林内が3件、それから里山が2件でございます。

いずれも入田沢地区の弘法地籍でございまして、人身事故はございませんでしたが、1件、個人で管理をしております蜂の養蜂箱が壊されたという情報がございました。また、猟友会

からの情報によりますと、山林内で足跡などの痕跡があり、7か所ほど確認しているとのことでございます。

また、参考までに申し上げますと、長野県第2種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）によりますと、長野県内のツキノワグマの推定生息数は平成27年度で3,940頭、令和2年度では7,270頭、令和7年度は現在調査中ではありますが、前回より多いと見込まれております。

県全域を8つの対象地域で分けて管理をしております。当村においては八ヶ岳地域というエリアに属しておりますが、この地域はそもそも生息数が少ないとされておまして、少し前の数字ですが、令和2年度の推定生息数は231頭とされておまして、8つの地域の中では一番少ないエリアとなっております。全体の3%程度でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 当村では5件の確認があったということですが、当村が属する八ヶ岳地域はもともと個体数が少ないということを確認させていただきました。また、東信エリアは木の実の状況が例年並みに取れていて、東北や北信エリアのように木の実が少なくなって、出てくる回数がそんなに多くはなかったというふうに聞いております。

今回、一般質問のタイトルをあえて熊対応ではなくて、ツキノワグマ対応とさせていただきました。住民の方と話をしますと、北海道にしか生息しない巨大で凶暴なヒグマが村内の山をうろうろしているという誤解をされている方もいらっしゃいます。出没したときの情報提供は当然もちろんでございますが、それ以外にも当村の熊の状況がどういう状況であるのかということ幅広く丁寧に住民に周知していただけたらと思います。

続きまして、緊急銃猟の実施体制と今後の課題について質問いたします。

熊による人的被害を未然に防ぐためには、必要に応じて迅速に緊急銃猟を実施する体制の構築が不可欠であります。いわゆる鳥獣保護法の改正を受けまして、9月1日より村長の判断で熊やイノシシを危険鳥獣として、人の生活圏で猟銃できることとなりました。

長野県でも緊急時の対応を許可する動きがありますが、当村において緊急銃猟の体制整備の状況、実施に向けた今後の課題についてお伺いをいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 先般、11月13日でございますが、青木村のクマ対策会議を開催させていただきました。関係団体、地域振興局の林務課、それから上田農業農村支援

センター、上田警察署、青木村議会、農業委員会、区長会、猟友会、森林組合、教育委員会、保育園等の関係団体の方にお集まりをいただきまして、現状の確認ですとか今後の緊急時の体制案を提示いたしまして、各団体から御意見を伺う中で相互における情報共有を図らせていただきました。

人の日常生活圏への出没があった際に、円滑な対応ができるよう環境省のほうから示されている緊急銃猟のガイドライン、それから長野県で作成されておりますツキノワグマ出没時対応マニュアルに基づきまして、青木村の緊急連絡網や出没対応フロー案を作成いたしまして、対応レベルを1から5までとした中でのそれぞれの基準レベルに応じた対策、行動を確認し、緊急銃猟を実施する際の役割分担、その対応者などの説明をさせていただき、検討をしていただきました。今後は町内でさらに詳細を詰めていくとともに、関係機関にも周知を図ってまいります。

実施に向けました今後の課題でございますけれども、緊急銃猟が実施できる条件として4つの条件を挙げております。

まず、1つ目が熊が日常生活の場に侵入するか侵入のおそれ大きいいわゆる場所の要件、それから2番として緊急性がある、緊急性でございます。それから3番は銃以外での捕獲が困難という方法という条件、それから4番目が発砲で人に危害が及ばない安全性の確保、この4つを挙げております。

現場の状況はそれぞれ異なるために、その現場において県、警察、それから猟友会等と協議はするものの、村が速やかに実施していくためには非常に難しい判断が迫られると考えております。

もう一つ課題として上げられますのは、緊急銃猟を行うに当たってのハンターの確保でございます。現時点で村が緊急銃猟について捕獲者としてお願いしている青木村猟友会の中で、熟練、経験豊富な方で、緊急銃猟ができる方というのは2名ほどとお伺いしております。

緊急銃猟は通常の有害鳥獣駆除または狩猟のときとは違い、山林内ではなく、いわゆる町なかで行うため、一発で仕留めないといけないという高い技術がより要求されます。そういった捕獲者と言われる方たちが不在のときはどうするのか、つまり捕獲者不在時の対応というのが課題であるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 熊対策会議の開催、マニュアルの作成、猟友会や警察の方と連携等を

進めている点、確認できました。状況判断をする基準やハンターの確保が大変ということで課題もあるかと思いますが、村民の安心につながる取組でございますので、引き続き着実に体制づくりを進めていただけたらと思います。

答弁にありましたとおり、緊急銃猟をする上においては猟友会の方、ハンターの支援が大変重要でございます。この猟友会や猟友会に対する当村の支援について質問いたします。

当村の猟友会においては若い方の加入もありまして、大変心強い存在となっております。しかし、安全の確保、駆除を行うには経験の蓄積が必要であり、地域全体として計画的にハンターを育成していく必要があるかと考えます。

日頃の猟友会の活動に対する支援、免許の支援、免許取得の支援など、当村としてどのようなサポートを考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 現在、青木村猟友会の会員数は21名で組織をされております。村内在住が18名で、村外在住が3名で構成されております。毎年4月1日にこの皆様に対しまして、村から鳥獣被害対策実施隊としての任命をさせていただいて、年間を通して鳥獣の捕獲、それからわなの設置等を行っていただいております。

こういった活動をしていく上で猟友会員の要望を受けまして、活動拠点となります猟友会館を平成26年度に建築をいたしました。また、鳥獣の捕獲頭数が増加していくにつれて問題となってくるいわゆる残渣施設を、令和元年に2か所目となる施設を設置しております。

また、補助金を猟友会に対して年間32万円を交付しているのと、ほかに、年間を通して有害鳥獣駆除の委託契約を締結させていただいております。有害鳥獣駆除及びわなの見回り等の特別有害鳥獣駆除委託契約を合わせまして443万円の委託料をお願いしております。

ハンターの育成についてでございますけれども、まず最初のステップとして狩猟免許の取得から始まるわけでございますけれども、この免許の取得をしてしまえば、すぐにハンターの活動ができるかといえばそうではなくて、やはり実践的な訓練ですとか経験を積んでいくことは必須でございます。

地元の経験豊富な先輩のハンターから直接指導を受けたりですとか、ハンター仲間とのつながりを持つということはモチベーションの維持ですとか情報交換に役立つと思われれます。

そういったことで、ハンターの育成についてはそれ相当の時間がかかるわけでございますけれども、今後、国・県が講じる育成支援策を精査していくとともに、村としても継続的なサポートをしていけるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 本当に猟友会の皆様にはいろいろな御苦勞をしていただいております。

猟友会は公益法人といえども民間の一団体であります。警察のように何でもお願いできるわけではなく、できることにも限界があります。地域の安全を確保するためにも人材確保や育成に対して国・県の施策を含めて、今後に対応していただけたらと思います。

最後に、ゾーニングについて質問いたします。

長野県が示した新たな熊対策では、地域ごとに保管、管理を明確化するゾーニングの導入を大きな柱としております。村内を複数のゾーンに区分し、ゾーンごとに熊を保護するのか管理、捕獲を強化するのかを明確にする仕組みでございます。これにより熊の管理方針が整理され、より効果的な対策が期待されるところであります。

このゾーニングについて、当村としてどのような見通しを持っているのか、また、設定に当たってはどのような課題があるのか答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 県における熊のゾーニングの管理の基本方針は、議員おっしゃいますように保護管理計画で定められておりまして、その保護管理計画における目標達成の一つの方策としてゾーニング管理を位置づけ、人の生活域と熊の生息域の境界を互いに意識できるよう地域区分の設定を行うこととされておりますが、当村においては、現在のところ実施はしておりませんが、本村については山間地でございますので、この導入範囲の設定などの課題、それから地権者への周知ですとか費用面等々の問題もあるため、今後につきましては、県からの説明や事例紹介、または近隣自治体の状況も参考にさせていただきながら、導入の有無も含めた検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 県からの説明や近隣市町村の状況を含めて検討するという方針であることを確認いたしました。

熊対応については住民の方との意見調整も重要になってくるかと思えます。仮に熊の対応上、伐採したほうがよい柿の木があったとしても、所有者の同意がなければ柿の木を伐採することはできないわけでございます。

ゾーニングをもし進めていただきますと、どの場所がどれだけ危険なのかということが少

しずつ明らかになってきて、村民の方との合意の形成もやりやすくなるかと思えます。当村の状況、山間地でありますので、どうするのがいいのか当村の特性をよくよく考えていただきまして、妥当性があればゾーニングのほうも進めていただけたらと思うところがございます。

続きまして、2項目めの新しい財源による地域振興について質問いたします。

最初に、来年度より導入される宿泊税について質問いたします。

長野県議会は2025年2月定例会において宿泊税の導入を可決いたしました。当初3年間は1人につき1泊200円とすることや6,000円の免税店や教育関係の宿泊は除外する等の課税免税が加えられ、2026年6月より導入される予定であります。

この宿泊税の活用について、令和6年第4回定例会において質問したところ、交通インフラの整備、情報発信、田沢・沓掛両温泉の魅力アップ事業への利用という答弁をいただきました。来年度の予算の内容であり、また、他の観光施策との整合性を考えますと、そろそろその具体的な活用の内容を詰める段階に来ているかと思えます。

最初の質問としまして、自由度の高い一般交付金について、どのような活用を考えているのか答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 宿泊税、一般交付金の活用について御質問いただきました。

長野県では宿泊税を決定しまして、来年6月からの徴収に向け、事業所、市町村への説明会が始まっております。先月11月20日の宿泊事業者向けの説明会では、県では年約33億円、制度開始後5年間で約103億円の税収を見込んでいます。そのうち3分の1を使い道の自由度が高い一般交付金として市町村に配分するとし、青木村へは令和8年度に108万円を支給すると示されております。

初年度である令和8年度について、その活用はまだまだ思案中でして、現段階では具体的に御提案できるものはありません。宿泊税の徴収には田沢温泉、沓掛温泉の旅館をはじめ、宿泊業者の協力が欠かせないことから、宿泊業者の意見も取り入れながら、観光業の活性化と宿泊された納税者、地域の生活に還元できるよう効果を実感していただけるような事業に活用したいと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 答弁にもございましたとおり、まず直接の影響を受けるのは宿泊事業者かと思います。まだ内容については思案中とはございますが、まずは宿泊施設の方々が優先的に支援を受けられるように意見をうまく吸い上げて、活用方法を考えていただけたらと思うところでございます。

続きまして、市町村の実施計画を踏まえて交付される重点交付金について質問いたします。

こちらの交付金については、市町村連携など、広域的かつ重点的な施策に活用することになっております。内容次第では交付されない場合もあり、当村でどう活用していくのか、周辺自治体との協議は既に進んでいるのか、取組の状況について答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 重点交付金につきましては、令和8年度に26万円を見込んでおります。対象事業のテーマが4つございまして、1つ目は2次交通の充実、2つ目は観光デジタルトランスフォーメーションの推進、データマーケティングやキャッシュレスの推進です。3番目としまして、令和9年の夏に開催されます信州デスティネーションキャンペーンに向けた受入れ環境の整備、そして最後に、インバウンド誘客に向けた受入れ環境の整備、この4つがございます。

このテーマに沿うように取り組むこととしておりますが、今のところ、周辺、上田地域観光協議会などでの連携する動きはありませんので、広域連携と当村での効果を念頭に置きながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 令和8年は26万円程度ということですが、やはりほかの自治体との連携を進めていけば、それなりの規模になるかと思います。この重点交付金については全く取組がない、意思が感じられない自治体と積極的に活用していこうという自治体のところで差が開いているというふうにも伺っております。

せっかくの機会ですので、当村の効果を当然考えるべきでございますが、ぜひ積極的に周辺自治体との連携を強化しまして、何か役に立つ活用方法を考えていただきまして、宿泊税をより当村の観光の促進のために使えるように努力をしていただけたらと思うところでございます。

続きまして、ふるさと納税制度について質問いたします。

この制度自体は新しいものではありませんが、運用方法によっては新たな財源になるもの

であります。これまで当村においては、村内において肉や海産物などの高級食材の生産が限定されていたため、一部の自治体のように多額の寄附金を集めることが難しい状況が続いておりました。

しかし、ここ数年続く米価格の上昇は状況を大きく変化させております。返礼品として米を求める人々が増えており、当村においても令和6年度に米を返礼品とするふるさと納税が急増したと聞いております。当村への納税額を増やすために、米を返礼品とするふるさと納税を強化するべきと考えますが、どのように対応されているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

総務省の告示第179号におきましては、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないように規定をされておりますとおり、ふるさと納税はネットショッピングとは異なりまして、商品を誇張するようなPRは行ってございません。何よりふるさと納税の対象となる地方団体の指定取消しとならないよう、慎重に対応しているところでございます。

米に関しましては、これまで道の駅あおきから仕入れておりましたが、今年度からは道の駅の了承を得た上で、農家さんから直接取引をすることによりまして、品数の確保、仕入れ原価の縮小を行いまして、昨年のような特需に対応できるような体制強化を図ってきたところでございます。これは農家にとりましても搬入の手間が省けるなどメリットが生まれておりまして、このような取組をさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

また、村と姉妹友好都市や災害時相互援助協定を締結し、交流がある静岡県長泉町、埼玉県久喜市、草加市、三芳町の産業祭など、イベント開催時には米を持参して販売をしております。また、青木村産のおいしい米をPRすることによりまして、ふるさと応援寄附金につなげるような取組を行ってまいりましたし、これからも続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 道の駅あおきからの調達から農家からの直接確保というふうに体制を変えていただいたということで、本当に素早い対応を取っていただけたと思うところでございます。

ふるさと納税のウェブサイト等を見ますと、お米の検索件数はいまだに前年より伸びておりまして、需要自体は増えていると理解されるところでございます。返礼品を誇張することはできないと思いますが、しなくてもウェブサイトに乗っておれば、米を返礼品としたふる

さと納税の額は増えるかと思えます。引き続き長期的な視野に基づいて、当村の新たな財源基盤となるように育てていけたらと思うところがございます。

続きまして、新たな財源として活用できる元気づくり支援金について質問いたします。

本年度予算において、同制度を活用したタチアカネソバがらの再利用グッズ作成事業が計上されております。そばがらを使ったキーホルダーの作成などを検討されていると聞いております。この事業の進捗状況についてお伺いいたします。

また、タチアカネソバがらを活用した箸やせいろう、薫製チップなど、他のオリジナル商品の開発やふるさと納税の返礼品としての展開なども考えられます。こうした活用の方針について当村の考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 今年度、長野県地域発元気づくり支援金の採択をいただきまして、今まで廃棄されていましてタチアカネソバのソバがらを再活用し、キーホルダー等の作成を進めております。商品化を目指すに当たり、大学生や地元企業と連携し、進めているところです。

大学生からも若者目線で幾つか提案をいただきまして、その商品化に向けて作り手や企業に相談をしているところで、まだまだ商品化には至っていないところです。

ふるさと納税の返礼品にはどうかと御意見をいただきましたが、まずはタチアカネソバの持つ魅力を存分に発揮できるよう、商品を作成していきたいというふうに考えております。

引き続き学生や企業の協力を得て、研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 大学生の意見を聴取する等で今、商品化をしているということですが、商品化はまだということですが、ここで再質問させていただきますが、こちらの事業につきましては今年度限りのものなのか、それとも来年度以降も続けられて、今年度中に商品化が終わらなかった場合、どのような対応になってくるのか、せつかくの機会ですので、ぜひ商品化をしていただきたいところがございますが、その辺、どう考えればいいのか答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 本事業をいただいている商品化についての御質問をいただきました。元気づくり支援金は年度で決まっておるものですから、今年度につきましては、

2月を一応目安に商品化に向けて取り組んでいます。

来年度につきましては、令和8年度の事業の計画説明がこの12月に行われまして、引き続きということでありましたら、来年度の事業への採択に向けて準備を進めてまいりますけれども、一応、タチアカネソバのソバがらを活用した事業につきましては、今年度の事業として完結できるように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 今年度中に完結するように、ぜひいろいろと取り組んでいただけたらと思います。

続きまして、3項目め、重点支援地方交付金について質問いたします。

政府により総額17兆円を超える経済対策が予定されており、その一環として重点支援地方交付金が2兆円拡大されることになっております。村民や村内事業者の皆様が物価の上昇に苦しむ中、大変大きな額の交付金は青木村の様々な政策を実施する上で大変期待されるところであります。

しかし、一方でコロナ禍から景気の回復は進み、経済の需給ギャップは大きく改善しております。このような状況において多額の国債の発行を伴う財政支援策は物価の上昇を逆に加速させ、インフレを長期化させる可能性があることは多くの専門家が指摘するとおりであります。

重点支援地方交付金についても従来以上に的確に活用することが求められます。具体的な活用方法は今後発表されるメニューや詳細によって決まるものと思いますが、当村としてどのような方針や優先順位に基づいて事業を実施するのか質問いたします。

特に重要視されております低所得者世帯や子育て世帯の支援についてどのような方針を持たれているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いよいよ国でも補正予算の議論に入りました。今、松本議員からお話がありましたように、額が額だけにインフレの心配があるということで、私も今議会の冒頭の挨拶の中でもそこにも触れさせていただいたところでございます。そうはいいながらも、せっかくの予算をいただけるものはいただいて、村民のためにしっかり使っていきたいというふうに思っているところでございます。

重点支援の交付金につきましては、御案内のとおり、コロナの臨時交付金のおかげから、迅

速で平等で公平できめ細かな対応をしてきたところでございます。その交付金の実施時期によりまして優先順位が、状況によりますけれども、その都度判断をして対応してきたところでございます。

低所得者や子育て世帯への支援についてたゞいま御質問にありましたように、国の交付金の方針に基づきまして、国、そして県の支援ができない部分、行き届かない部分を村の事業で補完するという基本的な考えも一方ではございます。そういった事業設計をしているところでございます。

特に子育て世帯への支援については、令和2年度から保・小・中の給食費を無償化いたしまして、子育て世代への支援として最優先で実施しているところでございます。平等性の担保のために村外へ通園・通学している皆さんにも同額の支援をしているところでございます。

令和7年度、国の補正予算に関わる重点支援地方交付金につきましては、これまで内閣府からの情報によりますと、予算規模といたしまして、オールジャパンといたしまして2兆円、そのうち0.4兆円は食料品の物価高騰の特別加算であるということが情報として私どもに届いているところでございます。

また、年内の予算化と現下の物価高に対しまして、重点支援交付金によりまして地域のニーズにきめ細かく対応すること、そして中小企業、小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備も進めるよう国から指示をされているところでございます。

現在のところ、村への交付金の総額あるいは内容がまだまだ示されておられませんけれども、来週末には予算が成立するというような新聞情報もありますので、私どももそれを待って、早急に村民の皆さんに公平で平等な予算の中身の具体的なことを示していけるような準備をたゞいましているところでございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 給食費の無償化を従来してきていただいたように、国や県の行き届かないところをきちんと村として支援してきたこと、またはその方針であるということを理解いたしました。

物価高騰の影響は世帯ごとに大きな格差があるかと思えます。可処分所得の小さい世帯にはより深刻な負担が生じてまいります。所得の再配分という行政の重要な役割を果たしていただき、必要な方々に必要な額の支援をしていただけるようお願いいたします。

また、今回の経済対策は多額の国債発行を伴うものであります。物価上昇により家計が厳しい状況において懸命に子育てを行う世帯、世代、また、まだまだ選挙権のない子供たちに

将来、より重い税金負担を負わせるものであります。世代間の公平性にもよくよく配慮いただきまして、今までどおり子育て世帯にも優先的に支援をしていただけるようお願いいたします。

続きまして、重点支援地方交付金を活用した省エネ家電等の購入支援について質問いたします。

物価上昇を加速させないためには、我々の活動を効率性を改善していく必要があります。一時的な消費の拡大をさせるための政策とともに、長期的に効果が期待できる政策も求められます。具体的な例を挙げますと、エネルギー消費量が少ないエアコンや温水器を購入することが上げられます。継続的に電気やガスの使用量を減らすことは、効果的なインフレ対策になります。

省エネ家電への購入支援については、当村ではここ数年取られていない政策でもあります。経済環境が変化していることを踏まえ、当村で実施することも合理的になってきておりますが、省エネ家電への支援について当村としての考えを答弁ください。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） それではお答えを申し上げます。

省エネ家電への購入支援につきましては、重点支援地方交付金を活用して取組を行っている地方公共団体があるということは承知しております。一般的な仕組みを申し上げますと、指定の対象店舗から省エネが期待できる指定された品目の商品を購入することで、購入金額に対して一定の補助金が購入者に交付されるという内容となっております。

長野県におきましても、県環境部が事業主体となって、これまで2回実施をされているところで、終了の期限を待たず予算が終わったということで、県民にとって有効な事業であったというふうに考えております。そのほか、富山県、三重県、秋田県、兵庫県など、多くの県で同様の事業が実施されているところであります。

事業の設計上、多くの店舗に参加いただくこと、また、予算規模、そして補助金の交付システムなど、ある程度広域的な取組が必要であるというふうに考えております。事業の実施は生活者の支援、また事業者の支援ということで、松本議員おっしゃるとおり、有効的であるというふうに考えておりますが、青木村単独で実施できることは難しく、都道府県単位、また広域的な単位で実施をして、その実施に係る負担を構成団体として青木村が負担していくということが現実的かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ある程度広域的に取り組まないと、なかなか制度設計的に難しいというのを理解いたしました。

上田市においては、たしか長野県が実施している制度に上乘せという形でやっていたというように思います。やり方によっては、先ほど最後のほうで答弁があったと思いますが、小さい自治体でもできる可能性もあるかと思しますので、いろいろと選択肢のほうを検討していただけたらと思います。

最後に、中小企業や農家などの事業者への支援について質問いたします。

物価上昇に苦しむのは家計だけではなく事業者でも同様であり、経済支援が求められるところでもあります。従来も特定の業界に偏りが生じないようバランスを取った支援がされてきたと理解しております。

質問としましては、一律な支援とともに省エネ設備の導入について、重点的に支援することについてもどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） 御回答申し上げます。

中小企業、農家の皆さんに対しましては、議員さん御指摘のとおり、経営規模などによりまして、一定の条件で支援金という形で事業の継続について、これまで支援をしてきたところでございます。

先ほども申し上げたとおり、なかなか予算規模の関係で、村で単独でできることというのは限られているわけですが、先ほど村長が御回答申し上げたとおり、国・県でできないことについて、小回りが利く自治体として村が対応できるよう、引き続き村内の状況を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） やはり規模の問題があるということは私も十分理解いたしました。また、答弁にありましたとおり、県や国でできないことを村としてもカバーできることがありましたら、小回りを利かせて対応していただけたらと思うところでございます。

重点支援地方交付金につきましては、本当に大きな額が期待されておりまして、当村における各種政策の実現において大変ありがたいものでございます。ただ、交付金の規模にかかわらず、その活用については常に緊張感を持って的確に行われることが求められます。

初日に北村村長がサッチャーイギリス元首相の言葉を引用されたとおり、納税者のお金であります。所得の再配分、世代間の公平性、生産性や効率性の改善等に配慮をいただきまして、有効に活用していただくことをお願いし、私からの質問を終了させていただきます。

○議長（平林幸一君） 6番、松本議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時35分ということでお願いをします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 宮 澤 政美知 君

○議長（平林幸一君） 続いて、4番、宮澤政美知議員の登壇をお願いします。

宮澤議員。

〔4番 宮澤政美知君 登壇〕

○4番（宮澤政美知君） 議席番号4番、宮澤政美知です。

事前通告により、一問一答をお願いします。

私からは、制度開始から25年、介護保険の課題と今後の見通しについて、活力ある青木村を目指すこれからの住宅政策について、小・中学校並びに公共施設における太陽光発電の活用についての3点について質問させていただきます。

まず、1点目は、制度開始から25年、介護保険の課題と今後の見通しについてです。

高齢化社会において、介護の必要な方を社会全体で支え合うという理念の下スタートした介護保険制度も、開始から25年が経過しました。3年ごとに事業計画が策定され、その計画を基に財政についても見直しがされ、保険料の改定等も行われてきました。また、青木村長期振興計画の下に位置づけられた計画であると承知しております。

超高齢社会に突入している今、医療や福祉の面の充実を望む声が多く聞かれる一方で、制

度の運用とともに、人口減少による要介護者を支える担い手不足、給付費の増大、保険料の上昇、また、介護の現場では、運営の人材確保の課題も多いとお聞きしております。

令和6年度より令和8年度までの3年間で1期とした第9期介護保険事業計画に基づく運営も折り返しを過ぎ、健全な制度運営のためご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

介護保険の現状と課題についてお聞きします。

まず、現状について質問させていただきます。介護の認定者数とその推移について教えてください。また、軽度から重度な方まで、介護度の別に見たときの特徴がありましたらお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

現在、介護保険の要介護認定者数は、令和3年度末で要支援が87人、要介護1から2が113人、要介護3から要介護5が105人の計306人でしたが、令和7年度現在におきましては、要支援の方が74人、要介護1から2のやや軽度の方が109人、要介護3から5のやや重度の方が122人の計305人となっております。総認定者数は、令和3年度からほぼ横ばい状態ですけれども、要支援、要介護1、2の方が減少し、要介護3から5のやや重度の方が増加しております。

介護度別の特徴についてですが、介護度とはそもそも日常でどのくらいの介護や支援が必要かを示す指標となっており、個人個人の状況によって同じ介護度でも状況が異なります。一般的には、要支援は介護予防サービスの利用によって日常生活が可能な状況であり、要介護1から2は立ち上がりや歩行が不安定な状況で、排せつや入浴、着替え等部分的に介護が必要な状況、要介護3からは日常生活全般にわたり介護が必要な状態であり、在宅での介護から施設介護が必要になってくる段階になります。要介護4から5は、重い身体介護が必要になり、理解力や判断力が低下してくる状況でもございます。

以上でございます。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。細かい点に説明いただき、よく分かりました。

どのようなサービスを利用している方が多いのでしょうか。施設の利用状況はいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

介護サービスにつきましては、その人個人個人の状態に応じまして必要とする介護サービスを組み合わせて計画を策定するため、介護保険サービス全般について利用がありますけれども、在宅でサービスを受けている方につきましては、訪問介護と通所介護の利用が多く、施設利用者数は令和6年度末では特別養護老人ホームが48人、介護老人保健施設が26人となっております。

施設利用でも特別養護老人ホームは入所希望が多く、申込みをしてもすぐ入所できない方もおり、その間は在宅でありましたり、老人保健施設、病院等に入所し待機している方もおります。また、最近是有料老人ホーム等他の施設の整備が進み、入所の選択肢が増えたことから、そういった施設の利用者も増えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 介護保険事業に係る費用の推移はいかがでしょうか。当然増加、あるいは減少、その要因として考えられることがあれば教えてください。また、それに伴う介護保険料の推移はいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

介護給付費につきましては、基本的には毎年度増加する傾向にございますが、令和2年度から令和3年度にかけては、コロナ禍によりまして介護サービスの利用を控える方が多かつたために、給付費は前年度より減少いたしました。コロナがやや落ち着いてきました令和4年度以降は増加に転じましたが、令和6年度は介護認定者数がやや減少したことによりまして、介護給付費も若干減少いたしました。

今年度につきましては、まだ年度の途中ではございますが、要介護4、5の方が増え、介護保険施設の利用が増えていることから、介護給付費も増加傾向にございます。

介護保険料につきましては、3年に一度の介護保険事業計画の策定時に算定いたします計画策定年度に計画期間の介護給付費等見込み保険料を算定いたしますので、介護給付費が増加することに伴いまして、次の介護保険料の改定の際には、介護保険料は増加していくこととなります。

ちなみに令和3年度から令和5年度の介護保険料の額は月額6,000円、年額7万2,000円、令和6年度から令和8年度、現在でございますけれども、介護保険料は月額6,340円、年額7万6,080円でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） では、介護の現場では、労働条件や賃金、介護離職者や人材育成等多くの課題を抱えて、運営にも苦慮されているようですが、介護に携わる事業所等からの相談を受けられたことはありますか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

介護保険事業所から村への相談といたしましては、介護報酬算定等に関する事項、介護保険に関する書類の届出に関する事項、人員基準、施設基準等の介護保険サービスの提供に関する事項が主であり、介護人材不足、労働条件、賃金関係等介護事業所運営に関する事項に関する相談等はございません。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） では、現状から見た課題について伺います。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

現在介護保険事業所が抱える課題といたしましては、介護職員等の人材確保が難しいということがございます。介護の職場は長い間賃金が安く、仕事がきついと言われてきました。職員の賃金を上げるために、国においても処遇改善加算等を行い、介護職員の賃金の改善を図ってまいりましたが、まだ他産業と比較しても低い状況にございます。

このため、介護保険施設では人手不足により人員基準を満たすことができず、施設の一部を稼働できない、また、訪問介護事業所では若い職員が入ってこないためにヘルパーの高齢化が進み、利用者の希望に沿ったサービスの提供が難しくなっている事業所等もございます。

このような状況は、事業所の運営にも影響を及ぼし、つい先日の新聞報道でも、今年度の訪問介護事業所の倒産が過去最多になったという記事がございました。このため、介護報酬の改定に当たりましては、物価高騰、職員の賃金の上昇に対応できる適切な報酬改定が必要であると考えます。

また、現在介護保険料を3年に一度の計画策定時に改定しておりますが、今後も要介護者の増加により介護給付費の増加により、介護保険料のさらなる高騰が予想されることから、将来にわたり持続的な介護保険制度の運営できるような制度にすることが必要であると、

このように考えます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 次に、介護予防、自立支援のための取組について質問します。

介護保険制度の適切な利用に加えて、健康づくり事業や積極的な介護予防事業の推進により、元気な高齢者を増やす取組が重要と考えます。介護予防についてどのように考えられているかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

介護予防とは、生活習慣病の予防と心身機能の低下を防ぎ、介護が必要になる状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活を送ることができるようにする取組のことでございます。

年齢を重ねるとともに、体を動かす機会が減少することで筋力が低下し、つまずいたり転倒しやすくなり、骨折につながるおそれが増えます。また、外出したり人との交流や話す機会が減少し、頭を使うことが減ることで認知症のリスク等も高まります。

日本は世界的な長寿国になり、人生100年時代と言われるようになりましたが、今後は健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指す健康寿命をいかに伸ばすかが大きな課題であり、そのためにも介護予防はますます重要な取組になるものと考えております。

自分はまだ元気だから必要ないと考えている方もいらっしゃると思いますが、介護予防は元気なうちから始めることが大事であります。また、高齢になったから今さら始めてもという方もいらっしゃいますが、介護予防につきましては、始めるのが遅いということはありません。

心身機能の低下、いわゆるフレイルは何歳からでも予防、回復することが可能でございます。村といたしましては、この健康寿命延伸のために、今後も介護予防事業に積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 今、予防事業についてお話いただきましたが、現在行われている介護予防事業には、どのようなものがありますか。また、今年度重点的に取り組まれている事

業について教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

現在村で行っている介護予防事業につきましては、筋力アップ教室、脳と体のストレッチ教室等を開催しております。また、今年度からの事業といたしまして、高齢者の居場所は高齢者の孤立化を防ぐための重要な場であり、介護予防につながることから、地区の高齢者クラブや地域支えの会等が公民館等で開催しているお茶飲み会等のふれあいサロンに併せまして、出前講座といたしまして運動教室等を開催し、住民の居場所の活性化を図るとともに、また、村と住民の方が連携した憩いの場として、あおきカフェを月に一度開催しており、大勢の村民の方に参加していただいております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 次に、第10期介護保険事業計画策定への取組について質問します。

この計画は、被保険者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送れるように、保険給付費の円滑な実施、サービス提供体制の確保や基盤整備、地域支援事業の実施、介護予防の推進を目的に3年を1期として作成されています。

令和9年度から第10期計画についてお聞きします。

計画の策定に向けての準備は始まっていますか。今後、計画策定に向けてのおおよそのスケジュールを教えてください。また、村民の意見や要望はどのような形で計画に反映されるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

介護保険事業計画の策定スケジュールは、今年度は県と連携しまして介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施しまして、調査の集計、分析等を行い、計画に反映させてまいります。

また、来年度令和8年度前半には、介護保険料算定のためのサービス見込み料の設定作業等を開始し、来年度後半からは、国から提供されますシステムにより、サービス見込み料等介護保険料の仮算定等を行い、県のヒアリング等を経て、令和9年3月までに計画を策定する予定でございます。

また、村民の意見に関してどのように反映するかでございますが、先ほど申し上げました介護予防日常生活圏域ニーズ調査、また、医療関係者、被保険者等の関係者で構成されます

介護保険事業計画策定委員会を開催し、意見を聴取するとともに、計画策定後にはパブリックコメントを実施し、計画に反映させていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

今、重複するかと思いますが、介護保険料はどのように決められるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 介護保険は3年に一度の介護保険事業計画の策定時に算定いたします。ですので、令和8年度に介護保険事業を策定するときに令和9年度から令和11年度の介護保険料の策定を行います。これにつきましては、高齢者人口、要支援、要介護認定者数、施設・在宅サービスの利用者数、各サービスの介護給付費等を国から提供されますシステム等を使い、見込み、そこから第1号被保険者の介護保険料で賄うべき必要額、23%に相当しますが、これを算出し、この額を被保険者数で割った額を介護保険料の全額といたします。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けたいと誰もが願うところですが、課題も多く、厳しい現状があり、運営に御苦労されていると思います。その上で、第10期計画の策定に当たり、改めて利用者の立場に立った制度の運用をお願いして、1点目の質問を終わります。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 2点目は、活力ある青木村を目指す、これからの住宅政策についてです。

初めに、人口動態の変化に対応するための住宅政策について伺います。

人口減少の下では、住宅全体の需要は減少傾向になると考えられます。世帯数は増加する現象も見られ、特に単独世帯や結婚や子育て等により親世帯からの独立など大きな要因の一つとされています。

青木村の人口や世帯数の推移はいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○**村長（北村政夫君）** 人口動態についてでありますけれども、残念ながら少子高齢化が進んでいるところでございます。そうは言いながらも、国が持っております人口問題研究所の推移よりはブレーキを踏んでいるというふうに思っております。

そのような中ではありますけれども、政策的に子育て世代へ標準を合わせまして、独身者、子育て世代への指標を盛り込んだ住宅政策を実施することは、青木村にとりましては大変重要なことだと思っております。

先日、先週土曜日に下條村へタチアカネソバのPRに行つてまいりました。しばらく前は奇跡の村と呼ばれるくらい、飯田市との近さを利用いたしまして、子育て世帯の誘致、子供の数がもう本当に全国でまれに見るぐらい増加したところで、そう呼ばれておりました。

しかし、その後の話を聞きますと、3階建ての集合住宅、2階建ての集合住宅、それも見て来ましたが、空いてしまっているというような話で、なかなか長期的な、中期的な、若い人たちを増やすという政策は難しい課題があるんだなというふうに思っておりました。

もう一つ学んだのは、青木村と上田市の関係の時間、距離よりも、同じぐらいかなと思つたんですが、それよりも結構遠いんです、1.5倍から1.6倍ぐらい距離があるところでこういった政策をしているということでした。

これから143のトンネルが開通するということを前提に10か年計画を立てることになっておりますので、こういった中でこの人口動態の、特に今ご質問ありましたような若い世帯を増やすという課題に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、もう一つ最近学んだことでありますけれども、Iターンした人たちの集まりがありました。そういつていろいろお話聞いてみると、青木村の気候とか風土とか歴史とか教育とか医療とか福祉、そういうもの非常に魅力だったけれども、物件はどうだというような、当然のことなんですけれども、物件がどうだということは非常に大きなポイントの一つだなというふうに、私が思っていた以上に大きな割合を占めました。これから空き家対策の中でもそういったことを念頭に置きながら、要素としてご質問にありましたような、若い人たちを増やすような人口動態に努めてまいりたいと思っております。

○**議長（平林幸一君）** 小林商工観光移住課長。

○**商工観光移住課長（小林利行君）** 統計的なことを私のほうから補足させていただきます。

国勢調査によりますと、昭和60年国勢調査世帯数1,338世帯、人口は5,156人、1世帯当たり3.9名です。以降平成7年度は世帯数1,489世帯、人口5,003人、1世帯当たり3.4人、平成17年には世帯数1,569世帯、人口4,774人、1世帯当たり3.0人、平成27年には世帯数

1,557世帯、人口4,345人、1世帯当たり2.8人、令和2年には世帯数1,553世帯、人口4,121人、1世帯当たり2.7人となっています。世帯数は平成17年1,569世帯をピークに微減となっているものの、人口は調査回ごとおよそ200人減少しており、令和2年国勢調査では4,121人、1世帯当たり世帯員数も2.7人となっています。

宮澤議員のお話のとおり、単身世帯や夫婦と子供といった核家族が青木村でも主流となっていることが国勢調査からも伺えます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

村長さんもいろいろ努力していただいていることは承知しておりますので、よろしく願いします。

それで、次にいきます。

既存の住宅を生かしながら修繕、改修して利用することが現実的と思いますが、このほかに空き家の有効活用や若者の定住促進等を進めることも必要と思います。現状について、また、今後の住宅政策の方向性について伺います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 住宅施策の方向性について御質問をいただきました。

令和7年10月の住宅着工統計によりますと、持ち家の新設住宅着工は減少していますが、貸家、分譲住宅は増加傾向にあります。建設費用の高騰等様々な理由から、新築の持ち家住宅の着工は低迷していることと思います。議員御指摘のとおり、修繕や改修などのリフォーム、空き家の有効活用、若者定住促進について、当村では、それぞれ補助事業や相談窓口を設け対応しているところです。

当村では、若者定住促進住宅申請状況を見ますと、令和5年に7件、令和6年に14件、令和7年は年度途中ですが13件と平均した着工が見られます。また、ここ3年間リフォーム工事補助金の支給件数は平均6件、空き家バンク成約件数も平均は13件となっています。

住宅施策については、今年4月、建築基準法の改正もあり、当村でも確認申請が必要となり、建設業者の育成、宅地造成や省エネ化住宅など、事業者の皆さんとも協力しながら村民の皆さんの住宅の質の向上を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

次に、村営住宅の現状及び今後の方向性について伺います。

村営住宅の設置箇所と戸数を教えてください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まず、村営住宅を整備したのは昭和61年度が始まりでした。当時村には民間の賃貸住宅が少なく、若者世帯の村外への流出、大きな課題でありました。その流出防止受け皿として村営住宅を整備してきております。

その後、公営住宅法の改正が平成8年にありまして、公営住宅、村営住宅は低所得者向け、住宅困窮者向けに特化したため、平成7年度から若者世帯に向けた若者定住促進住宅を整備し始めております。

所得制限がある村営住宅と子育て世帯向けの若者定住促進の2種類が当村にございまして、村営住宅は青木に3団地、当郷に1団地、合計4団地に56戸整備しております。若者定住促進住宅は、当郷、村松、青木に各3団地、入田沢、中挾に各1団地の合計11団地に41戸、村営住宅としましては、若者定住促進住宅と合わせて全部で97戸設置しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

入居されている戸数、空き家となっている戸数はどんな状況でしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 11月末現在での村営住宅は56戸に対し、空き室は15戸、若者定住促進住宅は41戸に対し空き室は6戸となっています。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 思ったより空き室が多いことに、ちょっと驚きました。

入居の申込状況や待ち状況ということに質問することになっているんですが、今のことが重複するので、これは飛ばさせていただきます、次にいきます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 退去された方で村内に定住されている方はいますか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） できれば申込状況等聞いていただきたかったんですが、ちょっと加えて御説明をさせていただきます。

村営住宅、若者定住促進住宅の入居募集は広報に掲載し、情報と提供しているところがございます。また、随時電話等での問合せにもお答えしております。村営住宅等につきましては、木造の耐用年数30年を超過し、建て替えを現在検討しているところがございます。ですので、村営住宅につきましては、政策的に募集を今、停止しているところがございます。

若者定住促進住宅につきましては、先月末に退去が続きまして、空き室が多くなっております。ですが、3月末には満室になると見込んでおります。村営住宅、若者定住ともに待ち状況は入居申込順という、受付順にはしておりませんが、入居募集の際には、その決定には抽せんとなるのが慣例です。

引き続きまして、退去後の村内定住数にお答えをさせていただきます。

若者定住促進住宅について言えば、満51歳に退去をお願いしているところです。ここ数年は若者定住応援補助金や子育て支援策の拡充により、早い段階で村内に新築、転居される方が多く、おおむね8割ほどの方は青木村に家を建て、あるいは購入される傾向が見られます。村営住宅については、所得や家賃の納付に問題がなければ、入居期間が長く、引き続き住めるような住宅になっております。

村営住宅のほうは、多くの方が住み慣れた地域での暮らしを望んでおりますので、その辺りは理解していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

本当に思った以上に村内の定住者が8割ということで、本当に皆さんの努力が見えてくる形になっていると思います。

そこで、村営住宅は村の公共施設等総合管理計画に基づいて運用されており、長寿命化を図り、維持管理され、需要や必要に応じて更新を検討いただいておりますが、まずは既存の住宅を生かしながら修繕、改修し、利用することが望ましいと思います。今、回答の中で新築を計画されているということですが、こういうふうに私は思っています。

最初に建築された村営住宅について大工さんにお聞きしたところ、瓦ぶきの屋根は当分大丈夫で、基礎の利用もできるようです。ただ、浴室等の土台や耐震強度については、当然対策が必要ではないかと、そういうようなお話でした。今後の修繕や改修の必要性はどうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいま修繕や改修の必要性について御質問をいただきました。

議員のお話のとおり、公共施設等総合管理計画、あるいは公営住宅長寿命化計画によりまして、村営住宅の整備については取り組んでおります。建築コストの高騰、費用対効果から村営住宅の在り方に非常に悩んでいるところが本音でございます。最低限な修繕、改修工事で20年をもたせることができるか、建築士、設計士、建築業者の目線で御助言をいただいているところです。引き続きいろいろな選択肢を得て、今後も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 先ほど説明にあったように、昭和61年着工で、もう昭和49年ということですから、49年経過している村営住宅もあるということだと思います。その中で新築計画はありますか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 青木村営住宅青木中央団地郵便局の周辺に整備している住宅でございますけれども、こちら昭和61年から平成2年にかけて整備したものが多くございます。耐用年数につきましては議員の御説明のとおりですが、それぞれ耐用年数が超過しております。こちらにつきましては村営住宅長寿命化計画に沿って新築整備の検討に入っております。既存の住宅を取り壊しまして、その場所に建て替えを検討していますので、現在、入居されている皆様には個々に面談を実施し、退去に向けてお話をさせていただいております。

一方で住宅建設費用が高止まりしていることから、国庫補助金等財源の確保や、先ほど御指摘いただいている入居者要件に関わる世帯構成、世帯状況等入居対象者の将来を見据えて村営住宅も整備していかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

次に、単身者や子育て世代、高齢者に優しい住宅づくりについて質問します。

これからの住宅は、今申しいただいたことのように、住む人の状況や生活様式に合わせ、多様な対応が必要です。畳をフローリングに、段差をなくしバリアフリーに、エネルギーの効率を考えた住まい等々、シニア世代には大きな戸建ての住宅からの住み替えで管理の負担

の減少、利便性の向上等が図られ、村に住み続けられる体制づくりができるのではないかと考えます。

村営住宅への入居条件は、同居する親族がいることとありますが、今後、単身者の生活の場として活用することはできないでしょうか。また、若者子育て世代の定住を促進するために、例えば3年間期限を決めて家賃の無料化、併せて村営住宅退去後に村内に住宅を構えて定住される方に補助金を支給する等検討されてはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいま御意見をいただいたように、宮澤議員からの御意見をまた参考に、現在ある若者定住応援補助金、あるいはリフォーム控除補助金等の補助金の拡充も含め、住民の皆さんの声もいただきながら、財政当局とも相談し、よりよい住宅施策に努められるように努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 次に、空き家対策について伺います。

まず、空き家の状況について教えてください。また、問題になっていることはありますか。その対応について伺います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 空き家について御質問いただきました。

空き家につきましては、平成29年に230という空き家の数を上げさせていただいております。令和7年に入りまして、地区の区長さんを通じて空き家の調査をさせていただきました。111件という数字をいただきまして、現在、商工観光移住課、集落支援員を現場でその重複がないか調査をしているところです。

いずれにしましても空き家につきましては、空き家を活用するか保管管理するか、解体するしかありませんので、なるべく早い段階であれば活用ができると思っておりますので、その辺りを充実していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） そういう活用でお願いしたいと思いますが、空き家の今の活用について、考えられていることや実際に取り組んでいることがあれば教えてください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 空き家の活用について御質問いただきました。

現在は空き家を活用することにつきましては、空き家バンクに登録して、広くその活用を購入される方をお願いしているところでございます。購入された方によってはご自分でリフォーム、DIYをされて、その生活を充実させているなんてことを目にしておりますけれども、村としては実際に空き家の活用については、今、空き家バンクの登録ということで限っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

空き家の活用の一つとして、飯島町のリフォーム体験ワークショップ、参加型講習会について御紹介したいと思います。

飯島町では、空き家になっている築70年以上の木造住宅を、参加者の力を借りてリフォームするワークショップを開催されました。今回は主に内壁のリフォームがテーマで、今後も継続して開催予定とのことです。空き家をリフォームの実践の場として活用、リフォーム後は移住された方が活用できる状況にすることを目指して、今後は住宅やゲストハウスとして活用したいとのことでした。発想がよいと思いました。

持ち主があることで了解を得る必要もあり、一足飛びにはいかないと思いますが、ぜひ柔軟な発想で活用方法を検討いただければと思います。

2点目の質問を終わりとします。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 3点目は、小・中学校並びに公共施設における太陽光発電の活用についてです。

まず、太陽光発電の現状、設置状況について伺います。小・中学校はいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

小・中学校の現状でございますが、村が直接事業者となって太陽光発電システムを設置した事業は1施設でございます。青木小学校の体育館でございます。平成26年に長野県のグリーンニューディール基金を活用して設置したものでございます。事業費は約2,600万円、一般財源なしで整備したものでございます。

発電の規模につきましては24.1キロワット、蓄電池も併せて整備しておりまして、その容量は11.4キロワットとなっております。整備から11年を迎えておりまして、蓄電池の経

年劣化によりまして交換が必要な状況となっております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 村内の公共施設の設置状況はいかがでしょう。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 村の公共施設を屋根貸しにして、発電事業者に出しをされている施設でもございまして、平成26年に公募にて事業者を募った結果、1社の応募で事業を行っていただいております。

設置されている施設につきましては、図書館、民俗資料館、歴史文化資料館、中学校の体育館、老人福祉センターで合計46.7キロワットの発電システムを設置していただいております、賃借料として年間23万1,000円の収入と設置されている設備の5,600万円に対しての固定資産税を課税し、税金としての収入がございます。

賃借の契約は15年間で、終了は令和16年3月の予定でございまして、協定では原状復帰をして事業を終了することになっております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 次に、設置済み太陽光発電施設の電力の活用状況について伺います。

設置された設備により得られた電力は、どのように活用されているのでしょうか。令和6年度の電気料金はどのくらい軽減になっていますか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 小学校の体育館につきましては、事業の制約上売電することはできないため、現状は非常に高価な蓄電池の交換が必要でありますことから、日中発電している電力を活用しております。したがって、売電収入はございません。

一方、屋根貸しにつきましては、村の一般会計の収入として、これまで10年間で賃借料として231万円、固定資産税、これは償却資産の税金となりますが、10年間で約600万円の収入がございました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 今、小学校については、残念ながらゼロということで、できれば子供たちもこの発電がどのようにできて、今日はどのくらい発電したとか、何かパネルで見た

りするようなことができればいいかなというふうに思いましたので、またぜひ活用については、またお考えいただければと思います。

それから、太陽光パネル等の経年劣化により損傷や塗装のはがれ等による環境等への影響を心配する声を聞きますが、現状はどうですか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） パネルの法定耐用年数は17年とされておりますが、これは税金を計算する上での償却期間でございます、実際の寿命はそれを超えて使用が可能であるというふうに見込まれております。

これまで小学校について業者に目視点検をしていただいた結果によりますと、パネルそのものには問題ないとの報告を受けておりますが、蓄電池の経年劣化により使用できない状態となっております。引き続き点検等の実施により、適切な維持管理を行ってまいります。

屋根貸し施設につきましては、借り受けた事業者が適切に維持管理をしているものと理解しておりまして、直営ではなく屋根貸しを採用したことで、施設の維持管理費用を発生することなく賃借料や固定資産税収入を得ることができ、導入する判断をしてよかったものと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 現在設置されている設備について、維持更新についての課題は、今伺ったような感じもしますが、あるか、今後の更新についての予定はあるかお答えいただきたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 小学校の体育館につきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、既に蓄電池の更新が必要となっておりますが、この更新をするためには約1,000万円以上の費用が必要でありまして、防災上の避難所設備として財源と他の事業との優先順位を総合的に判断する中で、更新等に関しては慎重に判断をしていく予定でございます。

また、エネ空青木タワー、ミライズあおきにつきましては、実証実験施設となりますので、耐用年数と今後の事業の在り方につきましては、関係する企業とも相談する中で維持管理あるいは撤去などを含めて検討してまいります。

屋根貸しにつきましては、維持管理については、先ほども申し上げましたとおり事業者が

行っておりまして、村からの直接の費用はございません。令和16年3月に事業の実施期間が終了いたしますので、それまでに継続をするのか否かを事業者と協議をした上で判断をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） どうも今、総務課長さんの答弁を聞きますと、屋根貸しのほうが特に村の費用がかからず、業者にお願いできたと。小学校につきましては、そのときの判断がどうだったかですが、これから子供たちのためにも、そういうものを活用できる形をこれから考えていただければありがたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 4番、宮澤議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 松 澤 広 海 君

○議長（平林幸一君） 続いて、2番、松澤広海議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

〔2番 松澤広海君 登壇〕

○2番（松澤広海君） 出席第2番、松澤広海です。よろしくお願いします。

質問は3点ありまして、一問一答でお願いします。

まず、1としまして、タチアカネソバを増産に向けて、タチアカネばらまきを線条まきへ変更できないかということです。

沓掛地区本村から釜房下の圃場への種まきがばらまきで発芽がままならないで、各農家で  
のあぜの草刈り作業もやりがいを感じないような状況です。また、鹿の食害で本年は収穫が  
ゼロです。いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 沓掛地区の本村から釜房下の圃場、主にキタノイリと呼ば  
れている地籍かと思われましても、この地域につきましては、中山間地域等直接支払事  
業を取り組んでいただいている地域でございまして、常日頃から農地の畦畔等の適正管理に  
努めていただいておりますことに感謝を申し上げます。

この圃場につきましては、8年から9年前から青木村産業受託組合によってタチアカネソバをまいていただいております。ソバの収量を向上、安定化させていくためには、まず圃場の排水対策と適期の収穫の徹底が必要でございます。特に成育初期の湿害には極めて弱いため、水はけの悪い圃場はなるべく避けて、圃場の周囲に沿って額縁のように溝を掘る額縁排水を行ったりですとか、作土の下にある耕されない土の層を機械によって亀裂を入れる心土破碎等の排水性の改善が重要でございます。

また、収穫時においても、ソバは熟し過ぎると種子が脱粒してしまうため、収量及び品質の安定化のためには適期の収穫が重要でございます。

キタノイリ地区の今年度のソバの収穫については、議員御指摘のとおりほぼゼロであったというふうにお伺いをしております。理由につきましては、先ほど申し上げました圃場の排水性の問題と鹿の食害によることが主な原因であったということでございますけれども、播種につきましては、従来からすじまきではなくてばらまきで行っております。確かにばらまきよりすじまきのほうが効率性と収量安定性の観点から、推奨はされております。

しかしながら、ばらまきを現在行っておりますのは、面積が小さいですとか不整形、形が悪い水田については、現在、受託組合が所有しております7条まきの機械では、作業が困難という理由からでございます。小型の播種機を導入すれば可能になる水田もあるかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、実際に耕作をしている作業受託組合の皆さんと今後どのように進めていくかを相談していく中で、ソバの増産に努めてまいります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） つきましては、2番、鹿よけ対策についてですが、鹿用電気柵が必要と思います。一の口地域や入奈良本では設置されています。いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 先ほどの御質問と関連いたしますけれども、この地区は山の麓にあることから、鹿による被害は大いに想定がされますし、実際被害に遭われていると認識しております。

ワイヤーメッシュ等で侵入防止柵を設置をいただいている地域ではございますけれども、やはり道路ですとか河川等の開口部から侵入されてしまうのが現状でございます、やはり作物を守っていくためには電気柵等の対策は必要でございます。

村の支援策としましては、個人宛には獣害柵設置補助金がございますし、大規模、大きな

面積で設置したい場合には、大規模獣害柵設置事業がございます。個人向けには3割補助で、大規模型については認定農業者ですとか農業法人が対象で、田畑5枚以上の連担があり、延長が300メートル以上のものであれば5割の補助となりますので、ぜひとも活用を検討をお願いしたいと存じます。

一の口とか入奈良本につきましても、実際、受託組合の皆さんが補助を受けて柵の設置をしていただいております。鹿の通り道ですとか、場所が特定できれば猟友会に依頼して、わなを設置して駆除をしていただくという方法もございます。いずれにしましても、鳥獣被害によって草刈り等含めた農業に対する意欲が減退することがないように、村としても様々な対策を検討してまいります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） ありがとうございます。よろしく対策をお願いします。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） 3としまして、災害時の衛生備品の中で、簡易トイレについては各避難所へ配るようお願いしたい。大地震などで水道が止まるとトイレが使用できなくなりますので、真っ先に問題が起きる課題だと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました災害時の簡易トイレにつきまして、今までの大きな地震の際にはいろいろ課題になってきたところでございます。災害時の断水、あるいは御質問にありましたように下水管の損傷、こういったことでトイレが使用できないことを想定して、衛生的で簡易トイレを備蓄することは、災害時の必需品の大きな一つであるというふうに思っております。

トイレを我慢することによりまして、脱水症状あるいは感染症など健康面や衛生面で大きな課題が発生いたします。

村では、今年度地域防災緊急整備事業といたしまして、国の補助金を得まして4,489万4,000円で多くの防災グッズを用意いたしました。その中で御質問の簡易トイレ、テントセットを30セット用意いたしまして、総額は699万6,000円でございます。1基当たり23万3,000円と大変高価なものでございます。能登半島の地震などの経験を得て、1回1回で完結するような衛生的なものでございます。

せっかくでありますので、この中で炊き出し炊飯セットの10、それから避難所の仕切りセ

ット2名用を100セット、折り畳みベッド、これは高齢者の避難用に30、介護者の避難所用で1、発電機15、蓄電池パネルセット15、投光器15、それから備品倉庫を5つ用意をしたところでございます。今置いてありますのは、授産所跡、文化会館の駐車場に に置いてございます。

御質問いただきました各地区への配付の仕方なんですけれども、これは大変私ども悩むところでございます。昭和34年でしたか、あのときは全村的な大災害でございました。それから最近では、洞地区で大きな災害を受けたときは、入奈良本、沓掛地区ではほとんど普通の雨でございました。

そんなことで、災害の内容によりまして、各地区へどういうふうに配っていくかというのがあります。

それからもう一つは、食料品なんか賞味期限がありますので、これをどういうふうにやっていくか、そんな課題の中で、今の簡易トイレセット30あるんですけれども、どういうふうに各地区に配付していくか、全体含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

たくさん買って、ある程度地区に置いておいて、それを例えば部分的な被害でしたらそちらへ移動する方法もありますし、それから、こういったものを村の中央に置くことによって、平均的ではありますけれども、もし移動できないような場合も想定されますので、そういったところのものを選りながら、購入品目を見ながら、また区長さん等と相談してまいりたいと思います。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（平林幸一君） 松澤議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 北 澤 久 美 子 君

○議長（平林幸一君） 続いて、3番、北澤久美子議員の登壇をお願いします。

北澤議員。

〔3番 北澤久美子君 登壇〕

○3番（北澤久美子君） 議席番号3番、北澤久美子です。事前通告しました2項目について質問させていただきます。よろしくお願いたします。

初めに、1項目め、独り暮らしになっても安心して暮らせる村づくりをするための方策についてお伺いします。

日本では、人口の高齢化、独り暮らしの世帯の増加が社会問題になっております。青木村においては、2020年の国勢調査の結果によると、村内全世帯に対して65歳以上の高齢者の独り暮らし世帯は14.3%となっております。

私は、以前民生児童委員をしていました。そのとき高齢の独り暮らし世帯の御家庭を中心に訪問しました。独り暮らしで大変な点をお聞きしたところ、主に一つ、家事が面倒だ、二つ目、寂しくて孤独を感じる、三番、体調不良のときに不安があるの3点でした。独り暮らしになっても安心して暮らせる村づくりをするために、何か対策ができないかと考え、この3点についてお聞きします。

1つ目の家事が面倒だについてですが、高齢の独り暮らしとなると村外まで時間をかけて買物に行くのが大変です。また、1人分の食事をつくるとなると、どうしても面倒で手抜きになりがちです。そうすると栄養が偏り、健康の面で問題が発生してしまいます。食べるということは、生きていく上で幸せを感じる大切なことの一つだと思います。

私は6月の議会で、身近で買物ができるためのスーパーの誘致について一般質問をさせていただきました。しかし、スーパー誘致については、村内にJAのスーパーと道の駅もあるので、青木峠バイパストンネルが開通する数年後に期待し、今すぐには難しいと答弁がありました。

しかし、地域の方から、近くで買物ができるスーパーが複数欲しいという声は、今でも多く寄せられております。6月議会後、早速青木村に一つしかないスーパーJAへ行ってきました。すると、野菜をはじめ干物、豆腐、お菓子、調味料等多くのものが置いてありました。そのほかにもたくさんのお惣菜が置いてあり、驚きました。しかも、そのお惣菜は、それぞれお一人様用小分けパックとなっており、独り暮らしの方に配慮されていました。独り暮らしの方にとっては、とてもありがたいことです。

店主の方にお話を伺ったところ、建物が40年以上もたっている施設であり、改修が必要である。しかし、高齢者の方の来店が多く、その方たちからの「近くで買物ができてありがたい」という言葉を励みに頑張っていらっしゃるとお話されました。

スーパーは生活に欠かせません。村にあるたった一つのスーパーに支援ができないか、伺います。支援の例として、天龍村のスーパーを参考にいただき、青木村でも同じようなことができないか、併せてお聞きします。

天龍村は高齢化率が60.9%と高く、高齢化が全国2位の村です。2020年までは村にスーパーがありませんでした。村内に食料品や生活必需品を売る店が必要であるという村民の方の声から、村が設立したいいわゆる村設民営のミニスーパーをつくりました。村が主導でつくった村営住宅、ミニスーパー、コインランドリー、休憩スペース、トイレ等がある活性化複合施設です。運営は指定管理者が行い、事業費は村の一般財源のほか事業債と国の補助金で賄ったそうです。2022年にオープンしました。村内で買物をする方が増え、地元の店が住民同士のコミュニケーションの場になっているということです。

青木村でも村主導でJAスーパーの支援ができないか伺います。

2つ目、寂しく孤独を感じるという大変さについてです。

人と話をして元気を出してもらおうと、現在、青木村では、あおきカフェを開いていただいております。とても好評で、よい交流の場所になっております。中心になって企画、取組いただいている方にはとても感謝いたします。ありがとうございます。

しかし、あおきカフェに出かけてこられない方もいらっしゃいます。イベントに出かける際には仲間の声掛けや、気力、体力、交通手段がないとなかなか難しいです。そういう方の援助についてお考えでしょうか。

我が家の近くで、遠くまで行かず、近くの独り暮らしのお宅で毎週火曜日に4、5人で集まりお昼を食べ、おしゃべりをしております。集まる方たちは週1回のこの会を楽しみに生活をしているということです。

先月、青木村社会福祉協議会地域住民支え合い事業の研修で、長野市中条地区、旧中条村へ視察研修に行ってきました。中条地区では、個人宅や公民館に数人で集まり、お茶を飲んだり、食事をしたりする同じような会が13か所で行われているそうです。青木村のあちらこちらでこのような会が開かれるよう応援ができないか伺います。

3番目、体調不良時の不安がある対策についてです。

青木村は安否・緊急通報サービスがあり、機器の貸出し設置を無料で行っております。突然体調に異変が発生したら、ボタンを押すと緊急通報センターにつながり、そこから緊急連絡先につながる安心な連絡方法です。現在は隣組のお付き合いも希薄になり、昼間はお勤めしている方も増え、不在の家庭が多いです。いざというときを思うと不安になります。独り暮らしになったご家庭には、このような見守り方法があることを御案内して、知っていただくことが大切だと思います。

安否・緊急通報サービスを多くの独り暮らしの家庭に設置していただくようアピールし、

普及率を高めてはいかがでしょうか、伺います。

お聞きしたいのですが、今まで実際にこのサービスで助かった事例がありましたか。事例を知ることで、民生児童委員の方が訪問し、相談されたとき、御案内しやすくなると思います。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうから1の独り暮らしになっても安心して暮らせる村づくりをするための方策①番、村に一つのスーパーへの支援についてお答えをさせていただきます。

北澤議員からJ A青木に寄せられる地域住民の声と天龍村の取組を御紹介いただきましてありがとうございました。事業の取組については参考とさせていただきます。

J A青木店の運営、経営に関わる皆さんからは、経営と言われるより、むしろ使命感が強く伝わってまいります。継続するにはどうしたらよいか、私どもも同じ立場になって、公平な立場で支援を考えています。継続するには、村民の皆さんに御利用いただく、そうするにはどうしたらよいか、村として今、議会補正予算で地域にぎわいプロジェクトを創設し、願いや思いを込めて補正予算計上をさせていただきました。

経営努力はもちろんのことですが、村としてはまずは地域住民の皆さんにお立ち寄りいただきたい、そんな集える場としてのスーパーづくりに支援を続けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうからは②番、寂しくさせない、孤独を感じさせないための方策についてと③番、体調不良時の不安解消のための方策についてお答えいたします。

高齢者が集う居場所は、高齢者の孤立化を防ぐための重要な場所であると認識しております。今年度4月から開催しておりますあおきカフェにつきましては大変好評をいただいております。毎回50人前後の参加者がおります。

あおきカフェの参加者につきましては、御自分で車を運転して来られる方やデマンドバスで来られる方がおりますが、村では送迎等を行うことは、現在の職員人員体制の中で難しいと考えております。

ただ、あおきカフェへのお誘いの声掛けにつきましては、地域包括支援センターの職員及

び地区の民生児童委員さんにも行ってもらっておりますので、今後も引き続き声掛け等行ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど宮澤議員の質問の際にも若干答弁いたしました。地区の支えあいの会老人クラブ等が主体となり、公民館等に近所の人が集まってお茶飲み会、趣味の活動、運動教室等の居場所も開催されております。村としましては、このような地域の集まりに対して今年度より出前講座を同時開催しております。

内容は、住民の方からの要望によりまして運動教室、薬剤師による薬の飲み方、保健師による血圧の話、管理栄養士による塩分チェック等の健康講座、消防署の職員によるAEDと心肺蘇生についての講演等、様々な内容で実施しており、今年度既に年16回ほどの実績がございます。これはお茶飲みの会等の地域の集まりの参加者の増加にもつながっているというふうに考えております。今後も引き続きあおきカフェの開催と地域の集まりの居場所等の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、体調不良時の不安解消のための方策についてですが、緊急通報サービスにつきましては、高齢者の独居世帯、高齢者のみの世帯等を対象に、現在約30件ほどの設置がございます。独居の高齢者世帯等に対しましては、地域包括支援センターの職員が日頃から訪問し、健康状態や様々な相談等に応じる中で、緊急通報システムが必要と思われる世帯に対しましてはシステムの案内をするとともに、民生委員さんからの情報から必要と思われる世帯に対しても適宜案内しております。

ただし、中には常に監視されているようで嫌だというような方もおりますので、丁寧な説明が必要というふうに考えております。

また、今までこのシステムで助かった事例があるかという御質問でございますが、緊急通報センターから本人に安否確認の連絡がつかないということで確認に行ったことはございますが、急な体調不良や事故等の異常があったということはございませんでした。ですので、緊急通報システムにより助かったという事例等は今のところございません。

緊急通報システムの設置希望がある方につきましては、御本人、御家族等から地域包括支援センター等に御相談いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） 御答弁ありがとうございました。

青木村に限らず高齢者の独り暮らしの対策については、どこの市町村でも同じ課題を抱え

ております。今回質問の中で天龍村と長野市中条地区の取組について紹介させていただきました。他の市町村の取組を参考にしながら、村民からの声を聞いて、青木村に合ったよい対策を考え、独り暮らしの方の不安を少しでもなくすことができたらと思います。生活しやすく、元気と優しさがあり、住民の方が青木村に住んでいて幸せだなと感じていただけるような、そんな青木村になるよう御検討をよろしく申し上げます。

そして、JA青木スーパーさんについて、補助金予算から御支援いただけるとのこと、とてもうれしく思います。ありがとうございます。また、民生児童委員さんのお話が出ました。民生児童委員さんはここで改選されました。民生児童委員さんの活動は住民の方からもとても頼りにされ、期待されております。くれぐれもお体に気をつけてよろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） 引き続き2項目め、空き家対策についてお聞きします。

先ほど宮澤議員さんからも住宅関係の質問があり、重なる部分も多々ありますけれども、御答弁よろしくお願ひいたします。

村内を走っていると草が生い茂り、空き家になっている家が目につきます。また、地域の方からも近くで空き家がとても多いという声をお聞きします。これからも先、さらに増えるだろうと心配されておりました。

空き家は倒壊などの危険性があり、景観が悪化し、不法侵入、害虫、害獣、ごみの不法投棄、さらに雑草の繁殖など様々なことが起こります。

そこで、3点について質問します。

1つ、昨年と今年で、空き家の数は減ることなく増えていると思われませんが、どのくらい増えているのでしょうか。また、解体処理等が進まず、放置状態の空き家はどのくらい現在あるか、お聞きします。放置状態になってしまう空き家住宅をこれから少しでも増やさないために、1つ、売る、貸す、解体する等の方針を所有者の御家庭で早めに決めておく、2つ、放置する時間が長くなると、老朽化が進み、売買、賃貸が難しくなる等を内容にしたチラシをつくり、あおきカフェのときなどを活用してチラシを配布してはいかがでしょうか。チラシを見ながらお正月やお盆など、家族が集まった機会に話題にさせていただき、備えていただくことが大切です。

2つ目、青木村では平成29年に空き家が230件あるとお話がありました。その空き家バンク登録件数が12件となっていました。令和6年の空き家バンク登録件数は6件でした。空き

家対策は簡単にはいかないと思いますが、空き家バンク登録件数がまだ少ないと思います。以前、青木村に住んでいる方が、村内で引っ越しをしようと空き家バンクに登録してある情報を見ましたが、とても少なく、御自分で探したとおっしゃってありました。

異常気象で夏の猛暑の都会には住めないと思う方が多いとお聞きします。夏でも夜になれば過ごしやすい青木村を移住先候補に考えたとき、まず空き家バンクを検索すると思います。空き家バンク登録数を増やすことは、移住人口増につながると思います。そこで、登録件数が6件と空き家バンク登録が進まない問題点と、登録を増やすためにどのような取組をされているか伺います。

3つ目、青木村では解体補助金の上限が20万円です。しかし、現在は解体業の働き手が少ない、また、廃材の分別等をきちんとしなくてはいけないなどの背景から解体費がとても高く、古くて人が住めない家屋を所有していても解体工事になかなか踏み切れなくなっております。補助金を上げることは検討いただけないでしょうか。

以上、3点についてお願いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました空き家に関して、私のほうから3番目の点について御答弁を申し上げたいと思います。

全体につきましては、御質問いただきました内容で全くそのとおりでございます。集落支援員という1人を年度途中から職員を増加いたしまして、この職員によりまして、区長さんからいろいろ情報提供いただいておりますけれども、さらに踏み込んだ調査をし、そして、それを持ち主、あるいは持ち主だった子孫、家庭、お孫さん、子供さんですかね、そういう方に連絡するとか、そういう体制をとって急いで解体をする、あるいはその後の処理をしていただきたいというお願いをしつつあるところでございます。

また、私も東京青木会に行かせていただいたり、皆さんがお聞きしたときにこういった課題もあるので、ぜひ皆さんのところはというお話をしたり、あるいは会員同士でそういう情報の提供をお願いしたり、そんなことをしているところでございます。

3点目の御質問の解体の補助金につきましては、令和5年度から一定のルールの下に上限20万円で解体費につきまして補助金をしているところでございます。その実績といたしましては、令和5年は8件の151万円、令和6年は13件の246万4,000円でございます。解体の必要性については、老朽化によります危険性の排除、そして資産の運用活用ということもあるかと思っております。

倒壊した場合は、近隣住民による被害が及ぶ可能性もあります。定期的な換気、あるいは修繕が行われていない場合には、湿気やシロアリによりまして急速に劣化をするというふうに言われております。

また、雑草の繁茂によりまして、害虫とか虫害とか、こういった原因にもなりますし、不審者の侵入などといった犯罪にもなりやすく、近隣住民のトラブルにもなるわけでございます。

先ほど宮澤議員のところでも御答弁いたしましたけれども、先日 I ターンする薪の会を中心とする皆さん二十数名おられました。その皆さんに聞きますと、先ほど御答弁申し上げましたようなことを中心に私考えていたんですけれども、物件がどうだったかというように大変魅力があったから移住した、プラスしてということで、今お話ありましたように、解体を要するか、あるいはリフォームするかという選択肢でありますけれども、そういうことによって付加価値を高める、いわゆる雑草の繁茂したような長い間放置してあった家を見てもらうよりも、あるいは少し大幅なリフォームじゃなくて、外見上のリフォームしたり、雑草を取ったり、そういうことによって価値が上がってくるということも PR を併せてしてまいりたいと思っております。

なお、外野を修繕することによって、中身については購入された方々がすればいいわけでございます。

補助金のアップにつきましては、村の厳しい財政状況の中であります。また、費用対効果や他の事業とのバランス、あるいは緊急性など勘案いたしまして、今後総合的に判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうから①番と②番についてお答えをさせていただきます。

まず、①番、放置状態空き家についてです。一部宮澤議員の答弁と重なりますが、よろしくお願いたします。

平成29年度の空き家実態調査以降、再度、今年9月までに区長をはじめ地域の方に御協力をいただき、空き家状況調査を行いました。平成29年度230件であった空き家は、売買や取り壊しにより211件となりましたが、区長からお寄せいただいた空き家は111件でした。単純に111件増えていて322件であるのかどうか、現在集落支援員と商工観光移住課の職員で

重複がないか、ほかに漏れがないか、住宅なのか、倉庫や物置でないのか調べているところ  
でございます。

議員御指摘のとおり、空き家となった期間が短ければ短いほど、その活用の可能性は高く、  
改修工事費用は安く済む傾向が高いです。今年から始まったあおきカフェなど、機会あるご  
とに村民の皆さんに関心を持っていただけるよう、空き家の3大解消法、活用・譲渡、管  
理・保全、解体・除去に意識をお持ちいただけるよう周知に努めてまいります。

続いて②番目、空き家バンク登録件数を増やすにはということでお答えいたします。

空き家バンクを御覧いただきますと、青木の森別荘地の物件が多いことに気がきます。集  
落の住宅は空き家となっても家具や日用品などの残置物が多く、手間や時間を費やすことか  
ら、そのまま放置されていることが多いと思われまます。

しかしながら、近年は意識が変わってきており、集落の介護等で家をどう処分するか話題  
に出しているとお聞きしています。大切なことは関心を持っていただくことなので、引き続  
きPRをして、賃貸や売却するには空き家バンク登録を意識づけたいと思っていますし、所  
有者との連絡を取れる機会を大切にしています。

登録を増やす工夫として、空き家バンクの認知度を上げたい、死亡届手続の際など住宅や  
空き家の活用について一文を入れるなど、役場組織の中でも横断的に取りかかっていたい  
と思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） 御答弁ありがとうございました。

空き家対策は、先祖代々から受け継がれている家のことなので、一朝一夕にはできない難  
しいことと思います。宮澤議員の質問の答弁の中にもありましたが、現場を確認されてい  
ること。先日、役場職員の方が腕章をつけ、空き家を回られている姿を見かけました。空  
き家の数を考えると、とても大変なことと思います。日頃のお取組に感謝いたします。あ  
りがとうございます。

いろいろと大変な作業ではありますが、今後さらに空き家が増えていかないよう、また、  
移住しようとお考えの方の目に止まり、青木村を移住先に選んでいただけるようお取組よ  
ろしく願いいたします。

以上、項目2点について質問させていただきました。前向きな御答弁ありがとうございました。  
以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 3番、北澤議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩とします。

再開は1時とします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 坂 井 弘 君

○議長（平林幸一君） 続いて、9番、坂井弘議員の登壇をお願いします。

坂井議員。

〔9番 坂井 弘君 登壇〕

○9番（坂井 弘君） 議席番号9番、坂井弘でございます。

質問に先立ち、私ごとでございますが、一言申し上げさせていただきます。

今年春、私は右肩の腱板を断裂し、8月初旬に手術を受け、1か月半入院をいたしました。そのため、去る9月5日から19日にかけて行われました青木村議会第3回定例会9月議会の全日程を欠席いたしました。つきましては、村関係者の皆様はじめ村民の皆様にも多大な御迷惑をおかけし、議員としての責務を果たすことができなかったことを、この場をお借りし、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、これより質問に移ります。

今回も3点にわたって質問いたします。

最初に、熊被害防止対策について伺います。

この件に関しましては、既に午前中の松本議員の質問でも取り扱われておりましたので、重複部分を避けて質問したいと思います。

青木村における熊の目撃情報、松本議員への御答弁でもございましたが、5件というふうにご答弁がございました。この件に関して、防災メール等で発信をされているところをご

いますが、防災メールでは、本年は4月17日、9月9日、10月19日、3件が発出されておりましたが、ほかの2件は知らないでいたわけであります。また、もう少し詳しく言うと、先ほどの中で、6、7、9、10、11の5件だというふうな報告がありましたが、防災メールでは、そのほか4月にも目撃情報が発出されております。

情報があつたけれども防災メール等で発信しなかった、そうした理由は何だったのか、また、件数については報告があつたところですが、そうした目撃情報に対して、どのような対応をされたのか、その点についてお聞きをしたいというふうに思います。

また、例年との比較、熊の駆除数の推移、併せて近隣地域の情報、そういったことについても把握している範囲でお答えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 通報された件数につきましてでございますけれども、若干、防災メールと申しあげました月が違いがあつたということに関しましては、ちょっと原因を調べさせていただきたいと思ひます。

寄せられた情報に対しましての対応でございますけれども、基本的に防災メールと、それから村内の情報電話、それからあお電、それからアプリのあおナビで周知をしていくとともに、猟友会へも連絡を取りまして、担当職員と周辺を見回り、パトロールを実施しております。

なお、目撃情報については、県の目撃情報アプリに随時報告をしておりますので、県のホームページからアプリをダウンロードしていただくと、どなたでも閲覧可能でございます。

例年との比較でございますけれども、目撃情報は例年に比べると多いわけでございますけれども、ほとんどが山林内の周辺という状況でございます。ちなみに昨年度、令和6年度の目撃情報につきましては1件、それ以前につきましても、年1件あるかないか程度でございます。

熊の捕獲駆除につきましては、私の記憶している範囲で、少なくとも過去20年以上捕獲をした実績はございません。

近隣市町村の状況については、12月3日現在の情報でございますけれども、多いところから申し上げますと、上田市が51件、それから東御市が7件、筑北村が8件、麻績村が5件、長和町が4件という状況で、ほとんどの市町村が昨年度より増えているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 猟友会が見回っていただいてパトロール等をしていただいているというのを、今お聞きをしたわけですが、そうしたことが村民には伝わっていないように思うんですね。こういう目撃情報がありましたまでは伝わるんですが、その後どういうふうになされたのかということが分からなくなっているの、そうしたパトロールした結果、今のところ問題ないとか、そうしたことを流すほうが、かえって安心させていけないのかどうか分かりませんが、心配しながらずっといるというよりも、流していただいたほうがいいかななんて今、感じました。

併せて、防災メールとかあおきチャンネル、そういったもので情報伝達されているわけですが、村外から観光客等入り込んできている、そうした方々には、情報が伝わりにくいのではないかというふうに思うところですが、道の駅電光掲示板とか、プラットフォームへ掲示とか、そんなことも考えていただけたらいいかなというふうに思うところです。

さて、熊の目撃情報が寄せられた後の対応について、今、パトロール等を行っているというふうなことをお聞きをいたしました。そうした出沒時の対応マニュアル、そうしたものは整備されているのでしょうか。環境省からは、2021年3月に、熊類の出沒対応マニュアル改訂版が発行され、以後3年間の取組に基づいた報告集が、本年3月に発行されています。こうしたものを参考にして、マニュアル等を整備する必要があるのかなと思うわけですが、その辺のことはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 過去において熊の目撃情報がなかった一方で、今年度に入り目撃情報も増えて、また全国的にも目撃件数及び人身被害が頻発していることを受けて、先般、11月13日に青木村の熊対策会議を開催させていただき、関係団体の皆様にお集まりをいただき御協議をいただきました。議会からも代表で議長さんと総務建設産業委員長さんにも御出席をいただきました。

議員おっしゃいますように、環境省から示されるガイドラインと、あと長野県で作成されておりますツキノワグマ出沒時対応マニュアルに基づき、出沒時の連絡体制や出沒レベルに応じた対応、それから緊急銃猟を実施する際の役割分担など、対応マニュアルの骨格となる部分について、11月13日に御協議をいただいたところでございます。

今後、さらに庁内で詳細を詰めていくとともに、マニュアル化を図り、関係機関にも周知

を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 先ほど松本議員への御答弁では、緊急銃猟の対応マニュアルかなというふうにお聞きをしたんですが、それ以外、一般的なというか目撃情報についても、対応マニュアル、要は整備を進めているところだというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 緊急銃猟も含めた一般的な対応も含めたマニュアルということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 続いて、先ほど松本議員の御答弁で、猟友会の皆様への報酬と申しますか、そういった形で年間32万円、それから委託料が443万円というふうなお答えだったんですが、その辺のことをもう少し詳しく教えていただければありがたいですけれども。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 現在、猟友会に対しましては、年間の補助金に32万円、これは猟友会への会議、それから講習、それから残渣施設の管理費等に対する補助といたしまして、32万円を交付しております。

そのほかに年間を通して有害鳥獣駆除の委託契約を締結しておりまして、有害鳥獣駆除及びわなの見回り等の特別有害鳥獣駆除を合わせて443万円の委託料とさせていただいております。この金額は、出動した日当、それから鳥獣の処理に応じた出来高、それからわな、おり等の消耗品及びその他の経費が含まれた金額でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 出来高というお話でしたが、駆除した頭数によって、その報酬、報償というものがあるということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） そのとおりでございます。鳥獣の種類によって、ちょっと金額は異なりますけれども、例えば鹿、イノシシですと1頭1万円、それからハクビシンやタヌキ、アナグマ等ですと1頭5,000円という積上げで、この委託の金額を定めさせていた

だいておりますが、実績を申し上げますと、既にこの金額を十分超えるような実績を上げていただいておりますけれども、委託契約の中では、この金額を上限とさせていただいて、443万円を委託金としてお支払いをしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 熊の駆除の実績は、この間ないということでしたけれども、昨今のこういう状況の中で、命を張って熊に向かっているんだと。その熊駆除に対する報償金が低いというふうなお話が各地であったりして、それを引き上げるというようなお話が耳に入るところなんです、そうしたことに対するお考えはおありでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 現在、猟友会と結ばせていただいている有害鳥獣委託契約の中で、先ほど申し上げた金額でございますけれども、熊に対しては別枠で1頭10万円という契約をさせていただいております。ただし、先ほども申し上げましたけれども、過去にそういった実績、駆除をした実績がなかったというところで、そこの適用はされてはおりませんでしたが、今後、こういう状況になりまして、熊を捕獲することになった場合は、この契約上では1頭10万円というものが適用されると思います。

ただし、緊急銃猟については、通常駆除とちょっと違う部分がございますし、当然、緊急銃猟というのは通常より長時間ハンターの方を拘束してしまう可能性もございますし、ふだん行かない場所で、いわゆる町なか等でのそういったところでの駆除ですとか、2次被害への危険回避とか、そういった形で、実際捕獲されるハンターの方にのしかかってくる責任というのは、かなり重大化というようなことを考慮すると、緊急銃猟に限っては、また別枠で考えていく必要もあるのではないかと、そういった余地もあるのではないかと、このように思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ただいま緊急銃猟についてお話がありましたので、質問の順がちょっと変わりますが、そちらのほうを先に質問させていただきますけれども、緊急銃猟のことについても、やはり松本議員からの質問にお答えいただいております。そしてまた、それに向かっているハンターの皆さんの数についても報告があったところですが、11月13日に熊対策会議があって、その中で、手順等が話し合われたというふうに思うところですが、

実際に行わなければならないとなったときの実施判断はどなたがし、どういう指揮系統で、そしてまた住民の安全確保については、どんなことを考えているか、その辺ちょっとかいつまんでもしお話しできればありがたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 緊急銃猟を実施する場合がございますけれども、市町村長の判断で実施をすることが可能ということになっておりますが、現実には市町村長が現場で指揮を執るということは、通常想定されないことから、あらかじめその担当に権限を委任しておくことが望ましいというふうに言われております。

実際の現場では、その地域の住民の皆様から例えば通報を受けまして、警察、猟友会、それから県等へ連絡をした後、現地へ参集し、その後、対応方針の検討を行い、緊急銃猟を行うことができる4つの条件、場所、緊急性、方法、安全性の確保、これらを全て満たした場合に初めて実施の判断を下す流れになるかと思えます。

住民の安全の確保の方法については、情報提供、それから注意喚起を行った後、通行禁止ですとか制限、それから地域住民の避難等の措置を講じていくわけでございますけれども、実際に安全が確保できるかどうかというのは、その現場、現場での判断になるかと思えます。確保ができないと判断すれば、中止をせざるを得ないというような状況でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 箱わなの設置とかいうこともあるかと思うんですが、その点についての整備状況を教えてください。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 現在、箱わなは2基保有しております。2基とも猟友会のほうに貸与をしている状況でございます。1基は現在、猟友会館のほうにございまして、1基は夫神区のほうで設置をしているというふうにお伺いしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 国の関係閣僚会議において、熊被害対策パッケージが決定されたかと思えます。また、県においても、県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策総合パッケージ1.0なるものが、両方とも共に先月14日に発表されているかと思えます。

これらを活用する形で、今後、村としてはどのような対策を行っていく予定があるのかお

聞かせください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 県が示しております県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策総合パッケージでは、5つの対策の柱を中心とした総合対策でございます。今後、村としては関係機関と検討いたしまして、このパッケージに盛り込まれている対策に沿って、実施していけるものは積極的に実施をしていきたいと思っております。

特にすみ分けの徹底として行う緩衝帯の整備ですとか、捕獲の強化として行う資材の購入、それから捕獲者の人材不足を補うための広域連携の推進などは検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 次に、公共施設や学校施設における対応策についてお伺いをいたします。

施設に熊を近づけない、侵入させないために、どのような対策が取られているのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

まず役場の関係でございますけれども、当初、庁舎の正面入り口の自動ドアを手動に切り替えまして、案内の貼り紙等によりまして来庁者の協力をいただく方法も検討いたしました。が、実際には扉がかなり重いため、障害のある方とかあるいは力の弱い方に手動で開け閉めしていただくのは困難ではないかということから、そういった方法は断念したというところでございます。

幸いにしまして、村内での目撃情報は今のところ山間部が中心でありまして、学校や公共施設が集中している住宅街の出没情報はございませんが、今後も情報収集に努めまして、情報が変わってまいりましたら、適時適切に、かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、ほかの公共施設等につきましても、各施設の管理者を中心に、できる対策を講じるよう依頼しているところでございます。

村民の皆様に対しましては、村内に点在している農地等で収穫をしないで放置している柿などの果物や野菜などは、熊の餌場になってしまう可能性がありますし、また人家に近づけ

てしまう要因にもなります。耕作放棄地などのやぶなども、熊が隠れる場所を与えることになってしまいますので、村民の皆様には適正な維持管理等を行っていただくよう、これから呼びかけてまいりたいと考えております。

また、施設ではございませんが、山林を含めた現場等へ出かける職員に対しましては、複数人での出動を心がけるとともに、熊よけの鈴と笛など音の出るものと、併せて熊よけスプレーを携行していくように指導しているところでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 施設に侵入されてしまった場合の防御具のようなものは整備されているのでしょうか。また、そうした対応についてのマニュアル等についての整備、それから訓練等、その辺のことについてはどんな準備をされているでしょう。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） まず、防具等の整備状況のことではございますけれども、小・中学校にはさすまたを配備してございますが、これは対人用でございます。熊の破壊的な力の前では、使用することで、かえって使用者の身の危険を招くおそれがあるというふうに推測をしております。また、警察の機動隊等が使用するような防護盾も世の中にはございますが、こちらは投石ですとか鈍器による打撃から身を守るための道具でありまして、日頃から訓練を積んだ屈強な人間が使用しないと、適切な対応ができないのではないかという判断から、現実にはまず防御用具をそろえるよりも避難することが最善策であるというふうに考えておりますが、今後、国や県等から対策指針等が示された場合には、適切に対応してまいりたいと考えております。

村では熊よけのスプレーを現在注文中でございますので、届き次第、各施設へ配付して、万が一の備えの一つにさせていただきよう、準備をしているところでございます。

続きまして、マニュアル等の関係の御質問でございます。

万が一、熊が公共施設や学校施設へ侵入してきた場合の対応でございますが、①として、まず侵入を視認した職員は、自身の安全を確保するため、役場庁舎を例といたしますと、1階の会計室、相談室、防災無線室、ミーティングルームあるいは応接室など、扉が閉められる近くの部屋、これは避難部屋としますけれども、こちらに逃げ込み、扉を閉める。続きまして、その際に、来庁しているお客さん等が身近にいれば、一緒に避難部屋に誘導します。

次に、避難と同時に、熊が出たことを周知するため、大声で熊が出たことを叫んで知らせ

る。ただ、大声で叫ぶことで熊を刺激してしまう場合もありますので、臨機応変にその場の状況を捉え、冷静な対応に心がける。

続いて、安全が確保できた職員は、近くの電話機から館内放送を使って熊が侵入したことを知らせ、近くの避難部屋へ逃げ込むようアナウンスする。また、警察、消防、猟友会等の関係機関へ電話連絡する。

もし避難部屋へ逃げ込むのが間に合わなかった場合は、机の下にうつ伏せて体を丸くする。その際、両手を組んで首の後ろに回し、頭や首回りを守るようにする。

熊が建物の外へ出ていった場合は、安全を確認しながら、正面入り口の自動ドアを手動に切り替えて、再度建物内へ侵入してこないようにする。

このような対応を職員が取っていただくよう、グルーベアというパソコン上にアップする情報コミュニケーションツールがあるんですが、こちらにアップして、職員へ周知するとともに、この対応方法を職員全員が共有するために、先頃、朝礼において口頭で説明し、内容を理解していただいた上で、日頃から各自がいざというときにどのような対応をするべきか、自分ごととして心の準備をしておくよう、庁舎内の職員に周知をしたところでございます。

また、学校施設を含めた他の施設でも、この対応方法を参考にしながら、各施設内で管理者が対応マニュアルを策定し、職員へ周知徹底するよう依頼しているところでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 教育委員会関係、学校施設等について、特別なことがありましたらお願いします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会としましては、青木村教育委員会熊とイノシシ、鹿、猿出没時における対応マニュアルを、学校と協議して作成いたしました。今後、このマニュアルにのっとり、指導、それから情報共有をしていくこととなります。

それから訓練についてですが、保育園、小・中学校ともに、不審者対応訓練をベースに、熊対策として状況に応じて落ち着いて、本当に落ち着いて対応するように今後実施してもらうように要請したところであります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 10月30日付で、文科省の事務連絡で、危機管理マニュアルに熊対策を書き込むようにという指示が下りているかと思いますが、そのことを踏まえて、マニユア

ルを書き込んで直したということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そう理解していただいて結構です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 小・中学生の通学時の安全対策はいかがでしょうか。本議会の補正予算案に、熊鈴の購入が予算化され、既に子供たちに配付されているところですが、その活用方法、また子供たちへの指導内容等をお話してください。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小・中学生全員に、熊対策用の鈴を配付いたしました。保護者宛の通知を作成して、家庭でも話題にしてもらい、注意喚起を呼びかけております。保育園では、散歩に出かける保育士さんたちに身につけてもらい、熊対策を実施するというようにしております。

家庭の問題としても、家で話し合ってもらいたい、これをきっかけにしてということで対応したところです。

子供たちは大喜びというか、本当ににぎやかな音を立てて今、登下校、あるいは学校での生活しております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 子供たちが喜んでいる姿は、その一端を見受けたところですけども、鈴によって音の高さが違う、比べっこしたとかという話も聞いておりますけれども。

一説には、熊は鈴の音よりもペットボトルを握りつぶす音、いわゆるパコパコ音と言うらしいですけども、そのほうが嫌うというふうなことも言われております。さきの文科省事務連絡でも、そのことが紹介されているかと思えます。常時ペットボトルを鳴らしながら登下校するという事は難しいかもしれませんが、目撃情報が寄せられたときなどには活用できる準備をしておくことも一案ではないでしょうか。

熊の出没が多発する日没後の下校が特に心配です。中学校の部活下校、18時半、保護者もしくは知人の送迎を義務づけているというふうにお聞きをしましたが、この点についての指導内容、実際の様子などについても御説明ください。

〔「最後のところ、すみません、もう一回」の声あり〕

○9番（坂井 弘君） 下校指導、18時半で部活下校ですよね。でも真っ暗なわけですよ。送り迎えをしてもらったほうがいいんじゃないかというふうに思ったら、もう既にそういう指

導がされているというふうにお聞きをしているんですけども、その辺の実情をお話しただければと思います。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実は集団下校は小学校では今していない状態なんですけど、今の様子を見ていますと、友達同士で誘い合って、集団下校のようにして登下校している子供たちも実はいるんですよね。中学生もやはりそうやって登下校している様子もあるんですけど、一方、交通事故もそうなんですけれども、集団下校をした場合、熊は逃げるかもしれないんですけど、もし被害があったという場合は、被害が大きくなるということも逆に考えられますので、今日は一つの提案としていただいたということで、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ちょっと質問の仕方が悪かったんだと思いますけれども、6時半、夜遅くに子供が下校する、その下校の仕方について、私自身は車でその時間送り迎えしたほうが安全だろうと思っていたところ、既に中学校では保護者が迎えに来て車に乗せるか、あるいはそれができない御家庭については友達の保護者とか、そういう知人の方に連絡をして、その了解が取れていないと部活の6時半下校はさせないと、つまり部活をさせないというふうな方策を取っているよと聞いたんですが、そうではないんですか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そういう情報は、私のところには報告されていないので、もしそうだとすれば、ちょっとどうしたらいいか、また学校と相談をしていきたいと思えます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 小諸のある中学校の話も聞いたんですが、やはり同じようにそういう形で下校が送り迎えが保証されなければ、部活をさせないというふうになっていると聞いて、それは青木でもやったほうがと思ったら、青木もやっているよと聞いたものですから、またそこは確認いただいて、そういうふうにしないと、やはり夜の下校は危ないかなと思うので、対策をお願いしたいというふうに思えます。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 熊についていろいろ御質問をいただきました。

一つ私からお願いといいましようか、村民の方にこれからお願いをしてまいりたいと思うのは、猟友会の会員に対して、なかなか御理解を今までもいただいてこなかった。例えば鉄

砲を持った人がうちの周りをうろうろしていて怖いというような、そういうような苦情を今までもいただいてきております。熊がこういうことになったから、いきなりお願い、お願いということではなくて、そういった今、本当に会長さんをはじめ会員の皆さんに熱心にやっていただいておりますので、村民の方にもそういった御理解をいただくということが、もう一つ私どもの役目かなというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 今、村長のお話、村民みんながそのような形で協力できればなというふうに思うところであります。

では、続いて2点目、子育て支援策の拡充について質問をいたします。

最初に、子供のインフルエンザワクチン接種費用の補助について伺います。

この補助制度に関しては、昨年までは補助対象接種期間を10月から12月までとしておりましたが、本年度よりその期間が1月末まで延長されました。本年3月議会での要望をお聞き入れいただき、改善いただきましたことに、感謝申し上げます。保護者からは、3月の入試に照準を合わせて1月になって受けさせることができる、ありがたいというような声も届いております。

ところで、3月議会においては、もう一つ要望しておいたことがございます。中学生までとしている現在の対象者を、高校生まで広げてほしいという要望です。こちらのほうは改定がありませんでした。医師会との調整、あるいは予算を伴うことなので、来年度予算において予算化するというおつもりではあるかと思いますが、見通しをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） インフルエンザの接種の拡大については、今、御質問あったように、少しずつではありますけれども、村では対象年齢を上げたりしてきております。

御質問のインフルエンザにかかった場合、罹患した場合、高齢者はもちろんですが、若い人、人によっては非常に長期化したり重症化する例も最近見受けられるということがございます。現在、上田地域では、インフルエンザは全国的に見ても高い地域となっております。

若い人の場合は、外出の機会も多かったり人に接する機会も多いと、特に高校生は大学受験など、インフルエンザの流行期と人生を決める大変な時期と重なるわけがございます。御質問にもありましたように、財政的なことだとか医師会もありますけれども、お母さんたちからも以前からこれについて強い要望があったのと、小川原先生のアドバイスもいただきま

して、接種効果も今、3か月ぐらい長いということもありますので、来年度につきましては、この御質問の件については前向きに検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 大変ありがとうございます。

来年度から実施という方向で検討いただけるということですので、そこに期待をしたいと思えます。

それでは、次に、未満児保育の保育料についてお伺いをいたします。

既に3歳以上児の保育料については全額無料化されているものと承知をしておりますけれども、未満児の保育料はどのようになっているのか、まずこの点についての御説明をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 成沢園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園よりお答えいたします。

未満児の保育料の現状について、現在の未満児保育料の納入についてですが、3歳未満児の入所者は合計31名となっております。そのうち第1子12名、第2子半額11名、第3子無料が8名おります。こちらの年額徴収保育料は、783万6,000円となっております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございました。

そうしますと、これを全て無料化するというふう考えた場合は、783万円が村からの言わば持ち出しになるということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） こちらですけれども、今の未満児の保育料の現状について、御説明をいたしました。こちらの内訳の中には、第1子低所得軽減措置のため半額になっている子供さんが2名、第2子同時入所なしで半額減免となっているお子さんが4名、同様に第3子同時入所なしで保育料無料となっているお子さんが6名おります。この12名分の年額保育料139万3,200円は、村独自の軽減免除措置となっており、村が既に負担している金額となりますので、完全無料化した場合の村の負担分は、年額徴収保育料の783万6,000円と村が既に負担している139万3,200円を合わせますと、922万9,200円となることとなります。

以上になります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 分かりました。

既に139万円は村から出しているということで、新たに今、有料になっている皆さんの分を無料化するとすれば、783万円だという理解でよろしいですね。

ありがとうございます。

副食料も入っているのかと思うんですが、この副食料の部分だけを例えば無料化したというふうに考えた場合は、どれくらいになりますか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 副食料のみ全額無料化した場合の村の収入減額についてですが、未満児の副食費は午前のおやつとお昼の給食費及び主食代と午後のおやつ分となっております。未満児の副食費については、保育料の中に含まれておりますので、副食費だけで取り出すことはできません。

その上で、副食費について御説明いたしますと、施行規則で以上児は月5,100円となっておりますので、未満児もほぼ同程度と考えていただいてよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） そうすると、およそ大体全体でどれくらいになりますか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 年間にしますと5,100円が未満児31名の12か月分、189万7,200円ほどが村負担分となるかと思われます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございます。

国では来年4月から、小学生の給食費を無償化する方向で検討が進んでいるかと思えます。これが実施された場合、現在村で無償化している小学生分の給食費負担、全額でないにしても、相当分が減額できるのではないかというふうに思いますが、その見込み額はどれくらいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 交付金の中で給食費をどうするかという議論がありますけれども、それは何割ぐらいになるのか、国でどのくらい、いつも国が行うのは全部の一定の単価の下に国が2分の1、県が4分の1、市町村4分の1、その出た分は全部地元と、こういうことになりますよね。ですから、ちょっと詳しい全体像、単価が幾らというのが分かりませんので、

はっきりした額は今のところ言えません。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 現在、小・中・保育園無償化している、そのところに注ぎ込んでいる村の予算というのは、二千何百万円だったかなと記憶しているんですけども、そのうちの小学生分についてと考えれば、仮に半分としても1,000万円で、そのうちの村でも負担せよというふうに多分来るんだろうと思いますので、その半額としても500万円というふうな荒っぽい計算ですけども、そんな式が成り立つのかなと私は思うところであります。

そうした場合にですが、そうした今まで小学生にかかっていた部分、そうした部分を保育園の保育料の無料化、そっちのほうに充てていくということは十分可能な数字になってきはしないかなと思うところであります。

保護者の声を紹介したいと思います。青木村では保育園から小・中学生まで給食費が無償化されていて、本当にありがたい。しかし、うちには未満児がいるんですけども、その未満児についてはなかなかそうになっていない。未満児についても何らかの補助がいただけないものだろうかといった声であります。

この声に村として応えていただくことはできないでしょうか。先ほどの小学生の給食費分、そのことを考えれば、可能ではないかなというふうに考えるところですが、いかがでしょう。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の小・中学校の給食費を無償にしておりますけれども、その財源の多くはコロナ以降、国の交付金等を活用させていただいております。ですから、坂井議員がおっしゃるように、全オール単費でしたら、そういうようなお考えは論は成り立つかと思っておりますけれども、そこは少し無理とは言いませんけれども、いかがなものかというふうに思っております。

それで、答弁申し上げたいのは、給食費についてもそうですけれども、医療費の無償化をしてきましたね。それから500円も無償化しました。その財源というのはすごいんですよ。すごいんですというのは、予想をはるかに超えているということで、令和5年からこの制度が始まりました。原則オール単費でございます。令和4年が、制度開始の前が913万円が、令和6年度の決算では1,452万円ということで、59%の増となっております。

当初これを始めるときは、村民の多くの皆さんから、早く病院に行けば重症にならないから安くなるというお話をいただいて、そういうものかというふうに私も思いまして、それに取り組んだんですけども、病院に行くことは悪いということではなくて、数字としてこう

いう状況だということを、まず御理解いただきたいと思っております。

913万円が令和6年度は1,452万円で539万円増の59%の増となっております。

それから、母子父子の片親の増額ですけれども、240万円が318万円ということで、78万円の33%増になっていると、こういう状況でございます。

ですから、相当無理をしてというか、国の補助金をうまく使いながら、これをやってきておりますので、これが全部単費になったりした場合には、いずれなるだろうと思うんですね。今言いましたように、未満児の保育無償化にこの財源を持ってきてというのは、なかなか現実的には厳しいかなというふうに思っております。

今お話ししましたように、保育園、小学校の給食費、それから医療費の無償化、窓口の500円無償も含めて、これの両事業の持続化を図るということを最優先にさせていただければというふうに思います。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 御承知のことと思いますけれども、10月に行われた長野市長選、当選されました荻原市長は、選挙戦の際、公約として保育料完全無料化を掲げました。近い将来、長野市ではそれが実現するものと思います。長野市でできて青木村でできないはずはないのでは、長野市に後れを取ることなく、未満児保育の無料化に踏み出すことができたらというふうに思います。

村長の御答弁もお聞きをしましたが、その点について期待を申し上げて、その点については終わります。

次に、国保税の子供の均等割についてお伺いをいたします。

この件については、既に何度も取り上げてまいりました。18歳までの子供の均等割の軽減を要望してまいったわけですが、2023年6月議会における村長答弁は、従うべき国の基準を超えて独自に保険料の減額について、条例で定めることはできない仕組みになっている、基準は守らなければならないというのが今の考えだというものでした。このお考えは、今もって変わりはないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 前回でも一般質問で御答弁いたしましたように、村独自で上乘せの軽減あるいは新たな支援策を講じることは、現在なかなか困難であるというふうに考えております。

村の国保事業は現在も医療費の給付が高い、長野県内の市町村でも非常に高い水準で推移

しております。これは小川原辰雄先生のお話だと、十分な医療をしているから高いんだと。高いことは決して悪いんじゃないというようなお話を聞きました。それともう一つ、診療所がない市町村がありますよね。その医療費、国保なんかを比べてみると、確かに低いんですよ。ですから、私どもは、私どもというか青木村の場合は、小川原辰雄先生のおっしゃるとおりだなというふうに理解をしております。

県への事業納付金についても、増加傾向にあります。それから令和2年度から令和5年度までの4年間は基金の取崩しはございませんでしたが、昨年、令和6年度には取崩しを行うなど、国保の財政は依然として厳しい状況が続いております。

したがって、今後も被保険者間の公平性を確保しつつ、持続可能な国保の運営を図るため、現行の国基準に基づいて適切に進行して事業を推進してまいりたいと思っています。

ただし、国の動向を私どもはずっとやっております。知事会もそうですし、私ども町村会も、こういったことの是正を長く求めてきております。そういう結果かと思えますけれども、国では新たな動きがございました。厚生省は国保税の軽減対象年齢を、高校生年代まで拡大する方向で検討を開始したというふうに聞いております。

諮問機関であります社会保障審議会の医療保険部会に提示し、これは新聞報道でありますけれども、おおむね了解されたということでありまして、これも新聞報道によりますと、国は来年の通常国会に関連法案を提出し、2年後の令和9年4月からの施行を目指すというふうに聞いております。

村といたしましても、こういった国の動向あるいは制度改正が正式に示され次第、早急に国の基準に従って、適切に対応してまいります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ただいま村長からのお話のあった件については、私も承知をしているところでありますけれども、その前に、二、三お聞きをいたします。

先ほど2年前の村長答弁のときに引き合いに出していただいた国の通知のQ&Aというのがあるんだというお話でしたけれども、これについては公開はされているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答え申し上げます。

今御質問のQ&Aについてでございますが、厚労省が都道府県、市町村向けに事務連絡として発出されたものと認識しております。厚労省のホームページを確認しますと、一部分は公開されておりましたが、議員御指摘部分のQ&Aについては公表されておりました。

しかしながら、今後、議員のほうから公開を求められた場合の対応について、事前に村としても確認しておく必要があると考えまして、今回、長野県の国民健康保険室がございまして、そちらに問合せをしましたところ、公開しても差し支えないということで、回答をいただいております。

したがいまして、コピーをお渡しすることも可能ということになりますので、議員からお申出があれば、そのように対応をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） それでは、後ほどその写しをいただきたいと思いますが、よろしくお願い致します。

無収入の子供からも人頭割のような形で、人頭税として徴収するといったような子供の均等割、この制度自身は早急にやめるべきではないかなというふうに思うところですが、先ほどの村長答弁にもございましたように、2027年からは18歳までこれを軽減するという方向性が出されているところでもあります。村長御自身にも、あえて質問を用意しましたけれども、いたしません、これについては同様に、本来的には子供均等割についてはなくすべきだというお考えに立っていらっしゃる、そのことが知事会であるとか村長会であるとか、そういったところとの声にもなっているかと思っておりますので、そんなふうに理解をしておきたいというふうに思います。

さて、質問を変えます。

国保税の法定外繰入れにはどのようなものがあり、そのうち国が繰り入れしてよいと認めている法定外繰入れには、どんなようなものがあるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

国保会計の繰入金には、法令等に基づき、一般会計から繰入れも定められている法定内繰入れ、これにつきましては、国民健康保険法に基づきまして、低所得者に対する保険料の減額、未就学児に対する均等割の軽減等がございまして。

それと、それ以外の場合に繰入れを行う法定外繰入れ、これは主に国保会計が赤字になった場合の決算補填目的で、一般会計から繰り入れられるもの、また、各保険者の政策により市町村独自の負担軽減措置、この中には就学前までの子供の均等割の軽減の対象範囲を拡大して軽減するものも含まれるものもございまして。こういったものがございまして。

また、認められている法定外繰入れという御質問でございますが、国はこれらの法定外繰入れのうち、赤字補填のための繰入れ、あと所得、年齢等画一的な基準で市町村独自の基準で保険料を軽減している場合につきましては、本来、国保会計は国・県からの公費と保険料で賄うべきものであり、保険料軽減のための法定外繰入れは、削除すべき赤字として、赤字削減解消計画を策定し、回収に向けた取組を求めています。

一方で、同じく国民健康保険法に基づきまして、市町村が災害等個々の特別な理由により行う軽減は、先ほど説明いたしました削減解消すべき赤字の対象外としているところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 法定外繰入れ、大きく分ければ2種類あると。赤字補填、決算補填のための繰入れは、国では認めていないということで、解消すべきものとしているということも理解というか、承知をしているところです。一方で、軽減策としてこれを繰り入れるということについては、これは構わないというふうに言っているわけでありませう。

先ほど村長の2年前の御答弁のあった部分について、一方ではそうした形で自治体が独自で軽減する措置はいけないんだと言い、一方で法定外繰入れについて、その部分はいいんだと言っている、両方言っていることが矛盾してはしないかなと、私自身は思うところです。まさに政府の都合のいい二枚舌というほかはないというふうに、私は思っています。

ところで、2年半前、村長は、長野県内で独自軽減している自治体は3つしかないと言われ、御答弁されたように記憶をしております。南木曾町、小海町、長和町の3町かと思っております。精査しましたところ、それよりも以前から木曾町が支援金の形で措置をしておりました。すなわち、現在、県内では4自治体が、独自軽減措置を講じているということになります。

では、全国ではどれくらいの自治体が独自軽減しているのか、お調べいただきましたでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答え申し上げます。

国の基準以上に均等割の独自軽減等を実施している全国の自治体数でございますけれども、実際に国から公に公表されている資料等はないものと認識しておりまして、正確な数は把握できておりません。

私がインターネット等で調べた段階では、ちょっと古いあれになりますが、今から6年ほ

ど前、2019年時点では25自治体程度という記事が確認できました。また、その後、2020年以降についても、いろいろお調べしたんですけれども、今現在、正確な自治体数は把握できておりません。

したがって、これは私個人の考えではありますが、先ほどの25自治体がある程度正確な数だとすれば、今現在は少なからずそれ以上あるのかなというふうには推測しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 苦勞して調べていただいたこと、ありがとうございます。

某国会議員の議員事務所に提出された2022年8月時点での厚労省調査が、今、手元にあります。それによれば、その数は118自治体となっています。1つの県で38自治体を数えている県もございます。その3年間で増減があったと思いますが、3年前の118自治体に名前を連ねておらず、この3年間で新たに独自軽減を始めた、あるいは判明した自治体は、私がかんだ限りでも15自治体ありました。すなわち133以上の自治体が、独自軽減を行った経験を持っているということになります。

国の基準を超えて独自に軽減措置を行っている自治体が、こんなにも多く生まれています。国の基準に縛られて身動きできずにいるのか、本来あるべき姿を実現するために一步踏み出すのか、その選択を迫られているのではないのでしょうか。先ほどもありましたように、11月27日の厚労省社会保障審議会で、現在の未就学児までとしている子供の均等割軽減策、18歳まで拡大する、そういった方針が決定されたところです。

村長からもありましたように、全国知事会や町村会ははじめ、多くの世論の声、運動によって、また独自軽減措置を行っている自治体が急増しつつある情勢、そうした運動の高まりを政府も無視できなくなった結果であると言えましょう。しかし、残念ながら、その軽減割合は5割にとどまっています。半額です。

こうした国の動きを踏まえつつ、国に先んじて今こそ村独自の軽減策を始めようではないのでしょうか。18歳までの子供均等割全額軽減を英断するときには、今なのではないのでしょうか。

ここで村長のお考えを改めて伺いたいところですが、恐らく先ほどの御答弁を聞いていると、同じ御答弁だろうと思いますが、ぜひともそこをもう一步進めていただいて、考えを改めていただければなと思います。

出るくいは打たれます。しかし、133自治体のような先進的な取組があつて、歴史は前に

進むのではないのでしょうか。2027年4月から開始される18歳までの5割軽減、これを後押しする意味でも、即時、村として全額軽減を導入するよう強く求めておきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 均等割は、先ほど申し上げましたように、収入のない子供たちから税として徴収するという事は、非常に考え方としていかなものかというふうには思っていますけれども、制度としてあるものについては、守っていくべきものは守っていかなければならない。自治体は区が入っておりませんが、1,718ですから、そのうちの133、これは区が入っているかどうか分かりませんが、非常に僅かな数であります。

よく私、県内でも半分以上やったら、それはやらなければいけないなというふうには個人的には思っているところがございますので、来年度の制度改正を待ちたいというふうに思います。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 次へまいります。

青木村では、学校給食費の無償化、子供医療費の窓口完全無料化をはじめ、数々の子育て支援策を講じていただいている、そのことには敬意を表するものです。しかしながら、未満児並びに高校生の支援が、やや薄くなっている嫌いはないだろうかというふうに思っております。

以前、給付型の奨学金制度を導入してはどうかと提案したことがございましたが、財源が確保できないということで、実現には至っておりません。

小・中学校の時代には、就学援助制度もございました。高校生になると、これも途絶えます。支給対象を絞った形ででも、給付型奨学金制度を実現できないかなと考えるところです。

そうした中、10月1日から千曲バスのバス料金が値上げをされました。しかし、通学定期に限っては、従来どおりの額に押しとどめていただいたことに、保護者の間にも安堵の声が広がりました。願わくは、通学定期のみならず、障害者の通勤定期、これについても特別な計らいを講じていただけなかったかなと思うところであります。

さて、給付型奨学金制度の創設までには、まだ距離があるのだとすれば、入学・進学祝い金制度を創設してはいかがでしょうか。小・中・高校、それぞれの出発の際の保護者の経済的負担、多大なものがあります。村の子供たちの門出を共に祝い支援する意味でも、入学・進学祝い金制度創設は意義のある制度となるのではないのでしょうか。

お考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほどの議員にも御答弁をいたしましたけれども、土曜日に、10年しばらく前には奇跡の村と言われる下條村に、タチアカネの講演を頼まれて行ってまいりました。一度行って、その村政、いわゆる財政的なもの、制度的なもの、奇跡の村と言われた以降の話も聞きたいというふうに思っておりましたので、行って、1日お話ししましたし、いろいろお話を聞いてきました。

私は飯田と下條村の距離の関係は、青木と上田の関係と置いていたんですが、1.5倍から1.7倍ぐらい遠いんですね。それでありながら、奇跡の村、その奇跡の村というのは、10年間で子供たちが1割増えたということをもって、そのほかいろいろ政策がありますけれども、村営住宅の3階建ての集合住宅、2階建ての集合住宅、そのほかいろいろ施設も整っております。しかし、今どうかというと、なかなか村営住宅も空いてしまって、高齢者を入れようか、そんな話でございました。

御質問の件なんですけれども、子供たちが青木村にどれだけ戻ってきてくれるのかなというのが、いつも思うところなんです。これは制度的な話なんですけれども、東京都は今年8月、4か月間、夏の水道代をただにしました。八丈島の人にもたまに会議で会うので、おたくもそうかいと言ったら、東京都から支援金が出たということで、区だけではなくて、東京都全体だったそうですね。それは最近、東京都の税収が多過ぎるので、それを地方に分配するという議論もありますよね。ごく最近の話ですね。

そんなことで、私ども今、坂井議員から小・中学生や高校生にもっと手厚くすべきではないかと御質問いただきましたけれども、そういうことを総合的に考えて、高齢者からも少ないよというふうに私もよく聞かされているところでもありますので、このバランスをどういうふうにとっているのかなというのが、非常に私としても、村としても悩むところがございます。

そうは言いながら、子供は村で育てようという姿勢でもありますし、子供は村の宝でありますから、しっかりここは応援していきたいというふうに思います。

それで、御質問の件なんですけれども、給付型の奨学金制度の創出が駄目ならば、入学・進学祝い金でという御質問でございますけれども、幸いにして御案内のとおり、先日11月22日に、上田で五島慶太翁が中心になって創設された千曲寮の解散式がございました。ここで広域財団法人千曲寮の主催により開催されたわけですが、107年という長きにわたって、東信地区の若者が学びを支えられた千曲寮が閉じて、その整理をした結果、2億5,000万円の整理したお金が残った。そのうちの2億円を長野県に、5,000万円を青木村に

という奨学金として大きな御寄附をいただいたわけでございます。

この5,000万円をどうするかというのは、まだ物は届いていないんですけれども、この原資を使って、今、教育長などと話しているのは、今ある奨学金を少し見直してというか、ブラッシュアップしてと言いましょうか、そんなことで今御質問いただいたような給付型の奨学金を一部でも取り扱うことができないのかなと、そんなことも今、考えているわけでございます。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、慶太翁が亡くなって66年たつんですけれども、ふるさとのこと、ふるさとの子供たちのことを考えて、すばらしい誇るべき郷土の偉人であるということ、改めて思っております。

そんなことで、少し時間をいただきまして、この中でも御質問の件は検討してまいりたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 祝い金というふうな形については、御答弁いただけてはおりませんが、給付型の奨学金ということで検討いただいたということをお聞きをいたしました。大変力強い前向きな御答弁、ありがとうございました。形になるように御期待申し上げたいと思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

平和教育の在り方に関わって質問いたします。

本年6月議会で、今年は戦後80年の年に当たるが、村として平和の取組をする予定はあるかを問いました。村長からは、あおきチャンネルで終戦80年をキーワードにした番組をつくりたいというお答えとともに、小・中学校では歴史や国語の平和教材、「ちいちゃんのかげおくり」や「一つの花」、道徳での国際理解、また中学校環境美化委員会によるアンネのバラの育成、青い目の人形の校長講話などを行っているという御答弁がございました。

そこで、今回は、そうした平和教育の取組が、子供たちにどのように息づき、子供たちの情操を育てているのかお聞きできればと思います。

教育長、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 以前、上田小県地域における戦争を語り継ぐ活動に参加している長野大学の学生さんに、青木小学校、青木中学校に来てもらって、学生さんたちが聞き取った当時の戦争の実態について話をしてもらったことがございます。長野大学では、今でもその

活動が続いておりまして、学生さんたちは毎年、上田市の戦没者追悼式に参加し、平和へのメッセージを発表しております。

その中で、代表者の一人が、こう語っております。正直、私もこの活動に参加するまでは、戦争をどこか他人ごとのように捉えていました。しかし、ゼミの活動を通して、戦争に対する見方、考え方に変化が生まれました。私は今、戦争をリアルに身近に感じられるようになりましたというものであります。

この学生さんは、自分たちが聞き取りという活動を通すことで、戦争が身近になったと話されています。平和教育は大切な学習ですけれども、さらに重要なことは、自分たちが具体的な活動を通して、平和の大切さを身近に感じ取ることだと思っています。

その視点からすると、青木村の子供たちは、今お話があったように、アンネのバラを毎年栽培しているとか、各教室にはアンネのバラのいわれが掲示されている、また、文化祭では義民太鼓を20年以上にわたって打ち続けていると、こういう活動を継続して行うことが、成果につながると考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 10月19日付信濃毎日新聞の記事で、感動的な作文を目にいたしました。お読みになられた方も多と思いますけれども、青木中学校3年生の作文です。「ユーステラス」と銘打った特集記事、中学校こまゆみ祭での義民太鼓を取り上げた記事でした。

作文の一部を読み上げさせていただきます。

私たちは理不尽なこと、間違ったことに自分の意見を持てるようにしたいです。自分の意見や発言が誰かの役に立ち、誰かを救うかもしれないからです。義民の里青木村に生まれた私の中には、義民の魂が宿っていると思います。

村の歴史をしっかりと見詰め、義民の精神から受け取ったからこそその社会への向き合い方の学び取り、取りも直さず、それは平和教育そのものであるように感じました。こうした豊かで確かな学びをさせている義民太鼓指導者の方々に、深く敬意を表するものです。こまゆみ祭で発表される義民太鼓の演舞を毎年見せていただいておりますが、中学生の見事な演奏にいつも目頭を熱くします。

ところが、そうした感動的な発表とは裏腹に、同じ今年のコまゆみ祭で、我が目を疑うような発表がありました。中学2年生の職業体験学習の発表の一コマです。職業体験学習で自衛隊の駐屯地に行ってきたというのです。ステージ上のスクリーンには、参加した生徒が得意そうに戦車の上に乗っている写真が映し出されました。

お聞きをします。職業体験学習の意義、目的は何でしょうか。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 職場体験には、生徒が直接働く人と接したり、実際的な知識や技能、技術に触れたりすることを通して、学ぶことや働くことの意義を理解し、自己の適性を考える大切な教育であると認識しております。特に生徒が主体的に進路を選択、決定する態度や意欲を養うことができる重要な機会であると考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 自衛隊駐屯地を職業体験学習の場とした経緯をお話してください。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 子供たちが高等工科学校への進学も含めて、自衛隊への現場体験を自ら希望したために、その希望に沿って実施したと認識しております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 生徒が希望すれば、どんな場所であっても体験学習の場とするのでしょうか。教育的配慮というものは働かないのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 平和教育と自衛隊の関係については、どちらも命の大切さや社会の安全を守ることを考える上で、大切な要素だと考えています。方向性は異なるように見えても、平和で安全な社会をつくるという大きな目的は、実は共通していると考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 今の御答弁には納得し難いものがありますが、先へ進みます。

これに参加した生徒数、また職業体験学習の場となった自衛隊駐屯地の場所、そこまでの移動手段と時間、体験学習の内容メニューを御説明ください。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 参加生徒数は4名です。体験地は、1日目は松本駐屯地、2日目は群馬県の相馬原演習場、移動手段は自衛隊の車での送迎です。時間は朝8時に学校を出発して、夕方4時に学校着。体験学習のメニューは、自衛隊の訓練の見学だと聞いております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 8時に出発して16時に帰ってきたということですが、松本駐屯地までは52キロ、1時間10分はかかります。群馬県の相馬原駐屯地、高速道路を使用しても150キロ、2時間20分片道かかります。一般道を使用すれば112キロ、4時間かかります。実際に

現場で体験学習なるものができた時間は、相当短いではありませんか。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） そう言われましても、その時間で行って、その時間に帰ってきたということですので、残りの時間をその体験に充てたということだと思います。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 残りの時間は何分ですか。体験した時間は何分ですか。

〔「答えても……」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 先ほど私が申し上げた数字を引いてもらえば、ごく僅かな時間だということになるかと思います。果たしてそれが職業体験学習なのかどうか。

それでは、このような学習内容を教育委員会は事前に把握されていたのでしょうか。いつの時点で知ったのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 私が知ったのは、こまゆみ祭での学年発表の場で、様々な職場体験の発表があったときであります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 体験学習当日よりも以前に、教育長はつかんでいなかったというお話ですが、体験学習の内容、とりわけ戦車への搭乗といった体験メニュー、学校は事前に把握していたのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） そこまで詳しくは私は、私自身が承知しておりませんので、ちょっと答えられません。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 後ほど調べてください。

自衛隊では、子供向けの様々な勧誘リーフレット、パンフレットを作成、活用しています。そうしたリーフやパンフを、自衛隊の職業体験学習に参加した生徒が受け取ったということではなかったでしょうか。また、持ち帰って、ほかの生徒に配るようなことはなかったでしょうか。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 自衛隊勧誘リーフレット等を渡されたことも、ほかの生徒に配るこ

ともなかったと報告を受けております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） この件に関しましては、私はあまりにも教育的配慮に欠けていたのではないかと、そういう疑念を持たざるを得ません。教育の現場で、戦闘車両である戦車に生徒を搭乗させるなどということは、あってはならないことです。移動手段に自衛隊車両を用いることも問題です。移動時間も長く、自ずと職業体験そのものの時間は、ほかの職業体験の時間に比べて非常に短いものになり、職業体験学習の狙いを具現するには、十分とは言えません。何よりも生徒に与える影響は甚大であり、結果的に自衛隊の隊員募集の一翼を担うものの何ものでもないということを指摘しなければなりません。

改めて聞きます。教育委員会として、また教育長として、この件に関する見解、お願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 体験をした生徒の感想は、次のようなものでありました。

私は、その姿から、常に私たちの安全を第一に考えて日々訓練している姿に、とても胸を打たれました。今回の体験を通して、将来人の役に立てる職に就きたいという気持ちがとても強くなりました。今後も職場体験を糧にして、自分の進路について真剣に考えていきたいです。

もう一人は、今回の職場体験は、働くことの意味を明確にするというテーマを立てて、体験に臨みました。自衛隊の方が熱心に訓練をしている姿を見て、国のために頑張っているのだと思い、そのときに今回立てたテーマの答えが一つ見つかったと思いました。受け入れてくれた自衛隊の方たちに感謝だと思いました。この体験を通して、進路を決めていけたらいいなと思いました。というものでありました。

職業体験学習の目的の一つとして、生徒が主体的に進路を選択、決定する態度や意欲を培うことができる機会とすることから、今回、生徒たちは自ら希望し、また感想からも、進路について学びがあったというふうに考えますことから、貴重な学習になったと考えております。また、教育委員会の皆さんも、同様な意見であります。まさにこれはキャリア教育の一つでございまして、今年、小学校ではお仕事ゼミということで、いろいろな仕事の方たちと出会うことができました。これからもキャリア学習というのは、大事な本当に教育の柱の一つとして、大事にしていきたいというふうに考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 一昨年の産業祭に、自衛隊の出展ブースを設ける動きがございました。村民はじめ周辺地域の方々が、楽しく集う産業祭の場に、自衛隊員の募集を目的としたブースを設けることはふさわしくないと申出をいたしました。そして、取りやめていただきました。

そうした取組をしてきた一方で、事もあろうに中学校の教育の場に自衛隊が持ち込まれたことは、甚だ残念でなりません。間違っても戦場に子供たちを送り出す片棒を担ぐようなことは許されません。今後、こうしたことがないよう、強く要請をいたします。

軍備増強によって抑止力を高め、平和を守るなどということは、絵空事と言うべきでしょう。日本が軍事力を投入すれば、日本本土が返り討ちに遭うことは、火を見るよりも明らかです。軍備増強ではなく、外交による話し合いこそが、平和を守ることにつながります。さきに紹介した中学生の作文は、そのことを見事に言い当てています。

質問です。

義民太鼓の演奏指導以外に、小・中学校では義民の歴史をどんな場面で、どのように指導していただいているのでしょうか。また、義民のみならず、村の歴史をひもとけば、平和教育につながるものが幾つも見られます。そのような郷土に根差した平和教材を、小・中学校ではどのように取り上げ、平和教育を実践されているのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では、義民太鼓を演奏する前に、歴史文化資料館を見学して、義民の歴史や青木村の人々の義民にかける思いを学びます。中学校でも、義民を演奏する生徒たちが、練習に入る前に1時間義民の歴史を学んで、単に演奏するというだけではなく、義民の心を自分のこととして捉えるように学習をしております。

あとは小・中学校ともに、歴史学習の一環として、江戸時代の農民の暮らしの延長に一揆を位置づけております。ほかの市町村では見られない伝統であると認識しています。

また、郷土に根差した平和教育としては、先ほどから出ていますように、中学校でのアンネのバラの栽培があります。毎年生徒会活動として位置づけ、その趣旨は各学級に掲示してあります。

さらに民俗資料館に展示してある青い目の人形は、青木中学校で守られてきた貴重な人形であります。これまでも何度も校長講話等で取り上げられ、生徒たちの夏休みの自由研究の題材となったこともあります。

また、最初に言いましたように、長野大学の山浦ゼミで行ってきた戦争を語り継ぐ活動に

取り組んでいる大学生に、戦争当時の上田小県地域の悲惨な状況について、小学校でも中学校でも語ってもらいました。

さらに、今ですが、五島慶太未来創造館では、戦後80年特別企画展を実施しております。これがポスターであります。時代を映すとして、戦争に突入し、終戦に向かっていった当時のポスターを掲示してございます。ガラスケースには、青木村出身の特攻隊員として命を落とした若者が、親に宛てた遺書が展示してございます。これは、命を落とした特攻隊員の御家族の皆さんから、ぜひ役に立ててほしいと強く依頼された遺書でございます。小学校、中学校でチラシを配付してもらい、大切な学びをするよう、生徒の皆さんに呼びかけてあります。また、生徒だけではなくて、多くの村民の皆さんにも来館してもらいたいと考えています。

このように、機会を捉えて、青木村としてできる平和教育を実施し、自分ごととして平和を考えてもらうことを、今後も大切に進めてまいりたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 郷土の偉人として、五島慶太については盛んに取り上げられるようになってまいりましたが、その彼にしても、戦争遂行を積極的に推し進めた東條内閣の閣僚の一員であったことから、戦後の一時期、公職追放されたことがありました。しかし、そのことはあまり流布されておられません。そうしたことも含め、包み隠さず郷土の歴史や真実を学ぶことが大切であるように思います。

人は誤りを犯すものです。間違えたことをいかに反省し、過ちを繰り返さないようにするかが、その人間の価値を決めるのではないのでしょうか。

プロレタリア俳人、ジャーナリストであった栗林一石路のことを、小・中学校ではどのように取り上げ、指導されているのでしょうか。「私は何をしたか、戦争責任の自覚について」で、彼は戦時中の転向、言論統制に荷担したジャーナリストとしての自らの責任を、厳しく自己批判しています。潔いと思います。

また、山本虎雄は、青木村はじめ上小の農民運動を指導し、村の中核にいながら戦時中の満蒙開拓への協力を押しとどめた人でした。いずれも郷土が育んだ先人であり、戦争に反対し、平和を希求した人々でした。そうした昭和の義民とも言うべき人たちにも焦点を当て、郷土に根差した平和教育を推し進めていただきたいと思います。

近隣にある戦争遺跡、仁古田の飛行機工場跡、上田千曲高校が戦時中の飛行場だったことも学ばせてほしいと思います。

教育長からお話のあった戦後80年に合わせたそうした取組も行われているとお聞きをしました。ぜひそうしたことについても、子供たちも村民も触れていきたいものと思います。そうした中で、平和の尊さ、戦争を憎む気持ちを強めていきたいというふうに思うところであります。

以上、3点目の質問を終え……

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 最後の平和教育についてでありますけれども、坂井議員の平和教育とかそういう今までの取組、あるいは山本虎雄さんの顕彰運動とか、そういうものにはまず敬意を表したいというふうに思っております。

ひとつキャリア教育について、少し私の持論、答弁させていただきたいと思うんですけれども、私が中学、いや、小学校高学年だと思うんですけれども、南極へ行く宗谷、オングル島といいましたっけ、そこからオングル島から当郷のニシザワさんという名前の人が、宗谷に乗って行って、オングル島の南極の石を持ってきてくれたんですね。非常に感激をいたしました。当時、某新聞が、子供たち100円だったか10円だったか寄附をしまして、そういう資金をつくったんですよね。そういう活動で、当郷の人が船乗りで、しかも宗谷に乗っていたという非常に何かびっくりしました。

それともう一つ、数年前ですけれども、二十歳を祝う会で、富山の高専へ行った子供が、女性ですけれども船員になると、これもまたびっくりしまして、だからキャリア教育というのは、非常にウイング広く、自衛隊の話は別ですよ、やっていくことが、私どもの教育の中の大きな役目だなというふうに思っております。

そういうことで、子供たちの職業選択についての考え方を進めてまいりたいと思っております。

それから、私ごとを一つ、最後に申し上げたいんですけれども、先日、残念ながら94だったかな、いところが亡くなりました。私の親戚に特攻隊で20年6月に新部隊の隊長で沖縄へ行って亡くなった方がいます。その法事をやろうと。その人を知っているのは俺だけだからと言いいながら亡くなったので、その意思を受けて、私ごとですけれども、うちの親族でその法事をやろうというようなことで、特攻隊の御霊に礼を注ぎたい、そんなことでございます。

今、最後の御質問をいただきながら、こんなことを私の立場として答弁させていただきます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 心にしみりとするお話をいただきました。ありがとうございました。

いずれにしましても、戦争、平和という問題については、しっかりと考えを持って歩いていきたいものだというふうに思うところであります。

では、以上で、3点質問いたしました本日の私の全ての一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 9番、坂井議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 宮 入 典 子 君

○議長（平林幸一君） 続いて、5番、宮入典子議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔5番 宮入典子君 登壇〕

○5番（宮入典子君） 5番、宮入典子でございます。

2件について質問いたします。担当者の皆さんの答弁をお願いしたいと思います。

まず、1件目です。AED、自動体外式除細動器についての管理と運用について質問いたします。

AEDは、村民が集まる場所、公民館とか公共施設等に設置はしておりますけれども、中には電池切れになっているものも見受けられました。まだ、村民の皆さんでAEDが設置してあることを知らない方も多くいらっしゃるように思います。先日、ある区でAEDを使って救命講習会を開催したところ、AEDの電池が切れていて作動しなかった。もし人命を救助しなければならぬことが起こったときには困ったなというお話がありました。また、他の区では、AEDが設置されているところも、きちんと電池交換を定期的に行い、使い方の講習をしている区もありましたけれども、設置したときに講習会をしたままで、電池の交換も講習会もしていないという区もありました。これから多くの村民が出席する会合等で、急に意識を失い倒れてしまう人が出た場合に、救命することができません。特に高齢化が進んでいる青木村では、みんながAEDの使い方を知り、命を守る必要があると思います。

つきまして、1つとして、これから新年を迎え、区長さんの交代の時期になります。区長会でAEDの使用についての講習会開催をしていただけないでしょうか。村のほうからも、

区長会に対して依頼をしていただけないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

AEDの使用方法等につきましては、区のほうで、開催希望があれば、直接消防署のほうに依頼していただければ開催することもできます。このことにつきましては、去る11月28日に開催いたしました区長会におきまして、区長さんのほうに説明したところでございます。

また、先ほど、北澤議員の質問にもお答えしましたとおり、地区の支え合いの会等のお茶飲み会等に併せて出前講座ということで、地域包括支援センターのほうに御依頼をいただくことで、AEDの使用方法について講演を開催することも可能ですので、御相談いただければと思います。

以上でございます。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

それで、AEDの電池切れのチェックなんですけれども、それとあと、救命講習の実施を、村としてもぜひやってもらいたいというような義務づけはできないでしょうか。難しい点もあるかなと思うんですけれども。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

先ほどの住民福祉課長と一部答弁が重複しますけれども、先頃、11月28日に開催させていただきました区長会におきまして、「AEDの管理及び運用について」という文書を配り、内容について直接口頭で説明をさせていただきました。

その内容を少し御紹介させていただきますと、各地区公民館にあるAEDにつきましては、平成27年に区で管理を一任する形で御理解をいただき、設置させていただいたところでございます。AEDの耐用年数については、製造年月から6年もしくは7年とされておりますが、バッテリー交換を適切にいただければ耐用年数を超えても使用できるとされております。このように、バッテリーの交換、パットの交換をする必要がありますので、区で認識を共有していただきながら、管理については御留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、AEDの使用方法を含めた救命講習会については、消防署で開催しております。自治会単位でも開催可能でございますので、お問合せは上田広域消防本部川西消防署まで御連絡をいただければと思います、「御協力をよろしく申し上げます」という内容でございます。

これまで、職員労働組合、社会福祉協議会、あるいは消防団でも自主的に実施してきてい

るところでございます。このように、区長さん方をお願いしましたとおり、AEDの適正な管理と救命講習の実施につきましては、各自治会の自主的な取組によって行っていただきたいと考えておまして、村は、今後も必要な情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

救命措置というのには、やはりAEDを使うときには、人工呼吸をする人、それから消防署へ通報する人、それから、AEDを持ってくる人というように、やはりセットで3人はどうしても必要になるわけです。そうすると、多くの方が知っているということが、とても大事なことになりますので、やはり区の中にも、しっかりとAEDの講習会をやっていただければなというふうに思っています。

さっきも総務課長がおっしゃったように、5年ぐらいで電池の交換をしなければいけないんですが、あの電池が1個5万円ぐらいするんです。そうすると、区の予算の中ではとても大変な負担になると思いますので、電池交換、それからパットの交換について、村のほうから区に補助というようなものはできますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） AEDの効果については、宮入議員お説のとおり、しかも助かった人が身近にもいますし、全国的には非常に多いわけでございます。その効果はお説のとおりでございます。

村内には各地区をはじめ、例えば温泉施設とか、そういうような不特定多数の人が集まる場所には社協を含めて配置をしております。契約の方法はいろいろありまして、買取りもありますし、リースもありますし、あるいはそういった交換も、自動的にといたしまししょうか、年数が来ればやりますというような契約の仕方もあって、いろいろであります。

パット、電池の交換につきましては、耐用年数の関係で、早いのは2年、5年というようなものがあるわけでございます。村では、年間、各地区の運営補助金といたしまして一定のルールの補助を区の運営に対して出しております。宮入議員がお住まいの村松区には、令和7年度は41万8,160円の区費の補助をさせていただいております。

村松の決算を実は拝見させていただきました。令和6年度の繰越額が147万3,814円、令和5年度の繰越金が130万8,700円ございました。村でも、財政状況は御案内のとおりでございますので、ぜひ、この村から出している補助金の中に入れて、今の御質問をして実行し

ていただければありがたいなというふうに思っております。

もう一つお願いは、今、稲垣のほうからお答えしましたように、区長さんが、ホッペタ回りということで、1年で代わってしまうんです。交換等を含めて、申し送り事項というようなものが各地区にあるんだろうと思うんです。そういう中にぜひ入れていただくということと、御質問の中にもありましたように、複数、たくさんの方に知ってもらおうということが大事なことなので、そういうことを視点に、区長会のお願いや、社協あるいはいろいろなところでそういった効果、あるいは実習ごとをするような促進方をしてまいりたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） これから、やっぱり高齢者が多くなりますので、年取っているから知らないわじゃなくて、やっぱりみんなの人が知らないといけないと思いますので、ぜひ、村のほうとしても進めていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） 次に、地域交通の確保に関する施策についてお伺いします。

最近、高齢者の方からの相談で、村外の眼科、耳鼻科、整形外科、歯科を受診する際に、自動車の免許を返納してしまったら、千曲バスで上田まで行っても、バス停から医療機関まで歩かなければならないとかということで、とても受診が大変になって、控えてしまうという人がいます。また、家の人に送迎してもらうにも、その都度、休みを取ってもらって送ってもらわなければいけないということで、とても負担が大きいということでした。

通院のお願いがなかなかできなくて、先日も、白内障で手術を受けたときも、家の人に送迎してもらうかタクシーを利用する必要があり、タクシーを利用したら片道7,000円もかかってしまった。往復だと1万4,000円もかかるわけです。そうすると、例えば、白内障でも、1回受診して手術をしたら済むというものじゃなくて、その後も経過を見ていかなくてはならないので、3回、4回と上田まで受診をしなければいけないということで、とても大変なので、何とかならないかなというお話がありました。

そこで、高額医療の公費負担制度がありますけれども、通院費に対する補助制度はありますか。なければ、通院費補助というのを村でもつくっていただくことはできるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

通院費につきましては、基本的に個人負担が原則になっておりまして、補助制度等はござ

いません。多分、ほかの市町村におきましても、高齢者を対象にした補助制度というものはないのではないかというふうに認識しております。また、村としても、今のところ補助制度を設ける予定はございませんが、村のデマンドバスの利用ですとか、また、高齢者世帯の要介護支援者等が医療機関を受診する際に、家族による送迎、公共交通機関等での通院が困難な場合に、移送車両等も利用して送迎を行う外出支援サービス、また、村の社会福祉協議会では車椅子対応の福祉車両の貸出しも行っておりますので、必要な際には御活用いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） 村では、たしか、レポートでも通院の補助をしていらっしゃるようですけれども、基本的には、障害のある方とか、車椅子を利用していらっしゃる方、あと、独り暮らしの方等が対象で利用できるということだったので、そうでない人たちは、なかなか自己負担で行くしかないというふうに言われました。

それからあと、近隣では、浦里地区に、うるわしの里というNPO法人がありまして、そこでも送迎をやってくださるんですけれども、やっぱり会員になっていないと送迎はやっていただけないというようなお話もお聞きしましたので、ぜひ、玄関先から医療機関まで送迎していただける、デマンドバスみたいな大きなバスじゃなくて、小型の車で送迎できるような、そういった交通機関を検討していただくことはできないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

通常、自家用車を使い有償で人を運ぶことは、一般乗用旅客自動車運送事業に当たり、道路運送法上の運輸局の許可が必要になります。このため、料金も当然自由に決めることはできません。このため、自家用車による安価な交通機関というものは、なかなか実現が難しいんじゃないかなというふうに考えております。現在のところは、先ほどの答弁の繰返しになりますけれども、外出支援サービスですとか福祉車両の貸出しの利用を対象者の方に考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

元気なときには、千曲バスを大いに利用していただいて上田方面に行っていただくという

ことは当然だと思いますけれども、やはり、病気を持ったり、体調が思わしくないときは、玄関先から医療機関までというふうに送迎していただけるということが、とてもありがたいというような御意見でした。

やはり、そういうふうにしていただくと、受診を控えたりとか、それからあと、早めに受診しておけばよかったのというようなことで、手おくれになる、要するに、重症化を予防することもできると思いますので、ぜひ、そういった小さい小型の車での交通機関の検討をしていただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） できることであれば行いたいんですけども、やはり、民間のタクシーと競合する部分もありまして、なかなか許可を取ることが難しい、あるいは車両を確保したり、運転手の確保ですとか、そういったもので、村が行うということはなかなか難しいというふうに考えておりますので、先ほどの答弁の繰返しになりますけれども、なかなかすぐ実現することは難しいかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

次に、デマンドバスは村内を走っているバスなんですけれども、今、上田まで行けるのは夜間だけなんですけれども、昼間に千曲バスが運行していない時間帯に、デマンドバスを上田までというようなことは検討できないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 現在、村営バス、フルデマンドに関しましては、ドア・ツー・ドアでありますので、バス停までの移動が必要なく、タクシーとほぼ同様に御利用いただくことが可能でありますので、村内の移動についてはカバーできているものと考えております。また、村道であれば、バス停以外の場所でも乗降できますので、身近な足として便利に御利用いただけているものと理解しております。

御質問は、このデマンドを村外までエリア拡大できないかということかと思っておりますけれども、先ほど、住民福祉課長からの答弁にもありましたとおり、他の市町村にまたがる運行範囲の拡大というものにつきましては、他の関係の自治体、あるいは、バス、タクシーなどの旅客運送事業者、そして行政、県、運輸局など、国等との協議を経て同意を得る必要がございますが、他の運送事業者への影響、特に民業圧迫が懸念されるといった課題もありますこ

とから、導入に向けた課題というのは大変多くあって、調整が難しく、現状では区域の拡大は容易ではないものと考えております。加えまして、運転手の確保、また、車両の追加配置といった体制整備も必要となりますことから、今の時点で範囲を拡大することは難しいと考えております。

引き続き、制度の動向等について情報収集に努めるとともに、地域のニーズを踏まえながら運行方法について模索してまいりたいと考えております。

先頃の新聞等の記事を見ますと、公共ライドシェアというものを導入し、実証実験を始めた自治体もありますので、そうした取組状況も注視しながら、どのようなことができるか考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

御代田町では、ライドシェアみたいなのを検討しているところもあるようですので、また今後、いい方法があれば、共に検討していただければありがたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 5番、宮入議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 小 林 久 美 子 君

○議長（平林幸一君） 続いて、1番、小林久美子議員の登壇をお願いします。

小林議員。

〔1番 小林久美子君 登壇〕

○1番（小林久美子君） 議席ナンバー1の小林久美子です。よろしくお願いいたします。

1問1答でお願いします。

1、国道143号線について。

①青木峠バイパス工事の着工がなかなか確認できませんが、現在の工事の進捗状況はどのような状態なのでしょう。そして、第1トンネル、第2トンネルとありますが、松本方面の第1トンネルからの着工はできませんか。あるいは、トンネルの間の橋の着工から進めることはできませんか。よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 青木峠バイパスにつきましては、長野県の事業として進められておまして、上田建設事務所によりますと、トンネルの本体工事に先立ち、国道下の村道をシフトさせる必要があることから、今年度においては、付け替え村道の道路築造工事、延長は約110メートルでございますけれども、この工事が施工され、11月末時点で完了しております。

なお、引き続き用地取得の進捗に応じまして、トンネル本体工事に必要となるヤードの造成工事などを含めた関連工事を進め、本体工事に向けた準備を進めたいというふうに聞いております。

また、青木村側からの用地買収につきましては、地元の皆様に御協力をいただき、おおむねの皆様方から御了解をいただいているところでございます。今後とも、たくさんの皆さんの御要望にお応えし、事業が促進できるよう、県とともに村も協力してまいります。

続いて、第1トンネル、第2トンネルの件でございますけれども、青木峠バイパスは、上田と松本の両建設事務所で計画している事業でございます。主に、2基のトンネルと橋梁1基で構成されており、上田建設事務所が青木村側の第2トンネルを、松本建設事務所が第1トンネルとその接続部となる築北村の東なる下流の橋梁を担当しております。

建設事務所からは、トンネルの掘削は掘削時における湧水の排水勾配等を踏まえ、標高が低いほうから掘り始めるのが一般的であり、つまり、第2トンネルは青木村側から、第1トンネルは築北村側から松本側に向かって掘り始めていくことになります。トンネルの着工につきましては、用地の取得やトンネル掘削の着手に必要な付け替え道路などの関連工事など、準備が整った後となり、現時点では、第1及び第2トンネルの着工順序は決まっておられませんけれども、第1トンネルの着工には、まずは築北村側からトンネルを掘削するためのアプローチに必要な橋梁を施工する必要があり、現在、その工事の準備として用地取得、関連工事の測量設計を進めていると伺っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

まだ具体的な着工は決まっていないということですのでよろしいですか、着工時期。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 時期的なことは建設事務所のほうからも聞いてはございま

せん。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

どんどん進めていただいて、私たちが元気なうちに通りたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 次に、2番、国道143号線の現状の件で、村道から国道に出る際、「止まれ」の標識のない交差点が意外と多いのです、実は。よく分かっている地元住民には問題ないかと思いますが、観光で立ち寄る人とか、遠方から移住したての方とか、なかなか気づかないで国道に出てしまうことがあるかと思います。危険な場合もあるかと思うので、改めて143号線上の標識の確認設置をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） この国道143号沿いに限らず、村内にあります「止まれ」の道路標識は、道路交通法の規制がありまして、設置をする場合には、まず、区からの要望をいただきまして、一緒に村で現地確認をした上で警察署に事前相談し、設置場所の安全性や妥当性を現地調査するなど調整をしていただいた上で、最終的に県の公安委員会で許可が下りなければ設置することができないというものでございます。

村では、毎年11月に来年度に向けての地区要望を受けまして、区の役員と一緒に現地視察をする中で、最終的に村全体の中を見た中で、緊急度、優先順位をつけて要望いただいておりますので、その中で標識の要望がございましたら、先ほど申し上げました手順にのっとりて設置について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） では、これは交通安全協会に直接言うことではなくて、やっぱり村のほうに一度陳情をしてから、その後、村から交通安全協会に行くという段取りになるんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 今おっしゃられたとおりなんです、交通安全協会というものの、警察署のほうに相談という形になります。あとは、先ほど御答弁申し上げたとお

りの流れで設置に結びつけていくということでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

また、各区のほうでも、青木村じゅうの安全のために確認していただければと思いますので、村民の皆様には改めてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 次に、3番で、国道143号線の拡張工事、今、歩道工事をしていただいて、とても楽しみなんですけれども、それが進んでいる中で感じたのですが、どうしても信号で止まるんですが、まだまだトンネルが出来上がってのその後の話なんですけれども、この先、交通量が増えていく予測がされます。交通量が増えると、どうしても人は脇道を通るという方法を考えるかと思うんですけれども、上田方面に行く143号線と並行に走る交差点、上田方面行きの123号線と並行に走る上田方面への道の交差点が、その都度に止まれの標識があり、あれはちょっと、一々止まらないといけなくて、あまり意味がないと思うんですけれども、「止まれ」がないと、ぶつかってもしまうんですが、その「止まれ」の標識を、上田方面に行くほうを優先にさせていただいて、各地区に上るほうに、そっちに止まれをつけていただくことはできないでしょうかというお願いです。

例えば、最近、上田のほうの六中付近の国道に、しろがねからずっと行く、太郎山方面に行く抜け道があるんですけれども、そこに上田方面への道が、ずっと「止まれ」だったんですけれども、今度、去年あたりから、小泉のほうに抜けるほうが「止まれ」になって、その「止まれ」がなくなって、そこでブレーキを踏まなくてもよくなった、徐行はするんですけれども、ガソリン、最近若干安くなりましたけれども、そういうブレーキを踏むと、ああ、ガソリンかかるなとかという、つい思ってしまうものですから、何かそういう道路の見直しを警察署のほうに申請して検討していただくことはできないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 「止まれ」とか一時停止の標識及び停止線については、先ほどの総務企画課長の答弁と重なりますけれども、県警察が設置をするものでございます。なお、幅の狭い指導停止線というものがございますけれども、そういったものは、道路管理者である、いわゆる村が設置するものもございます。

ご指摘の交差点は、国道南側の殿戸地区内の村道ということでございますが、その交差点

は、国道から殿戸地区へ向かう殿戸地区の方にとっての幹線道路であったり、国道から、例えば三協産業など、工業地帯への大型車両が多く向かう交差点であると推測しております。

議員がおっしゃいますように、現在、国道134号の歩道設置工事に伴う片側交互通行を避けるという外的な要因で一時的に交通量が増えていて、交差点のいわゆる優先関係が逆転しているということが考えられます。しかしながら、当時、少なくとも一時停止を設置したその当時は、地元の皆様方の要望ですとか、小学校やPTA等の立会いを経て、警察との協議を重ね設置され、交差点の優先関係を決めた経過があるはずでございます。これを変えていくためには、まずは、地元の関係者からの要望に基づいて交通量調査などを実施した上で、改めて関係者と協議を行う等のプロセスを経て行うべきかと考えます。歩道工事の関係で大変御迷惑をおかけしておりますが、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど、六中の青木寄りの交差点標識の逆転の話がございましたけれども、村内の交差点の優先関係の逆転について最近のケースを紹介させていただきますと、道の駅あおきの北側の村道、村松国道北2号線という村道でございますけれども、これが一時停止の標識を撤去しております。これは、当時、東西ですから横線になりますが、その道路が優先道路でございましたけれども、南北、縦の道路が2車線に改良されたことで、交差点の優先関係が明らかに逆転したことによるものです。

当初は、警察署に一時停止の標識を南北から東西に付け替えることをお願いしたわけでございますけれども、現在では、一時停止の相応の通行量が見込まれる交差点ではないと新規には設置できないという理由で断られてしまったという経過がございます。そのため、現在、この交差点からは一時停止が撤去され、東西に指導停止線と、道路管理者として村が設置した形になっております。

このように、一時停止が、かつてより設置されにくくなっているという実情も踏まえた上で、今後慎重に対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） まだ、そうですね、トンネルが開いていないので、時期尚早かなとは思いますが、また、トンネルが開いた後、必要があったら、ぜひ県警共々検討して考えていただければいいかなと思いますので、これも、生きている案件としてよろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 次に、道の駅あおきが、さらに皆様に愛されるために。一問一答でお願いします。

1、道の駅あおきは、ふるさと公園あおきと共に、本当に県内外の方から、多くの方に親しみ利用されています。この先の展開はどのように考えているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ご質問の答弁の前に、国道143の関係でございますけれども、今年の8月に、国土交通省の前事務次官、顧問ですけれども、来ていただきました。現地を見ていただきまして、その推進方にご指導いただいているところでございますので、私ども、用地交渉をしっかりと早くやって、事業の推進をお願いしてまいりたいと思っております。

御質問の道の駅あおきをさらに皆さんに愛されるためにという御質問について答弁させていただきます。

御案内のとおり、道の駅あおきは、休憩の機能でありますとか情報発信の機能でありますとか地域連携機能を持ち、さらに、にぎわいの創出としてなっております。また、財政的な面でも雇用の面でも、そういった面でも効果があるわけでございます。

こまゆみ食堂の売上げの6割がタチアカネそばが占めておりまして、さらに、市場が扱ってくれないような曲がったキュウリも数本ずつでも扱ってくれるというような交換がございます。

中央広場、私ども「市場」というふうに呼びますけれども、多様なイベントが開催されまして、本当に村の皆さんにとっては様々な、そういったような波及効果もあります。県内でも、長野県は北海道に次いで道の駅が多いんですけれども、県内でもさらに道の駅をつくりたいという希望といいましようか、企画があつて、県に相談に行くと、必ず、青木の道の駅を見てこい、参考にしたらという御指導をいただけるそうでありますが、そこまで認知されるようになった道の駅であるというふうに思っております。

これから、道の駅のにぎわいの創出についてでありますけれども、今まで以上に、様々な方々に来ていただくために、食堂、直売所、センターの広場、いろいろやり方はあると思うんですけれども、いろいろ道の駅を見ているときに、もう一步、村の特産品のタチアカネとかリンゴとか、そういったものを使った、なおかつ、お土産に1,500円から2,000円ぐらいの、そういったようなものがないのかなということで、いろいろ相談をしております。こういったものが、よく売れ筋だなと、ほかの道の駅も含めて学んでいるところでございます。

そういった新製品を今後開発することが、にぎわいの創出の一つになるかなというふうに思います。

それから、市場、広場を使って、犬の交換だとか不用品の購買、売り買いだとか、思わぬような使い方もしていただいております。本当に土日に行けば、何かやっているなという、そういう道の駅あおきにしたいなというふうに思っております。

何年前に、国土交通省関東地方整備局長、その後、道路局長になった方ですけども、来ていただきまして、日本一防災機能を持った道の駅と、ふるさと公園、併せて持った公園だというふうに評価していただきましたけれども、御案内のと通りの今、防災機能の効果をさらに高める必要がありますので、そういった視点でも、防災基地として、さらに機能を強化してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、村のにぎわいなど、センターとしての様々な効果が出るように、道の駅の発展に向けて、県内外の皆さんから親しみをいただき、そして利用される施設にしたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

本当に、村長さんがおっしゃると、それがどんどん具体化されるのではないかと、大変期待して楽しみにしています。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 道の駅の2番目として、村内複数女性から、道の駅にコインランドリーがあると、洗濯中に食事や買物ができて大変よいのではないかと、今は一番近くても浦里の白銀まで行かないとなくて、年齢が上がってきて運転が危険になる中、とても不自由さや心配を感じると。道の駅の利用も増えるかもしれないので、ぜひ、道の駅にコインランドリーをつくってほしいとお話を伺いました。

実際問題、道の駅にコインランドリーを設置することは可能でしょうか。そして、コインランドリーを村営でつくることはいかがでしょうか。難しいでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 村内にはコインランドリーがなく、設置を希望されている方がいることは承知しております。道の駅あおきへの設置は、小林議員が言われるように利便さもありますが、避難時など防災面から必要かと思える点もございます。ただ、村内事業者の中には事業展開を研究されている方もいらっしゃいますので、ここは、民間活力、民

間での設置、運営を期待しながら、村としては、ほかの支援策がないか研究していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） それはとてもいい情報をお聞かせいただきまして、本当に民営でやっていただければ、村の負担もなく、村民の皆様も大変喜ばしく、一番よいのではないかなと思えます。ぜひ、その民営でやっていただける方の御支援をして、後押しをしていただいで、一刻も早い具体的なコインランドリーの設置が実現できると、私もとても大変うれしく思えます。これは大きな期待を持ってお待ちしております。

昨日も、社員に、この原稿を読む練習をしていたときに、聞いていて、どおと聞いたら、若い男性社員、野球をやっている社員なんですけれども、いや、もう、コインランドリーがあそこにあると本当に助かりますと。いや、そうだよねと、若い男の子でも、そう思うよねという、私も、コインランドリー、私ごとなんですけど、やっぱり季節の衣替えの大きなカーペットとかそういうものは家庭用洗濯機で洗えなくて、コインランドリーで洗って乾燥して軽いのをまたちょっと干したなんてやるんですけれども、多分、基本女性だと思うんです。やっぱり、選挙に出たときの公約として、暮らしやすい青木村を少しでも推進していくという公約がありますので、ぜひ、コインランドリーを具体化して、青木村の女性、そして若者が、みんなが喜ぶ状況に持って行っていただければいいと思えますので、とても期待したいところです。よろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 道の駅あおきが、さらに愛されるための3番目として、今、宿泊施設や物価高騰などの理由も重なり、車中泊で日本を回る旅行者の方が増えています。この先、道の駅あおきでは、そのような旅行者の方の受入れはどのように考えていますか。

旅行者の車で宿泊するのに、すごく山の、誰もいないところに車で一晩泊まったと、女性一人の旅行者の方もいて、夜、怖いと。トイレにも行けないと。その点、道の駅あおきは、民家もあるし、国道沿いだし、条件的にはとてもいい場所なのではないかなと思えます。コインパーキングなど、ある程度のルールをつくり、利用者、近隣住民の方々との安心・安全を確保しながら、ぜひ検討していくことも時代のニーズに合わせて必要かと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

そもそも、道の駅の成り立ちは、24時間安心してトイレができる、そしてまた駐車ができるという、そういった成り立ちがあります。道の駅あおきにおきましても、その役割を果たしているところではございますけれども、道の駅駐車場への長期駐車、長期滞在、宿泊は、全国道の駅連絡会でも、実は課題となっております。

あおきでも、定期的に来られる方、再会を楽しみにされている方というのは確認しておりますけれども、残念なことに、ごみの放置や電気の独占使用、水道水の貯水タンクへの大量給水といった目に余る行為も発生しています。都度、警察とも情報を共有し、パトロールを強化しているところですが、そういった利用者の方には本当に残念でなりません。

全国道の駅の中には、議員が言われるように、コインパーキングや簡易宿泊施設を併設し、収入を得ている道の駅もありますけれども、あおきに置き換えますと、現状や費用対効果を考えると、まだまだ時期尚早かと思っております。

また、この辺りは、引き続き道の駅あおきとも研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） そうですか。道の駅協会でも課題になっているということで、勉強させていただきました。ありがとうございます。

やっぱりお互いにモラルを守るということはとても大切なことだと思います。また、引き続き、ぜひ検討していただいて、利用者のほうもモラルを守るような、そういう導きができるとよいと思いますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 道の駅あおきが、さらに皆様に愛されるための4番目として、青木村には良質の温泉が2か所あります。温泉があるので、ここに移住してきたという方も大勢いらっしゃいます。現在は、田沢温泉、杓掛温泉、くつろぎの湯がありますが、この先に、できることならば、ロビーが、ちょっと小ざれいな、洗練されていて、温泉に入った後も、そこでゆっくり休めて、食事も取れて、景色を見ながら豊かな時間を楽しめるような、年配の方はもちろん、若い女性も来たがるような興味を引くような施設があると、青木村の観光スポットとしてとてもよいと思いますが、お金のかかることなのですが、理想も言っていないと実現もしないので、あえて希望をお伝えいたしますが、できれば、道の駅あおきの周辺にさらにあると、施設もまとまって、あの辺もまた一段と有名な場所になるのではないかと

と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 田沢温泉、沓掛温泉を活用し、道の駅周辺への整備はという御提案をいただきました。

国民保養温泉地に指定される田沢温泉、沓掛温泉、2つの温泉は、この頃、第10回温泉総選挙湯治ウェルネス部門、これは訪れた方の投票による選挙なんですけれども、その中で、沓掛温泉は3位、田沢温泉は4位と入賞しました。この結果、人気が高いことを確認したわけなんですけれども、歴史的にも泉質的にも自慢できる温泉をゆっくりお楽しみいただけるように、施設整備は必要だと考えております。

しかしながら、財政厳しき折、財政サイドの意見をいただきながら、このあたりは研究していきたいというふうに思っております。

道の駅周辺への整備は、今のところ実現性は低いのですが、青木村自慢の田沢温泉、沓掛温泉、2つの温泉を広く全国の皆さんに御紹介できる、そういった取組は引き続き研究していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 方法がいろいろありまして、最後におっしゃっていただいた田沢温泉と沓掛温泉のあの辺の周辺一帯の道の整備をさらにすてきなものにして、道の駅周辺にこだわらず、あそこの2か所の、もう遊歩道とかお散歩とか、そういう外を歩いて散策ができるような、そんなすばらしいところになったら、また、それはそれでとてもすてきだと思いますので、あれなんですけれども、できるだけお金を落としていただくような、観光の方がお金を落としていただくように、村の利益につながるような施設や場所、プレイスができるといいなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 一括質問です。介護支援についてお尋ねいたします。

私の家にも、96歳の父と93歳の母がいます。実際、日を追うごとに、1か月と言わず身体機能が落ちていきます。幸い、ケアマネジャーさんやレポートの職員の皆さんやヘルパーさんなど、いろいろな制度を教えていただき、大勢の方に助けてもらっています。年配の方は、自分でも気がつかないうちに身体機能が落ちていくので、周りの者も気がつかないうちに強いストレスを抱えることもあると思います。そして、ストレスは気づかぬうちに累積

されてしまいます。残念で悲しい事件も、いつまでもなくなりません。

その中で、青木村では、困っている年配の方や介護する方など、介護支援を必要とする方、または介護支援を必要とすることに気がつかないで一人で頑張ってしまう方など、取り残さないように、どのように対策していらっしゃるでしょうか。また、独り暮らしの年配の方に対してはどのように対策していますか。これは、宮澤議員と北澤議員の返答もありますので、しかしまた違う角度で答えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

在宅で家族だけで介護を行おうとすると、肉体的負担、精神的負担、経済的負担等、また、老老介護等の問題も大きな負担となり、そこから生ずるストレスから、介護鬱や介護離職、虐待等の大きな問題へと発展する可能性があります。そうなる前に介護保険サービスの利用や、自ら介護スキルを身につける、相談できる人を見つける等、見つけることが介護ストレスの予防となります。

介護保険サービスの利用は、本人だけでなく、介護をしている人が一時的に介護を離れ、休息を取り心身をリフレッシュすることもできます。また、介護の知識を得ておくことで、在宅介護全般がスムーズになり、相談できる人を見つけることで、悩み等を一人で抱え込むことがなくなり、孤立感から解放されやすくなります。

村におきましても、地域包括支援センターで介護に関する相談を受けたり、在宅で介護している方に対するおむつ補助金、家族介護者慰労金等の支給等による経済的支援、よく分かる介護教室等を開催し、介護保険制度や介護の実技、福祉用具の紹介等を行い、介護スキルの取得のための支援を行っております。また、独居の高齢者に対しましては、地域包括支援センターの職員が定期的に訪問を行い、状況を確認し、必要なサービス等につなげていくようにしております。

今後も、高齢者やその家族等を支援するための事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

きっと、民生委員さんにとっても頼っているという返答が来るんじゃないかなと思っていた

んですけれども、いろいろな個人でできることも教えていただきましてありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 次も、一括質問をお願いします。

4番、移住希望者相談窓口について。

私は会社の仕事で、「日本一住みたい村 青木村」というキャッチフレーズで青木村をお得意先さんのところで度々PRいたします。そして、近年、青木村の政策が順調に進み、遠方から移住する方も増えて、とても喜ばしく思います。しかし、移住をしてみたら、または古民家を買ってみたら、予想もできない問題が起こったと耳にすることもあります。移住を希望する方や移住した後に起きる可能性のある問題について、あらかじめ相談窓口が青木村役場のほうにあったら、移住希望者、青木村の双方に都合がよいのではないかと思います。できれば、実際移住してきた方とか、いろいろ経験を重ねた方がいらっしゃったら、具体的なお話を聞けて、移住を希望する方も安心するのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） 移住希望者相談窓口の設置について御質問いただきました。

移住された多くの方々には、活力があって、自ら大応援団長と名乗り、地域に溶け込み、区の役員も担っていただく積極的な方が多くいらっしゃるといふふうに認識しております。一方で、地域になじめない方もいることを聞き、確認もしております。そのことは本当に残念に思います。青木村民の多くの方は温厚で面倒見がよくて、声かけができる方だと思っています。

私ども、今、商工観光移住課では、移住相談会等の席上では、いいことばかりを言わない、田舎暮らしのあこがれだけでは無理、暮らしや自然は都会より厳しい、働く、収入を得ていくことをしっかりしてからと、相談の窓口で呼びかけています。私は、特に2番目の田舎暮らしは都会より厳しいことを強く伝えています。もう一つ、当村移住者の特徴は、先輩移住者からの紹介、導きがあってとお聞きしています。行政サイドではなく先輩移住者から情報を得られる機会は貴重で、連携できることがあれば、私どもも、先輩移住者の会とも連携していきたいというふうに考えております。

村長が、先ほど、あるIターンの団体から呼ばれ、案内され、意見交換をされたと答弁の中にありましたが、ここは担当者としても、お誘いいただけるような身近な関係を築いていきたいというふうにも考えております。議員が言われるように、先輩移住者からお話を聞ける機会は大変貴重だというふうに理解しておりますので、ここは引き続き、私どものほうも努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

それでは、窓口を開設する予定はないということによろしかったでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 失礼しました。答弁漏れがございました。

移住相談窓口につきましては、現在、商工観光移住課の中に移住相談員を設けておりますので、その中で随時対応させていただいております。また、この春、集落支援員も採用しましたけれども、集落支援員自身も移住者でありますので、そのあたりの経験もお話しできるような体制を整えております。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

もう窓口は既に設置されているという理解をさせていただきました。

移住されてくる方、結構、先ほどおっしゃったみたいに、みんな気概のある太っ腹の方が割と多くて、私の知っている人でも、私を相談窓口にしたら数人連れてくるよという人もおりますので、その相談員の選択も、できるだけ幅広くとっていただけるといいかなと思いますので、検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

介護支援と移住希望については、宮澤議員や北澤議員の話とも相通じるところがあるかと思ひまして、今まで、ずっと皆様の意見を聞いていて、この一括質問の2つに関して、私は、あおきカフェというものを立ち上げてくださったことが、すごく村のために役立っているんじゃないかなと思ったんです、午前中聞いていて。お年寄りの方が大勢集まって、そこで、あそこの家の空き家どうなってしまうんだろうねとか、お年寄りの情報、あと、あの人、一人だけけれどもどうなんだろうとか、あおきカフェが、とてもいい役割をしてくれるんじゃないかなと思って、あおきカフェを行っている関係者の方々に本当にありがたいなと思ってお

ります。

私も行かせてもらったときに、声をかけ合って、足のない人を連れてきてもらったりとか、そういう細かい対応を、とても皆さん、私以上にすごく頑張ってやっていただく方がとても大勢いて、すばらしいなと思います。そのあおきカフェの情報も、横のつながりで、職員のほうにもうまく連携をして、いろんな青木村の情報を共有していただければいいなと思いました。

あと、もう一つ、全然違うんですけども、先ほど、戦争のことについて坂井議員がおっしゃっていたんですけども、私の沓掛の家のお墓にも、トラック諸島にて戦没という親戚の方がいらっしゃって、戦争もとても身近なことだなと思いました。

以上で、一般質問させていただき、ありがとうございます。終わります。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 1番の小林議員の一般質問は終了しました。

通告のありました8人の議員の質問はこれで全て終了します。

---

#### ◎委員会付託

○議長（平林幸一君） 続いて、委員会付託を行います。

さきの議会運営委員会でも審議いただきましたが、本会議に上程されました陳情第2号については、総務建設産業委員会に付託したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 以上で、委員会の付託を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

令和 7 年 1 2 月 1 2 日 (金曜日)

( 第 3 号 )

## 令和7年第4回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和7年12月12日(金曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 上田地域広域連合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 4号 令和7年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 5号 令和7年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 6号 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 7号 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第10 陳情第 1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について
- 日程第11 陳情第 2号 「青木村太陽光発電設備の適正な設備及び維持管理に関する条例」の見直しを求める陳情書について

---

### 出席議員(10名)

- |    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林久美子君 | 2番  | 松澤広海君  |
| 3番 | 北澤久美子君 | 4番  | 宮澤政美知君 |
| 5番 | 宮入典子君  | 6番  | 松本淳英君  |
| 7番 | 塩澤敏樹君  | 8番  | 平林幸一君  |
| 9番 | 坂井弘君   | 10番 | 金井とも子君 |

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	稲 垣 和 美 君	商工観光移住課長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 課長 兼 機 監 防 災 危 機 管 理	高 柳 則 男 君
建設農林課長	奈良本 安 秀 君	保 育 園 長	成 沢 亮 子 君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道兼 推進監係長	小 林 義 昌 君	建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 兼副防 災危 機 管 理 監	上 原 博 信 君
建設農林課 課長補佐兼 建設係長	横 沢 幸 哉 君	税 務 会 計 課 資 産 税 係 長	小 山 明 之 君
住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター長	早乙女 敦 君	総務企画課 担当課長兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君
総務企画課 企画財政係長	金 井 大 介 君	住民福祉課 保健衛生係長	上 原 加 代 君
住民福祉課 住民福祉係長	津 田 直 樹 君	税 務 会 計 課 住 民 税 係 長	片 山 雅 史 君
総務企画課 庶務係長	増 田 佳 樹 君	教 育 委 員 会 教 育 係 長	奈良本 いずみ 君
商工観光移住課 商工観光移住課長	宮 澤 俊 博 君	総務企画課 課長補佐兼 総務係長	依 田 哲 也 君

**事務局職員出席者**

事 務 局 長 稲 垣 和 美 事 務 局 員 依 田 哲 也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の日程は、最初に委員長報告をいただき、議案第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

---

◎委員長審査報告

○議長（平林幸一君） それでは、総務建設産業委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。

松本総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（松本淳英君） おはようございます。

それでは、令和7年12月10日に行われました総務建設産業委員会に付託の陳情第2号青木村太陽光発電設備の適正な設備及び維持管理に関する条例の見直しを求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

太陽光発電設備の設置における近隣住民との同意の在り方について討論がなされ、採決の結果、賛成者なしとなり、不採択となることを決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

○議長（平林幸一君） 委員長報告が終了しました。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

金井議員。

○10番（金井とも子君） お伺いたします。

定年前任用職員に該当する職員は、当青木村では何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

この御質問につきましては、議案第4号 令和7年度青木村一般会計補正予算の職員の給与費等の補正の明細書のところにもおつけしてございますけれども、5名の方が在籍しております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） ありがとうございます。

再任用職員の手当が結構低いかなんというふうに感じているんですけども、その点はいかがなんでしょうかね。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） この期末勤勉手当につきましては、国及び県の人事院勧告、また人事委員会等の勧告に基づいて同様の手当の支給月としているものでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 何回もすみません。

会計年度任用職員のほうが、手当が再任用の職員より高くなっているような傾向があるというふうにお聞きしておりますけれども、責任の度合いとか、そういった関係から逆転しているような気がいたしますけれども、その点についてはいかが考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の支給月につきましては、勧告等に基づいて他市町村同様に手当てをしているところでございます。今、金井議員がおっしゃった考え方につきましてはですけども、そもそも再任用短時間勤務職員は、他の会計年度任用職員よりも高い給料ベース額を

有しておりますから、年間の総受給額としては決して下回るものではないというふうに認識をさせていただきます。

以上です。

○議長（平林幸一君） よろしいですか。

金井議員。

○10番（金井とも子君） 1人で何回もすみません。

国の人勧では、34年ぶりに3.62%の増という人勧が出ておりますけれども、青木村の人勧の増のあれは平均何%アップになっているんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 当村の給料でいきますと、平均3.10%の増となっております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） もう一つ、すみません。

ラスパイレス指数が出ておりましたら、お教えてください。

○議長（平林幸一君） 依田課長補佐。

○総務企画課課長補佐兼総務係長（依田哲也君） お答えします。

令和7年度の指数につきましては、93.9となっております。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） ありがとうございます。

上田市にお住まいになっていらっしゃる職員もいらっしゃいますので、できれば上田市の水準にラスパイレス指数を近づけていただけるといいかなと思いますので、引き続き努力をお願いしたいと思います。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認されました。

---

### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第2号 青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

小林議員。

○1番（小林久美子君） 小林です。第1番、小林です。よろしくお願いします。

一番最終ページの1番、2番の2番の宿泊棟の使用料についてなんですけれども、これが10畳が2部屋あって、最大収容者数は20名、基本料金5,000円に1人当たり2,000円の掛ける10掛ける2部屋の1泊5万円となっているんですけれども、これ10畳に10人寝るってかなり結構きついと思うんですよ。修行のところにとか行くと結構雑魚寝で、本当に1畳に1人寝るんですけれども、そもそも20人集まった団体というのがなかなかあるのかなという懸念もあって、ちょっとまだ私、宿泊棟を自分の目で見ていないんですけれども、まずは築何年ぐらいになるんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいま横手キャンプ場の宿泊棟の関係について御質問をいただきました。

こちらにつきましては、平成10年度に整備完成しまして受入れを開始しておりますので、平成10年からですから25年が経過しているものというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございました。

25年というのは、キャンプ場の宿泊棟で、きっと経年劣化も結構進むのではないかなと思って、そんなに新しくないという理解をさせていただきました。ぜひ、5万円をもしもらうようでしたら、ちょっとグランピングタイプにしてみるとか、もうちょっと工夫をした上で、まず1人1畳というのがかなりきつい状態なんではないかなということと、あと20名集めるというところも、結構なかなかそうなってくると、使用回数がぐっと削減されるのではないかなということと、あと築25年というところでこの料金は妥当なのかなということと、ちょっと質問に思いましたので、また御検討していただければと思います。

○議長（平林幸一君） いいですか。

○1番（小林久美子君） これで。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） ほかに。

宮入議員。

○5番（宮入典子君） おはようございます。

旧の条例だと使用料を細かく、シャワーとか毛布とかまきとかプロパンガスとか規定してるわけですが、今度、指定管理者になるわけですが、その指定管理者が細かいことまで決めていくということになるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

ただいま利用料について、現条例と比較されましての御質問というふうに受け止めさせていただきました。

こちらにつきましては、確かにシャワーですとかガスですとかバーベキューコンロ等も、引き続き利用者の希望に応じて提供したいというふうには考えておりますけれども、こちらのほうにつきましては、指定管理者との申請に基づいて金額を承認したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

今、指定管理者というのが、法人とかという人ですけれども、何か指定管理者になるような候補はありますか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

こちらの指定管理者につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、平成17年条例第18号に沿いまして、こちらの議会で採択いただきましたら、1月以降公募をかけまして、その中からの申請で承認を得て議会の皆さんのほうに採択をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

キャンプ場を有意義に使っていただくために、ぜひ充実していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） お願いします。

キャンプ場は、今年も村で行わず、外部の方に委託して管理をお願いしたかと思えます。来年度から指定管理者に入れたという背景、理由と、今年度、村ではなく違う方が管理されたことによって、何か変わりがあったのかどうかということをもまずお聞きしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 令和7年度より横手キャンプ場につきましては、管理委託ということで村内の事業所の方に管理業務を委託してございます。こちらにつきましては、特に横手キャンプ場の管理人の手配が我々としてはなかなか困難なものがございまして、この管理人の配置について民間の事業所に御協力をいただいたところによります。

令和7年度におきましては、おかげさまで利用者のニーズに応えられ、対応ができていたというふうに認識しております。

令和8年度以降、この横手キャンプ場を指定管理者にすることで大きな違いは、利用料については村の会計に預けずに指定管理者自らが収受しまして、利用料を指定管理者が受け取ることで経営努力を誘導するような形に持っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

そうすると、これから管理料じゃなくて指定管理料を村からお支払いしてということになるわけですね。光熱費とか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 指定管理料については、金額はこれからの予算査定、予算ヒアリングによりますけれども、現在、指定管理業務は、くつろぎの湯、リフレッシュパークあおき、田沢温泉・沓掛温泉の共同浴場、あと道の駅、ふるさと公園と既に指定管理の事業は進んでいるわけですが、そもそも村で運営でもかかるとか、いわゆる議員おっしゃるような光熱水費にかかるものは、この後の予算ヒアリングにもよりますが、予算は確保したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

人件費や管理コストの削減等で委託していくというのはよいことかなと思います。また、外部の人のアイデア等を入れて経営努力をしていただいて、キャンプ場がますます活気づいていけばいいかなと思うのと、それぞれの村の施設を利用して一緒に観光に行ってもらえるように、田沢温泉、それから昆虫資料館、パラグライダー等も含めた、そのような取組をしていただけるようにしていただきたいと思いますが、やはり村で行うのじゃなくて民間が行うということになると、サービスの低下というのが指定管理の中で問題がいつも出てくるかと思えます。そういうことにならないよう、指定管理者と密な活動により、よりよい公共サービスがこれからも提供できるよう、村としてもよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 今の塩澤議員の質問に関わってきますけれども、指定管理者制度にこれから移行するということでもありますけれども、そうなったことの現在の実情、今年管理委託をしたところから引き続きということだと思いますが、現状を踏まえて管理制度にしていくということの実情や理由をまずお聞きしたいと。

それから、あわせて、指定管理者制度として来年度から発足する、それに手を挙げる希望者、そういったことについての見通しがあるのかを、まずその2点をお願いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

まず、実情ですけれども、令和7年度、この管理人の業務について民間事業者へ委託しまして、管理人の手配、これは我々から手配するのから比べて、非常に我々とすれば楽になりました。それでまた、民間管理事業者のほうで確実に管理人のほうは配置していただいているというふうに認識しております。

キャンプ場、自然、天候にかなり左右しております。令和7年度はやはり熊の騒動等がありました。土日の天候でかなり天候が悪くてキャンセルも続いたこともありまして、利用料に対しましては、利用料の収入は前年程度の収入でありました。令和4年が90万ということで、こちらが最高の利用料の収入を得たわけですけれども、すみません、失礼しました。令和4年が90万、令和5年が90万4,000円という、100万近くの収入を得ていたところですが、令和7年度でいいますと56万1,000円という、約半分という収入の中でした。

その中で必要経費に関わる部門ですけれども、令和4年度は人件費を除く光熱水費が37万、令和5年度が31万、令和7年度につきましては22万という光熱水費がかかっております。そのところはどうのように捉えるかというのは、また指定管理者あるいは指定管理者に申し込まれた方との話し合いにはなりますけれども、現状ではそういう現状でございます。

また、この後、本議会で採択いただいた折には、来年1月に入りまして中旬あたりから、他の指定管理者制度がちょうど切替えの年になりますので、それに合わせて広く公募ができればありがたいというふうに思っています。期間とすれば早めな公募をかけて、1か月まで取ればいいんですけれども、3月議会に間に合うような形で公募をかけたいというふうに考えております。

実は、もう既に二、三、事業所、団体の方からも紹介をいただいておりますので、そのあたりは期待をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 現状でいいますと、では、これから発足といいますか、指定管理者制度を発足していく見通しが十分にあるというふうにお聞きをいたしました。

その後についてですが、キャンプ場がいつまで続けていけるのかというふうなことを、先々のことを考えたときに、そうした採算見通し等がうまくいかなくなっていく、そうした場合の事業者が撤退していくというふうな状況を迎えないことが望ましいわけですけれども、そういった形になってきた場合はどうなっていくのかという、その辺の先々の見通し、

まだ立てられないかもしれませんが、今考えられることをお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まずはそのようにならないように、村と指定管理者の請負事業者と協力してやっていきたいというのがまず何よりも思いであります。

一応、指定管理者制度の期間は5年を目安として考えておりますが、もう既に、ここでは具体的な御提案は申し上げられませんが、意気込みのある事業所、団体の皆さんから、こうしたらいんじゃないかというようなアイデアも頂戴しておりますので、持続可能、継続可能なキャンプ場運営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） ほかに。

松本議員。

○6番（松本淳英君） 使用料について質問いたします。

別表6の入場料1人1日1,000円というのは、最後のページで見ますと、使用料、デイキャンプの1,000円に該当するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

実は今回、利用料金については随分悩んで上程をさせていただいたところです。こちらにつきましては、上限額を示させていただきまして、この範囲内で指定管理の事業所から御提案をいただいて承認を得たいというふうに考えております。

お手元の概要説明の中に、近隣の市町村のキャンプ場、公営民営を上げさせていただきました。それぞれキャンプ場、大きさ、規模、位置する場所等いろいろ特徴あるわけですが、その中から平均して、上限がこのくらいの金額であれば適当ではないかというものをこちらのほうから御提案をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 上限が適当な水準として1,000円ということですが、デイキャンプ場、他の施設見ますと、3,000円とか2,000円という数字もあるわけでございます。これ上限ということですので、その範囲内で指定管理者が指定、決めると。それを村長が承認するという形になるかと思えます。

今後、採算の見通し等に不安があるのであれば、もう初めから高い3,000円とか2,000円

にしたほうがいいのではないのかなと思います。利用者にとっては安いほうがいいわけですが、キャンプ場の質を良くしていけば、高い値段でも利用する方は増えるかと思います。村内の方と村外の方で値段も分けることもできるかと思います。もちろん、必要があれば、また条例の改正等をすればよろしいかと思いますが、それでも初めから1,000円にしてしまうよりは、初めはもう3,000円にして、その上限の範囲内で値段を設定していただいて、今後の収益改善等の努力を管理者の方に促したほうがいいのかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 建設的な御意見としてお伺いさせていただきました。

おっしゃられるところも一理あるなというふうにお伺いしまして、また指定管理者が決まったところで利用料金の金額の上限につきまして変更がある際には、またよろしくお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） よろしいですか。

ほかに。

金井議員。

○10番（金井とも子君） すみません。第6条の4番ですが、指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、村長の承認を得て使用料を減免することができるというふうにありますけれども、減免する事例としてどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 現状もそうなんですけれども、地区の育成会ですとか地区のスポーツ少年団の皆さんですとか、村内の子供さんに関わる事業の受入れの際には減免を行ってきましたので、そこは引き続きお願ひしたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） これから指定管理者になる予定のようでございますので、減免に対して偏りがあったりしないように、その辺はとにかく不公平にならないように、村のほうとしてもよく監督していただきたいなというふうに感じております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第2号 青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第3号 上田地域広域連合規約の変更について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） まず、基本的なことをお伺いいたしますが、クリーンセンターが稼働した場合の東部、丸子クリーンセンターの運用はどうなるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

現在、圏域内に3施設ございますけれども、統合クリーンセンターができた暁には、3施設を統合して1つになると。あと、ほかの2施設については後利用をそれぞれ考えるということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） そうしますと、別表の中に（3）東部クリーンセンターというふうに載っているわけですが、これは統合クリーンセンターができる前までの段階というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

そのとおり、東部クリーンセンターがある間ということでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 続いて、投入量割によって資金を出していくということですが、現在の投入量割の状況について、どんな具合になっているのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在、投入割につきましては、その前に、均等割10%で投入割90%という割合でございますけれども、こうした場合に、ただ均等割の場合は当然均等割で4市町村で割りますので、2.5%ずつの割合になります。投入割合が残りの90%の割合になりますので、そうした場合には、上田市が約78%の投入の割合になります。東御市が約9%、青木村は約1.5%、長和町が2%という形になります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 人口比で考えたときの割合では、その辺の割合はどうなるのか。つまり、村としては他市町村に比べて、人口からして投入量は多いのか少ないのか。そういったことを知りたいと思うんですが。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 青木村にいたしましては、人口の割には投入量割は少ないというふうに認識しております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 投入量割を算定するに当たって、事業系のごみについてはこれを除いた形ということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 最後に、投入量割の分母をお聞きをしたいと思うんですけども、今現在の3クリーンセンターの投入している量、それ全体を分母として算定するのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

基本的には、各市町村から搬出されているごみの量全体を分母にするということでございます。

○議長（平林幸一君） 質疑ほかにごございますか。

金井議員。

○10番（金井とも子君） このクリーンセンターですけども、なかなか着工にならないんですけども、今後の着工の見通しはいつ頃の予定でしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

資源循環型施設につきましては、若干スケジュール的に遅れているというようなことを広域の方からも聞いております。今後につきましては、令和8年度、来年度になりますけれども、来年度の前半、夏ぐらいに事業者、いわゆる建設する事業者の募集を開始したいと。9年度から実際の工事に入ると。竣工につきましては、今現在ですけども、今現在の予定で言いますと、令和13年中に竣工して施設を稼働していきたいという予定というふうに聞いております。

ただ、現在、御存じのように、働き方改革ですとかいろんなものがございまして、なかなか工期的に、この資源循環型施設に限らずいろんな公共施設につきまして、工期的に延びる傾向があるというふうに聞いておりますので、今のところの予定ですと、令和13年度竣工の施設稼働という予定でございますけれども、これにつきましては、また延びるという可能性もあるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） すみません。着工した場合、建設費は今の見込みでは大体幾らぐらい青木村では支出する予定でしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

建設費の総事業費は、現在の段階ですけども約214億円、そのうち青木村が負担するの

は、先ほど申し上げましたように均等割10%、搬入割90%で計算しましたところ、6.1億円ほどになります。

ですが、これは先ほど申し上げましたように、現在の段階での搬入量割を基に算出しておりますので、実際にこの搬入量割に基づきます経費を算出するに当たりましては、令和6年度から令和8年度の搬入量の実績によりまして、その割合によって金額を算出しますので、今申し上げました金額はあくまでも現在の段階での見込みでございますし、建設費の214億円につきましても、これも現在の段階でございます。これにつきましても、現在、物価高騰ですとか人件費高騰がございまして、工事の経費的に伸びるという傾向がありますので、これも変更になる可能性があるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） すみませんが、この建設費について国・県の補助はどのくらいになるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 建設費につきましては、先ほど申し上げましたように214億円ですけれども、このうち交付金として国のほうから62億円ほど参ります。ですので、各市町村で実際に負担する金額としましては、差引きの152億円程度になるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

小林議員。

○1番（小林久美子君） 今の金井議員のところ、令和6年から令和8年までの実績とあるんですけども、今、令和7年なんですけど、ごみ削減運動を青木村のほうですてさなかで、まだ令和7年、令和6年と令和7年の数字はどのくらい減ったかとか、そういうのはまだ上がってきていないのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

令和7年度の実績は、まだ4か月近く残っておりますので、まだ何とも言えませんが、ただ、傾向としましては、可燃ごみ、家庭ごみにつきましては減少傾向にあるというふうに認識しております。令和2年度以降のコロナ禍につきましては、2、3年、4年ぐらい

につきましては、やはり巣籠もり需要といたしますか、家庭の中で飲食をするという傾向がございまして、やはり家庭のごみが増えるという傾向があったんですけども、令和4年度以降のコロナ禍明けといたしますか、落ち着いてきてからは、そういった傾向も和らいできまして、家庭ごみのほうも減少傾向にあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 減少傾向にあるということで、また引き続き皆さんに頑張っていただけだと思います。

ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

松本議員。

○6番（松本淳英君） 裏面の(4)統合クリーンセンターの一番下の部分ですが、上田市に対する補助に要する経費ですが、こちらどのくらいの経費の額を見込んでいるのか。また、振興策としてどのようなことを考えているのか。現時点で決まっているものがございましたら、答弁いただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） クリーンセンターの地域振興事業に係る上田市に対する補助としましては、上田市では地域振興事業としまして約4億円ほど見込んでおりまして、3億円を上田市のほうで負担しますので、残りの1億円を東御市、長和町、青木村で負担するという形になっております。

地域振興事業の内容なんですけれども、これは地元の要望によりますので、今どういったことを行うというふうにはお答えできませんけれども、ただ、ほかの圏域のやはり同じようにクリーンセンターを造ったときの地域振興事業というのが結構ありますけれども、そういった場合ですと、やはり地域の公民館の改修ですとか、あと地域の水路の改修ですとか、あるいは生活道路を新たに造るとか、そういったもので地域振興策というか事業を行っているというものがあるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） この4億円は、毎年ではなくて1回限りという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） そのとおりでございます。

○議長（平林幸一君） 質疑ほかにごございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第3号 上田地域広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第4号 令和7年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

北澤議員。

○3番（北澤久美子君） お願いします。

資料の27、28ページの商工費の2番の目の商工業振興費の……

○議長（平林幸一君） マイクを手元へ。

○3番（北澤久美子君） 申し訳ない。

目の2番、商工業振興費の区分の節のほうにあって、33番、青木村賑い創出プロジェクト補助金についてお伺いします。

この補助金のネーミングもにぎわい創出をということで、村がにぎやかになるイコール村が活性化するというための補助金ということで、とてもいい名前の補助金だなと思って感謝

いたします。

それで、今回はこの補助金はJ A青木スーパーさんへ補助金として支援いただくというお話がありました。ほかの個人事業所さんもあるところなので、今後ほかの事業所さんへ広げていくとか、どのように広げていかれるのかお尋ねします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まずは、目の33番、青木村賑い創出プロジェクト補助金、この事業名にお褒めのお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

本当にこの事業名のとおり、職員願いを込めてつけさせていただいたところですが、今回J A青木店が新たに改装されるという情報をいただきまして、特に村民の皆さんの希望が強いとお聞きしました健康器具の設置を検討、健康器具の設置で予算を計上させていただいたところでございます。

J A青木店さんばかりではなくて、ほかの事業所、例えば商業、飲食店なんかにも、こういった形の中で村民の皆さんとのにぎわい、あるいは村民の皆さんの集いの場、憩いの場となるような事業がございましたら、またそこは御提案の中で予算の範囲内で御支援させていただければありがたいなというふうに考えております。

そのスタートとして、今回J A青木店さんを挙げさせていただいたわけですが、またそれに続いてそういったような事業所があれば、また御相談をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） ありがとうございます。

いろいろ個人、もし私が個人事業主だったとしたときに、やはり全体的な公平感というのはとても大切かなと思いますので、いろんな方に広めていただければいいなと思うのと、先ほど血压計とか等のコミュニティーの場所というようなお話の中で、普通の個人のお宅に独り暮らしの方が毎日行くとなると、ちょっと迷惑な場合もあるかと思うんですけども、お店であればお金さえ持っていけば、毎日行って、毎日お話もできる場となるのかなと思って、とてもいい場所が、にぎやかしの場所になってきたらいいなと思うので、ありがとうございます。

続けて、もう一点お聞きしてもいいですか。すみません。

26ページの農林水産業費の目の農業振興費12の委託料の農地現地調査等の委託料につい

てなんですけれども、下奈良本原地籍の用地測量ということで委託されるということですが、どんなような測量の部分の内容なのか、教えていただいてもいいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 下奈良本の原地籍におかれましては、議員さんも御存じかと思えますけれども、昔から営農されている方、それから無農薬ですとか有機栽培に取り組む方、それから現在ソバを作付している法人さんが、2つの法人さんがそれぞれ分担をして、再生された農地を保全していただいている状況でございます。

この農地、一連の農地の団地ですけれども、地図上は筆は幾筆にも分かれてはいるんですけれども、一連の農地として土目も良くて、農業としてはもちろんなんですけれども、ロケーションも非常によいところから、観光面ですとかそういったような可能性もある農地の団地でございます、村としても有効的に活用していただきたいというふうに思っているところでございます。

しかしながら、一部において荒廃化されている農地も若干残っておったり、また、一連の農地といつつも、畑と畑の間、いわゆる畔ですね、畦畔があるところもございまして、大型機械によって作業をする妨げとなっているところもあるというのが現状でございます。

今回この原地籍の再生整備を行っていくに当たって、まずは大規模の大型機械による作業の妨げとなっている畦畔の除去をしていくことを決定をさせていただいたところでございます。今回計上した補正予算につきましては、その前段として行います地権者との境界確認を基に、造成をする農地の外周の復元、それから将来、地区内にある、十何筆ありますけれども、その筆の筆界を、境界を正確かつ経済的に復元できることを想定した外周測量及び基準点及び筆界点成果簿、図面ですとか面積計算書等の作成に係る費用を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） ありがとうございます。

まず、測量というところで動き出しているというところで、原地籍部分に期待を寄せるところです。先日、小型の竹粉碎機の購入ということもあって、これからどんどん進めていけるのかと思いますので、ぜひ荒廃地の有効活用ということで進めていければと本当に思うので、いろいろありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 北澤議員から2点御質問がありまして、A・コープのことについて答弁するタイミングがなかったものですから、答弁させていただきたいと思うんですが、1年ぐらい前でしょうかね、もうA・コープが閉店すると、既に移管決定したというふうなニュースが入ってまいりました。

A・コープがなくなると、本当に村内にスーパーがない青木村にとって、特に高齢者の皆さんは買物ができなくなるということから、議長さんにも行っていただいたり、関係者全員でJAの組合長にお願いにまいりました。陳情書を持って全員で10人ぐらい、関係者がいましたかね、その中でぜひ存続していただきたいということをお願いしてまいりました。

そういう中で、経営をする人がいないというようなことも大きな課題の一つでありましたけれども、ある方が村民の方が引き続いて経営をしていくということと、働いている人たちも、やっぱり自分たちのモチベーションを持ってさらにやっていくという、大部分の方がですね、そんなことで存続するということになりました。大変そういう意味で、生鮮食料品なんか特にない村ですから、そういう意味でよかったなというふうに思っています。

御案内のとおり、診療所へ来た高齢者、あるいは子供さんたちが夕方親を、それから祖父母を待っている場所にもなっておりますので、そういうようなことで、少し空いてるスペースもありますので、先ほど担当課長が答弁申し上げましたようなことをしながら、村のセンターのしての活用、それから食料品店の販売、それからたまり場、そういった多様な目的のためにあそこを活用していただくといいようにしたいし、私どもも応援してまいりたいと思っております。

それから、もう一つ、村民の多くはJAの組合員ですよ。ですから、組合の組合員としても、またお互いにそういうような利用をする、またあるいは運営していく、そういう立場でありたいなというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） ありがとうございます。

村のほうから1つのその引き継いだ事業所というところで、気にしてもらえるというか、目を向けてもらえるとこのところ、店主の方たちというか方も本当に気持ち的に元気が出るかと思うので、本当に今回ありがとうございます。時あるごとに、私もいろいろのところで話をして、地域の方、多くの方が利用していただけるような方向で応援もしていきたいと思っておりますので。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 質疑ほかに。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 今の件うまくまとまっていうところで、またちょっとぶり返して申し訳ないんですが、名称的にはまだJ A、コープというお店が存続しているというふうにとってよろしいのかどうかというのが1点、という名前でいいんですね。

それから、この後、そのお店自体が改築をされるということなんですか、内装を改築される予定があるということで、そう聞いたんですが、なるのか。置く器具についても、先ほど言った健康器具ということで、血圧計、あと机とか椅子というような話がありましたが、ほかにもそういう健康器具的なものを置いて、どのような活用を考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

店舗自体はJ A青木店ということでお伺いしております。

また、改修工事につきましては、商工会の経営指導員のほうからの補助金の提案もいただきまして、商工会の中での補助金、国庫補助になるというふうに伺っていますけれども、そちらのほうを活用しまして、金額、申し訳ありません、おおよそですけれども、300万の事業費に対して3分の2の補助は出るというふうに伺っております。

健康器具につきましては、こちらのほうで置かせていただいて店主の方に負担のかかるものではないものですから、ある程度自動的な器具で設定をさせていただきたいというふうに思っています。御自分で測れるという観点からいいますと、また、御年配の方でも使いやすいという器具ということで選定をしていきたいと思いますが、現在は、血圧計、腕を入れれば測れるようなもの。併せて、今、骨粗鬆症ですかね、骨密度まで測れるような、体重計と身長が合わさるような、そういった簡単なものを配置させていただきまして、実はボランティアで医療に関わっていた方がいらっしゃるということで、その方の健康相談も受けられるようにしていきたいというふうに私どもは伺っております。

以上でよろしかったですかね。申し訳ありません。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

せっかく置くのですから、そういう指導者が入ってそういう指導ができる、来てチェックが、自分なりにチェックをしてデータをまとめていけるような形を取れば、先ほど村長が言われたように、たまり場、自分としてはしゃべり場みたいところで、皆さんが集まって

そういうことができる、場所ができるというのは大変すばらしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 何点か続けて質問させていただきます。

まず最初ですが、19、20ページ、民生費の保育所費の工事請負費、村単事業で保育所の施設工事、床下配管の油漏れという御説明を受けております。この灯油漏れがしていた期間や漏れた量というのはどれくらいなのでしょう。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園よりお答えいたします。

灯油漏れの期間についてですが、こちらは御説明をしましたように3月以降ということで、本年度の年明け1月、2月のところで灯油量のほうが増えているということに気づきました。量的なものに関しては、申し訳ありません、把握しておりません。灯油の灯油料金のほうで若干上がっておりまして、そこから灯油漏れがあるのではないかとということで検針のほうを始めさせていただきました。

ただいまはここまでの答弁で申し訳ありません。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） うまく理解ができなかった部分があって、3月で1、2月でという、ちょっとその辺がよく分からないんですが、期間としてどれくらい、2か月くらいという意味合いでしょうか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） そのとおりでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） この配管はいつ取り付けられたものでしょうか。また、同様な配管、ほかのところの状況はどうなのかを教えてください。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 配管の取付けにつきましては、現在の青木村保育園が新築、新しくなったのが平成5年になります。そこから配管に関して工事を行ったことはございませんので、30年以上になるかなとは思いますが。

また、今回の灯油配管に関しましては、検査をしていただきましたところ、実際のここからという漏れの場所はきちんとした確認がなく、当初は灯油缶からの漏れではないかというところで調べたところ、床下に配管されている全域の中で漏れている。こちらを本当に1か所どこかというところを追及するとなりますと、園舎の床を剥いで膨大な工事になるということで、今回、配管を回しての工事をするという経緯に至っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 30年から経過をしているということですが、ほかの所も同じように経年劣化ということが考えられるかなと思うんですが、そういったところの点検とかということとはどんなふうにお考えでしょう。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） お答えいたします。

点検等に関しては、床下全域になるということで、今回の工事を含めて床下の配管はもう使用せず、園舎周りに新しい配管をするということで今進めております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） そうしますと、古い配管はもう使わない、あるいは使っているものについては、見えるところの配管だけだというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） そのとおりでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 今回の工事に関しては、消防のほうでも入っていただいたというふうな説明があったかと思うんですが、そうした、心配されるのは引火ということなんですけれども、そういった心配等はあったのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） お答えいたします。

灯油漏れがあるのではないかと確認した時点で、灯油缶のほうは空にして全てストップをしておりますので、そういった心配はないかと思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） では、ありがとうございました。

別のところにいきますが、25、26ページ、農林水産業費、林業費、林業振興費、委託料で松林健全化推進事業ですが、追加分になるのかと思いますけれども、本年度の松くい虫の防除状況、進捗状況、また被害状況、そしてまた今後の見通し、その辺について御説明ください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 松くい虫の防除の関係でございますけれども、今年度につきましては、伐倒駆除を春に1,350立米を委託をして行っていただきまして、秋駆除につきましては、今回補正をお願いしている200立米も合わせまして1,580立米でございます。あと、別で村単で行っております伐倒駆除が345立米ありますので、今年度のトータルで申し上げますと、3,275立米の実施になるというふうに見込んでおります。

参考に、昨年度の令和6年度は4,190立米ですので、約900立米ほど少ないような状況でございますが、この辺はなかなか国の補助ですとか県の補助も予算がつきにくくなっている状況でございますので、なかなか財政的にも厳しい部分がございますので、今回このような実施の量になっております。

被害状況でございますけれども、請け負っていただいている森林組合さん等のお話を聞く範囲では、感覚的な部分になりますけれども、今年度については、この秋の駆除を行えばほぼ被害木は現時点ではたたいていけるというようなことをお伺いしております。ただ、気象条件によっても変わってはきますので、ちょっとその辺はまだ十分変動はあり得るというふうに認識をしております。

村も、今年度からドローンによります空中探査で被害木の実態を把握をしながら、駆除のほうを進めておりますので、今後もこの空中探査は引き続き継続して実態把握に努めていきたいというふうに思っておりますし、今年度から当郷地区で樹種転換を行っております。今後も計画的な、当郷を含めて、村松の一部も含めて樹種転換のエリアとして計画をさせていただいておりますので、計画的な自主転換を推進していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 確認ですけれども、ただいまの御答弁では、今現在被害が出ているところについてはほぼ伐倒駆除完了したというふうな、これが広がることについてはまた分かりませんが、現時点では完了したというふうな理解でよろしいということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 樹種転換を行っていく計画区域として、当郷地域と村松の一部の地域を計画しておりますので、その地域においてはもう伐倒駆除を入れられないというようになっておりますので、そちらについてはしたがいまして伐倒駆除は行っておりませんので、被害木がそのまままだ生きているような、そんなような状況でございますけれども、伐倒駆除を行っていくエリアにおいては、この秋駆除をもって現時点でおおむね被害木は駆除できているということでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございます。

次の点にいきます。

31、32ページ、土木費、土木管理費、土木総務費の18負担金補助及び交付金の負担金、県河川協会負担金や治水砂防協会負担金というふうに出ておりますが、この負担金そのものについてではなく、関連するのかどうかちょっと分かりませんが、当郷区の塩之入池、中原池の堰堤の補強工事について伺いたいんですけれども、数年前のこの点検では、ここについては崩れるおそれはないというふうな報告だったかと思うんですが、昨今ここについて補強工事を行うような状況というか工事施工をするというふうな話が漏れ聞いているのですが、このあたりの状況を教えてください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 申し訳ございません。計画はあるという話は聞いておりますが、ちょっと詳細につきましては現在ここではお答えできませんので、また調べまして、後で御報告をさせていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 緊急点検とかそういうことで、2つのところは安全性を確認されたというふうに川西土地改良区、あるいは上田市、あるいは県から報告を受けております。塩之入ですね。中原池も一時緊急点検では安全性を確認されました。

しかし、全国的に、さらに補強をしなければならないというようなことが求められておまして、そういう視点で見ると補強したほうがいいねということになって、さらに補強をすることを前提として今調査をしておるといふふう聞いております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 状況は分かりました。

その辺のいきさつが議会での報告があったのかどうか、ちょっとつかんでいなかったものですから、お聞きをいたしました。また状況が、詳細部分が分かってまいりましたら、教えてほしいというふうに思います。

続いてですが、本補正予算には組み込まれておりませんことで2点ほど伺いたいと思います。

まず、1点目ですが、さきの一般質問の際、千曲寮の解散に関わる部分を利用して給付型の奨学金制度を創設したい旨の御答弁をいただいておりますが、この点について、現時点で考えられている構想がおありでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） あくまで現時点でということによろしいでしょうか。変更もあり得るということで。

教育委員会の定例会等でも話題にしまして、どういう使い方がいいたろうかと考えたときに、やっぱり物価が高くなっているのです、今ある例えば大学、私立の大学だと月5万円なんです、それにさらに上乗せする形で考えたらどうだろうという意見が出ました。

しかし、一方で、そうすると卒業時に今よりも大きな借金を背負ってスタートするということがあるので、それだけでいいんだろうかという、そういう意見が出て、そうすると、じゃ、どういう方法がいいたろうかと考えたときに、現時点の考え方は、上乗せ分、例えば5万円を5万5,000円にすると。その上乗せ分を頂いた5,000万円から出して行って、その上乗せ分については返却しなくてもいいと、給付型にしたらどうかというところで、今のところは考えています。

ただ、まだ、私と村長さんとか教育委員会の定例会の中の話ですので、もうちょっと詰めなければいけないと思っているので、一応、現時点での考え方ということで御承知ください。

以上です。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） その考え方の中で、5,000万終わっちゃったらどうするのという悩みがありまして、じゃ、5,000円と高校生3,000円にしようとか今議論している話ですから、決定ではないという前提でお聞きいただきたいと思いますが、信濃寮、千曲寮ではなくて信濃寮というのがあったんですね。これはもうちょっと大きなものといいたいまいしょうか、多額の金を県に同じような形で教育資金として御寄附したというふうに聞いております。

それから、上田市でも、民間が寄附してそれを給付型で奨学金を持っていると。それは、

ちゃんとこれが終わったら終わりというようにはっきり書いてあるんだそうです。ですから、私どもも、それも参考になるねというような議論をしております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 先ほどの教育長答弁で考えますと、対象者を絞るとかということではなく、上乘せというふうな形の方向性で、対象者は応募した者全部というふうな考え方で進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そうです。

現在借りている方、それから、これから借りたいという方も含めて考えていこうという考え方です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 制度が発足する時期はどのあたりを見通しているんでしょう。つまり、給付型を始めるというのは、じゃ来年度から始めるのかどうかということです。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 3月議会を経て決定ということになりますので、4月1日から、決定のような今言い方をしているんですが、あくまで考え方として、4月1日からの対応になるかなと思っています。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 見通しとして理解をいたしました。

いずれにしても、新しい制度を創設できるということで、高校生、大学生、そうした方たちへの応援になるかというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） では、最後1点です。

やはり本予算にないところですが、現在、政府、農水省ではお米券配布ということをや、そちらにかじを切っていますけれども、村としてはこの扱いについてどうお考えか。県内では、配布しないではほかの形でというようなことを言っておられる自治体も幾つか出てきているところですが、村としての考え方をお話してください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 重点地方交付金については、今までも答弁しましたように、国のほう

から細かいことが全く示されておりません。新聞報道でJAがお米券をどうするというような話や、それをやる、やらないという市町村があったり、あるいはそれを現金で配るという市町村があったり、一定しておりません。

このお米券をどうするかというんじゃなくて、この交付金全体をどうするかという議論から入っていききたいなど。いつも言うように、公平で平等な村民の皆さんへいくようなことを考えていききたいというふうに思っております。

それから、もう一つ御理解いただきたいのは、いろいろ制度を、商工の皆さんとか農業の皆さんとか教育だとかと、あとこのシステム費が物すごく多額にかかるんですよ。それから、郵送料も多額にかかるんですね。これを1人当たりになると、数百円、1,000円近いんです。ですから、そういうようなことの事務手続、我々は事務手続が煩雑になっても職員にお願いしてやりますけれども、もうちょっと効率的なことを考えていこうねという議論をしているところでございます。

ちょっと前、郵送料だけでも二百何十万かかったとか、システム費だけでも100万以上かかったとか、必ずそういうのが出てくるんで、それを4,000人で割った方が1人当たりいくんじゃないのというようなことも今議論している最中で、お米券をやるかやらないかについての御答弁は、そういう状況の中ですから、具体的には御答弁できる状況にはないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（平林幸一君） ほかに。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 先ほど坂井議員が質問したのと同じところで、灯油漏れの保育園の件であります。保育園での灯油漏れ、それからあと、くつろぎの湯での灯油漏れ等、施設において灯油漏れが出ています。そこで、各村の施設においてこういう灯油漏れ等がないかどうか点検する、今かなと思えますが、そういう計画はあるのか、まずお聞きします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私も社会福祉協議会で数年間お世話になったんで、灯油のことについてはある程度理解をしているつもりであります。社協の場合はちゃんと貯湯槽があって、そこを法定に基づいて点検をしていますし、今、電気でプラスとマイナスで調べられるという

ような方法もありまして、いろんな方法があります。

今回、保育所ではタンクだということを前提で調査をしておりましたので、床下に漏れているということはちょっと想定していなかったんですね。それで、少し反省しなければならないところありますので、同じようなタイプのところには、今までの保育園のことも前提といたしまして、総点検をしたいというふうに考えております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） よろしく申し上げます。と同時に、同じように各家庭でもそういう問題が起きるかと思いますので、ホームタンク点検というんですかね、そういうのをまた呼びかけていただいて、各家庭でもそういう点検をするような呼びかけをお願いしたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 質疑ほかにございますか。

北澤議員。

○3番（北澤久美子君） 13、14ページの村営バス運行管理費の目、運行管理費の12番の委託料のことなんですけれども、評価検証業務委託とあるんですけれども、どんな委託内容か教えてもらってもいいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 金井係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） それでは、お答えいたします。

この今回の評価検証業務でございますけれども、まず、本年10月から千曲バス青木線の利用増進事業に向けて、上田市さんと青木村で地域公共交通利便増進計画というものを策定を行いました。これに伴い、その制度上、村の交通計画についても改定を行う必要が生じたため、今回補正をお願いするものでございます。

御質問の内容についてでございますが、評価検証業務といたしまして、アンケート調査を中心に実施をさせていただきます。調査書の原案の作成、また集計、分析業務等になります。アンケート調査の内容といたしましては、自動車運転免許証の有無、また返納の予定、外出を手助けしてくれる家族の状況、公共交通の利用頻度、また不満や利用しない理由など20問程度で、無作為抽出によりまして1,000人程度の村民の皆様アンケート調査を実施するという予定でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） ありがとうございます。本当にただバスに乗って乗ってと言うよりも、そのようにいろいろ検証していかれるというのはやっぱり基礎基盤になるかと思うので、委託のほう、また検証のほうよろしくお願いします。

ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございませんか。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第4号 令和7年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第5号 令和7年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第5号 令和7年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第6号 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第6号 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第7号 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について質疑を行います。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。  
討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第7号 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、陳情第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。  
討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　　お願いします。

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書に賛成の立場で討論します。

去る10月21日の高市新総理の就任会見で、高市氏は「赤字に苦しむ病院、介護施設への対応として、診療報酬、介護報酬について報酬改定の時期を待たずに、今もう経営大変ですから、経営の改善、また働いておられる方々の処遇改善につながる補助金を前倒しして措置させていただきます」と述べられました。

物価上昇が続く中、大手企業が大幅に賃金を上げ、最低賃金も過去最大の引上げが続いています。しかし、ケア労働者は年収ベースでみると賃下げ状態で、令和7年度の厚生労働省の調査では全産業の賃金改定額の半分にも満たない額で、全産業の平均賃金改定額1万3,601円に対し医療福祉の平均は5,589円であります。

インターネットを見ると、こんな医療関係のサイトにこのようなコメントが載っていました。介護福祉士です。職場で御利用者様からの暴言や御家族様からのカスハラ等あり、精神的に参ってしまう職員も多数います。退職する職員は減らず、新入職の職員は来ません。給与も上がらず、同じくらい大変なら他の職種に変えようと退職を考える職員が多いです。このままでは医療も介護も破綻を迎えます。待遇の改善を求めますという内容でした。

国民の命、健康を支える基幹的な分野でありながら、診療報酬や介護報酬の公定価格によって収入を得るため、利益を追求する民間の他産業と比べ低い賃金体系にあるケア労働者の現場であり、厚生労働省の毎月勤労統計調査などから、医療・福祉分野の平均月収は全産業職種の平均を下回っていることは明らかであります。

日本の医療、介護を守るために、速やかに医療報酬、介護報酬を引き上げ、ケア労働者の皆さんが安心して働き、暮らしていける賃上げを実現することを心から望んで、賛成討論いたします。

○議長（平林幸一君）　　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　　引き続き、本陳情に賛成の立場で討論をいたします。

本議会一般質問での冒頭でも申し上げましたが、私は本年8月から9月にかけて1か月半、入院生活を送りました。辛い1か月半でしたが、医療スタッフの皆さんと間近に接することができた、かつて経験したことのない貴重な1か月半でもありました。

手術後の90日間、毎日夜9時の消灯から翌朝6時の起床時まで仰向けになり、手術した右

肩の腕を斜め後ろに伸ばしてゼロポジションと呼ばれる位置につり下げられ、牽引をされました。無論、寝返りを打つこともできません。夜中にトイレに行く際は、そのたびにナースコールを押して牽引を解いてもらい、用を済ますとまた牽引してもらいます。広い病棟のフロアを夜勤で受け持つ看護師さんは3人きり。仮眠もほとんどできないといえます。

手術後の3週間、清拭や入浴介助をしてくださったのは介護スタッフの皆さんでした。そうした病院スタッフの皆さんのおかげで無事退院できた次第です。病院のあるありがたさを実感いたしました。

このように献身的に患者の命、健康を守ってくださっている医療、介護スタッフの皆さんですが、その賃金の低さに驚かされます。陳情書に書き込まれた医労連調査による本年度の賃上げ平均は5,772円、民間主要企業賃上げ平均1万8,629円の3分の1以下です。先ほど塩澤議員が示された厚労省による令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査でも、2.4倍の開きとなっています。

陳情書は報酬10%以上の引上げをうたっていますが、その根拠が読み取れません。そこで調べてみました。前回2024年度の報酬見直しは、診療、介護、障害福祉サービスの報酬が同時に改定されるトリプル改定の年でしたが、いずれも物価上昇率に追いつかない改定で終わっていました。医労連では、2020年から25年にかけて消費者物価指数が累計10%上昇していると説明しています。

また、日本医療法人協会、医法協でも、2020年から24年にかけての診療報酬引上げ不足分にコスト増分、改定後の人件費、物価上昇への対応分を積み上げると、2026年度の診療報酬改定では10%超えの本体プラス改定が求められるとしています。10%以上は、科学的に裏づけられた要求でした。

病院の7割、診療所、特別養護老人ホームの4割、歯科診療所、薬局の3割が赤字経営に陥っていると言われます。ある日突然病院がなくなる、地域医療は崩壊寸前は、うたい文句ではなく現実のものとなっています。安心して診てもらえる医療機関、入院できる病院は命のとりです。1か月半の入院でつくづくそのことを実感いたしました。

本年度中の緊急支援策も必要です。陳情内容は至極当然のことと思われれます。医療、介護、ケア労働者の生活並びに命のとりである医療機関を守るため、本陳情に賛成をいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

陳情第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

---

### ◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 陳情第2号 「青木村太陽光発電設備の適正な設備及び維持管理に関する条例」の見直しを求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

陳情第2号は、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手なし]

○議長（平林幸一君） 賛成者なし。

陳情第2号 「青木村太陽光発電設備の適正な設備及び維持管理に関する条例」の見直しを求める陳情書については、不採択とすることに決定をいたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（平林幸一君） お諮りをいたします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時31分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員